

令和2年度経済産業省・環境省委託事業

令和2年度

国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度運営等業務） 報告書

令和3年3月31日

みずほ情報総研株式会社

目次

1. 事業目的	1
2. Jークレジット制度における委員会の支援.....	2
2.1 運営委員会の開催.....	2
2.2 認証委員会の開催.....	21
2.2.1 認証委員会の開催概要	21
2.2.2 プロジェクト登録等の状況.....	41
3. クレジット創出のためのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援45	
3.1 支援方法・支援実績.....	45
3.1.1 プロジェクト計画書作成支援	45
3.1.2 モニタリング報告書作成支援	48
3.1.3 支援実績.....	49
3.1.4 課題と対応策.....	54
3.2 作成支援ツール類を用いた支援の検討.....	56
4. プロジェクト実施円滑化のための審査費用支援	57
4.1 支援方法・支援実績.....	57
4.2 課題と対応策	64
5. 方法論策定支援	66
5.1 窓口の設営	66
5.2 新規方法論策定支援	67
5.2.1 新規方法論の概要	67
5.2.2 主な論点.....	68
5.3 既存方法論の改定支援	72
6. Jークレジット制度登録簿システムの運用・管理支援.....	73
6.1 窓口の設置	73
7. Jークレジット制度ウェブサイト管理・運営	78
7.1 ウェブサイトの運用.....	78
7.2 認証委員会・運営委員会の開催に関する制度ホームページの運用.....	79
8. クレジット売買支援.....	81
8.1 マッチング促進	81
8.2 政府保有クレジット等の販売	82

8.3	J-クレジット・プロバイダー等の紹介	83
9.	地域版クレジット制度支援	87
10.	J-クレジット制度に関する窓口の設営	88
10.1	問い合わせ・申請窓口	88
10.2	申請受付実績	89
10.3	二重登録・認証の防止措置	90
10.4	森林管理プロジェクトにおける永続性担保の確認	92
10.5	打合せの開催	93
11.	関係者との連絡体制の構築と情報共有の実施	94
12.	J-クレジット制度の普及促進	95
12.1	全国における説明会	95
12.2	どんぐり制度とカーボン・オフセット宣言の運営	96
12.3	パンフレットの作成と配布	96
13.	J-クレジット制度の活性化及び運営効率化に資する調査研究	99
13.1	J-クレジット制度の活性化に係る調査方法論、クレジット種別毎のクレジット発行検討	99
13.2	制度簡素化に関する調査	99
13.2.1	ポジティブリストに関する調査	99
13.2.2	パワコンの校正に関する調査	113

1. 事業目的

J-クレジット制度は、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備導入とその利用等による温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を、クレジットとして国が認証する制度である。本業務は、2013年度より開始したJ-クレジット制度の運営を行うとともに、J-クレジット制度の普及促進を行うものである。

2. J-クレジット制度における委員会の支援

2.1 運営委員会の開催

(1) 運営委員会の概要及び委員構成

J-クレジット制度運営委員会は、本制度の制度管理者により設置され、以下の役割を担っている。また、運営委員会の委員は、表 2-1 に示す 11 名で構成した。

- | |
|----------------------------|
| ① 基本文書の決定及び改廃に関する審議 |
| ② 小委員会の設置 |
| ③ 制度管理者への制度変更に関する意見の提出 |
| ④ 認証委員会からの意見への対応案の審議 |
| ⑤ 地域版 J-クレジット制度の承認に関する審議 |
| ⑥ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議 |

出所) J-クレジット制度実施要綱

制度事務局は、以下の有識者に対し委員の委嘱手続きを行い、委員として運営委員会に出席いただいた。

表 2-1 運営委員会委員

	氏名	所属
委員長	山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事長・研究所長
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループ研究主幹
委員	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科 教授
	須藤 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 上級研究員
	谷川 喜祥	一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部 主幹
	湊元 良明	日本商工会議所 産業政策第二部長 兼 東京商工会議所 理事・産業政策第二部長
	新美 育文	明治大学 名誉教授
	橋本 征二	立命館大学理工学部 教授
	前田 憲生	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科 教授
	丸山 温	日本大学生物資源科学部 教授

(2) 委員会の結果

運営委員会は今年度2回開催した。新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン会議を併用する形態とした。各回の開催概要を以下に示す。なお、2回の委員会ではいずれも森林クレジットを用いたカーボン・オフセットを実施した。

① 第21回運営委員会

i) 議事概要

表 2-2 第21回運営委員会の議事概要

日時	2020年9月23日（水）13:30-15:30
場所	経済産業省 別館1階 104会議室、オンライン会議
出席者	<p>【委員】 山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、須藤委員、谷川委員、湊元委員、新美委員、橋本委員、前田委員、松橋委員、丸山委員</p> <p>【オブザーバー】 一般社団法人日本品質保証機構：元川部長、橋詰グリーンエネルギー認証室長</p> <p>【事務局】 経済産業省：梶川室長、小西課長補佐 環境省：井上室長 農林水産省：久保室長、古藤課長補佐 林野庁：魚住課長補佐 みずほ情報総研（株）：高浜チーフコンサルタント</p>
議題	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 制度文書の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネ方法論の更新プロジェクトにおけるベースラインの考え方 ・ プロジェクト登録基準の追加を踏まえた既登録のプログラム型プロジェクトへの新規会員入会の考え方 ・ 発熱量換算係数／全電源排出係数の出典の変更 <p>(2) 新規方法論の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AG-004 バイオ炭の農地施用 <p>(3) 方法論の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラグインハイブリッド車の対象化（EN-S-012 電気自動車の導入） ・ バイオマスの持続性要件（EN-R-001 木質バイオマス 等） ・ 追加的な設備投資の対象となる蓄電池の要件設定（EN-R-002 太陽光発電設備の導入） <p>【報告事項】</p> <p>(4) グリーン電力証書制度のプログラム型プロジェクトとの二重登録防止措置について</p> <p>(5) J-クレジット制度の最近の動向</p>
配付資料	<p>【資料1】 第21回J-クレジット制度運営委員会資料</p> <p>【参考資料1】 AG-004：バイオ炭の農地施用</p> <p>【参考資料2】 『気候変動×デジタル』プロジェクト 検討結果取りまとめ</p>

議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再エネ方法論の更新プロジェクトにおけるベースラインについての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 再エネ設備から再エネ設備への更新プロジェクトの場合、標準的な設備をベースラインとすること等について、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論策定規定（排出削減）及び各再生可能エネルギー方法論の改定を承認した。 2. プロジェクト登録基準の追加に係る実施規程改訂についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2021年4月以降に削減活動を追加する際には、既登録のプロジェクトであってもプロジェクト登録基準を満たす必要があることを実施規程（プロジェクト実施者向け）にも明記することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定を承認した。 3. 発熱量換算係数／全電源排出係数の出典の変更についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 燃料の単位換算係数及び全電源排出係数の出典変更について、事務局より説明した。審議の結果、提案されたモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）の改定を承認した。 4. 新規方法論の策定についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 新規方法論 AG-004（バイオ炭の農地施用）について、事務局より説明した。審議の結果、提案された新規方法論を承認した。 5. 電気自動車の導入方法論の改定についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 電気自動車の導入方法論において、新たにプラグインハイブリッド車を対象化することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。 6. バイオマスの持続性要件に係る各種バイオマス方法論の改定についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種バイオマス方法論において、FIT制度に倣った持続可能性要件を求めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。 7. 太陽光発電設備の導入方法論の改訂についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 追加的な設備投資の対象とする蓄電池の対象について最低容量を規定することについて事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。 8. グリーン電力証書制度のプログラム型プロジェクトとの二重登録防止措置についての報告 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 卒 FIT の住宅の登場を踏まえた、J-クレジット制度とグリーンエネ
------	---

	<p>ルギー認証制度との間での二重登録防止に関する措置について、事務局より説明した。</p> <p>9. J-クレジット制度の最新の動向</p> <ul style="list-style-type: none">・ J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。 <p>10. 気候変動×デジタルプロジェクトの進捗報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 気候変動×デジタルプロジェクトの進捗状況について、事務局より説明した。
--	---

② 第22回運営委員会

i) 議事概要

表 2-3 第22回運営委員会の議事概要

日時	2021年3月11日（木） 15:00 - 17:00
場所	経済産業省 別館11階 1115会議室、オンライン会議
出席者	<p>【委員】 山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、須藤委員、谷川委員、湊元委員、新美委員、橋本委員、前田委員、松橋委員、丸山委員</p> <p>【事務局】 経済産業省：梶川室長、小西課長補佐 環境省：井上室長 農林水産省：久保室長、古藤課長補佐 林野庁：魚住課長補佐 みずほ情報総研（株）：高浜チーフコンサルタント</p>
議題	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 制度文書の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス持続可能性に係る方法論改定の運営委員会審議を省略するための実施要綱の改定 <p>(2) 地域版J-クレジット制度の更新</p> <p>(3) 追加性の評価の省略（ポジティブリストの見直し）</p> <p>(4) 方法論の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築用プレキャストコンクリート部材の対象化（EN-S-040 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設） ・ 空調設備の付帯設備に係る付随的排出量の項目新設（EN-S-004 空調設備の導入） <p>【報告事項】</p> <p>(5) 森林経営活動プロジェクトにおけるモニタリングの簡素化について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(6) 審査機関の追加および2021年度の審査費用支援について</p> <p>(7) 各種申請手続きの電子化について</p> <p>(8) J-クレジット制度の最近の動向</p>
配付資料	【資料1】 第22回J-クレジット制度運営委員会資料
議事概要	<p>【審議事項】</p> <p>1. バイオマス持続可能性に係る方法論改定の運営委員会審議を省略するための実施要綱の改定についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 制度のガイドライン改訂を受けたバイオマス持続可能性に係る方法論改定は、運営委員会の審議を経ずに改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。 <p>2 地域版J-クレジット制度の更新についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域版J-クレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版J-クレジット制度の更新を承認した。

	<p>3 追加性の評価の省略（ポジティブリストの見直し）についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のポジティブリストの見直しについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された既存のポジティブリストの更新について承認した。 <p>4. 1 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設方法論の改訂についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設方法論において、レディーミクストコンクリートに加えて、建築用プレキャストコンクリート部材も対象とすることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。 <p>4. 2 空調設備の導入方法論の改訂についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の導入方法論において、付帯設備に係る排出量の項目を新設することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。 <p>【検討事項】</p> <p>5 森林経営活動プロジェクトにおけるモニタリングの簡素化についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営活動プロジェクトにおけるモニタリングについて、「航空レーザー等のリモートセンシング技術を活用することで、地位の特定に係るモニタリングを簡素化する」という事務局案を提示し、議論を行った。 <p>【報告事項】</p> <p>6. 審査機関の追加および2021年度の審査費用支援についての報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査機関の追加および2021年度の審査費用支援について、事務局より説明した。 <p>7. 各種申請手続きの電子化についての報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請手続きの電子化について、事務局より説明した。 <p>8. Jークレジット制度の最新の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Jークレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。
--	--

(3) 制度文書改定の概要

① 実施要綱

＜バイオマス持続可能性に係る方法論改定の運営委員会審議の省略＞

農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを原料とする燃料が対象になり得る下記の3方法論では、そのバイオマス原料の持続可能性（合法性）を、FIT制度でも認めている第三者認証を得ていることをもって確認することが、第21回運営委員会（2020年9月）における方法論改定で定められた。

- EN-R-004：バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
- EN-R-005：バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
- EN-R-007：バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替

上記の方法論改定において、そのような第三者認証として認められたのはRSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）およびRSB（持続可能なバイオマテリアルのための円卓会議）であったが、その後、FIT制度のバイオマス持続可能性ワーキンググループ（WG）および調達価格等算定委員会において、新たな第三者認証としてGGL（グリーンゴールドラベル）が認められ、2021年4月の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」の改訂に盛り込まれる見通しとなった。GGLは、2002年に同名の財団により創設された世界で最も歴史のあるバイオマス認証制度の一つであり、上記のJ-クレジット制度方法論が対象とするバイオマスの中では、RSBと同じく、パームやし殻（PKS）およびパーム古木（パームトランク）に関わるものである。

上記WGは、GGLの追加だけでなく、他の第三者認証についても「改正が行われる等により、再度評価することを求められた場合は、本WGにおいて再検討してはどうか」と論じ、そのような第三者認証のとして、ISCC（国際持続性・炭素認証）、ISPO（インドネシア持続的パーム油）、MSPO（マレーシア持続的パーム油）等を挙げた。

このように、上記のJ-クレジット制度方法論については、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス原料の持続可能性（合法性）を担保できる第三者認証としてGGLを追加する改定が必要となり、さらに同様の方法論改定が今後も複数回にわたり必要となる見通しとなった。そこで、

- こうした方法論改定はFIT制度のガイドライン改訂を受け自動的・機械的に行われるものであること
- 方法論改定を審議する運営委員会は半期末（9月頃および3月頃）に開催されることが多く、例年4月に行われるFIT制度のガイドライン改訂からタイムラグが生じてしまうこと

を踏まえ、こうした方法論改定を、「運営委員会の審議を経ず制度管理者が行い、改定内容は遅滞なく運営委員会委員へ報告」すればよいとする実施要綱改定を行った。このような審議省略は、元より「方法論において『日本国温室効果ガスインベントリ報告書』等を出

典とする各種係数の改定」「方法論のトップランナー基準に係る記述の根拠法令等改正に基づく改定」等で認めており、それと同列の扱いとした。具体的には、実施要綱 2.2 で述べている運営委員会の業務の①「基本文書の決定及び改廃に関する審議」の例外として「運営委員会の審議を経ず制度管理者が行い、改定内容は遅滞なく運営委員会委員へ報告する」ものの一つを、「方法論のトップランナー基準及びバイオマスを原料とする燃料の持続可能性に係る記述の根拠法令等改正等に基づく改定」とした（下線部が改定で追加した部分）。

② 実施規程（プロジェクト実施者向け）

＜プロジェクト登録基準の追加を踏まえた既登録のプログラム型プロジェクトへの新規会員入会の考え方の追記＞

プロジェクト登録基準の追加に関する制度改定が 2021 年 4 月に施行されることを見据え、改定内容を既登録のプログラム型プロジェクト運営・管理者にも周知徹底することが必要であることから、2021 年 4 月以降に削減活動を追加する際には、既登録のプロジェクトであってもプロジェクト登録基準を満たす必要がある旨を、実施規程に明記する改定を行った。

具体的には、「プロジェクト登録基準の追加」が施行される 2021 年 4 月以降に個々の削減活動を登録する場合、それぞれがプロジェクト登録基準を満たす必要があることは、方法論策定規程にしか明記されていないため、プロジェクト実施者（プログラム型運営・管理者）が最も参照する「実施規程（プロジェクト実施者向け）」にも記載した。

併せて、プログラム型プロジェクトに新規に削減活動を追加する場合に基づく方法論のバージョンについて以下の通り整理した。

- 原則として、登録されたプログラム型プロジェクト計画書が適用しているバージョンの方法論に基づいて新規の削減活動を追加することができる。
- ただし、上記プロジェクト登録基準に関しては、適用している方法論のバージョンに依らず遵守することが求められる。

③ 方法論策定規程（排出削減プロジェクト）

＜再エネ方法論の更新プロジェクトにおけるベースラインの考え方＞

前身制度の開始から約 10 年が経過し、太陽光パネルの付け替えやバイオマスボイラーの更新等を行う事例が想定されることに鑑み、再エネから再エネへの更新を行うプロジェクトについても、制度としてインセンティブを与えるべく、クレジット認証ができるよう改定を行った。

具体的には、再エネ設備から再エネ設備への更新を行う場合は、設備を新設する場合と同様に標準的な設備をベースラインとすることとした。この際、ベースラインの厳格性については標準的な設備が継続的に見直されることで担保される。仮に、将来的に再エネ設備が標準的な設備となれば再エネ設備から再エネ設備への更新を行ってもクレジットは創出されない。なお、バイオマス燃料方法論においては、燃料転換のみでもプロジェクト登録が可能である。これらの方法論については、同一の設備からの永続的なクレジットの創出を防ぐ観点から、設備更新を伴わず燃料転換のみでプロジェクト登録ができるのは化石燃料から再エネへの転換の場合のみで、再エネ燃料から再エネ燃料への更新プロジェクトを登録する場合は、設備の更新を伴うことを要件とした。例えば、化石燃料から木質チップに燃料転換するプロジェクトで、ボイラー設備は更新せずに再度燃料を木質ペレットに転換するだけで（その後も標準的な設備＝都市ガスボイラーをベースラインとして）クレジ

ットを創出し続けることは認められない。

併せて、自家用発電設備を使用する場合に参照する附属書 A は、非再エネ燃料を用いた自家用発電機に適用されることを明記した。

加えて、以上の方法論策定規程の改定を踏まえ全ての再エネ方法論に再エネ設備から再エネ設備への更新を行う場合は、設備を新設する場合と同様に標準的な設備をベースラインとする旨を追記した。

④ モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）。

＜発熱量換算係数／全電源排出係数の出典の変更＞

現行のモニタリング・算定規程において「燃料の単位発熱量」の「換算係数（高位⇒低位発熱量）」の出典とされている経済産業研究所（RIETI）「総合エネルギー統計の解説／2010年度改訂版」は、公開が停止されたため、2020年1月に資源エネルギー庁が公表した「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数」に出典を変更することとした。同資料の「一覧表」に総（高位）発熱量が、その「解説」に真（低位）発熱量が記載されたので、今後はこれらから換算係数を算定することになる。

(4) 新規方法論の概要

① AG-004 バイオ炭の農地施用

水田や畑などの農地にバイオ炭を施用することで、難分解性の炭素を長期間土壌に固定するプロジェクトの相談が複数あったことを受け、バイオ炭を農地に施用する活動を評価する新しい方法論を策定した。方法論の内容や論点の詳細は 5.2 新規方法論策定支援の項に記載する。

(5) 主な方法論改定の概要

① EN-S-004 空調設備の導入

方法論 EN-S-004「空調設備の導入」は、「ベースラインの空調設備よりも効率のよい」、すなわち「熱の利用効率が上昇している」空調設備の導入を対象とし、基本的に下記の式で排出削減量を算定するものである。

- 排出削減量 = ベースライン(BL)排出量 - プロジェクト実施後(PJ)排出量
- PJ排出量 = PJ電力使用量[or PJ燃料使用量×単位発熱量] × 排出係数
- BL排出量 = PJ生 ÷ BL設備のエネルギー消費効率 × 排出係数
PJ生成熱量 = PJ電力使用量[or PJ燃料使用量×単位発熱量] × PJ設備のエネルギー消費効率

上記の式でパラメーターとなっている生成熱量やエネルギー消費効率は、空調設備“本体”に係る値となっているが、ビルや工場等の大規模空調は、空調設備本体に加え、冷却水を冷却する冷却塔（クーリングタワー）のファンや、冷却水を循環させるポンプといった付帯設備を持っていることがある。これらの付帯設備が空調機能に必要不可欠であり、かつ専ら空調機能のために備わっているものであれば、これらも排出量算定の範囲（バウンダリー）に含めることが適当であり、また、仮に設備更新により付帯設備のエネルギー消費が増えるような場合は、それに伴う排出量を捕捉することが、保守的な排出削減量算

定の観点からも求められる。例えば方法論 EN-R-001 「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」では、（プロジェクト実施後についてのみであるが）「対象設備に付帯する追加設備の使用」に係る付随的排出量が算定項目となっている（このような追加設備としては、バイオマス固形燃料をボイラー等に投入するためのコンベア、ホッパー、送風ファン等が想定される）。

図 2-1 は、空調設備の更新により付帯設備が減少する事例であり、このような場合には付帯設備のエネルギー消費が減少する分も排出削減量に反映されることになる。

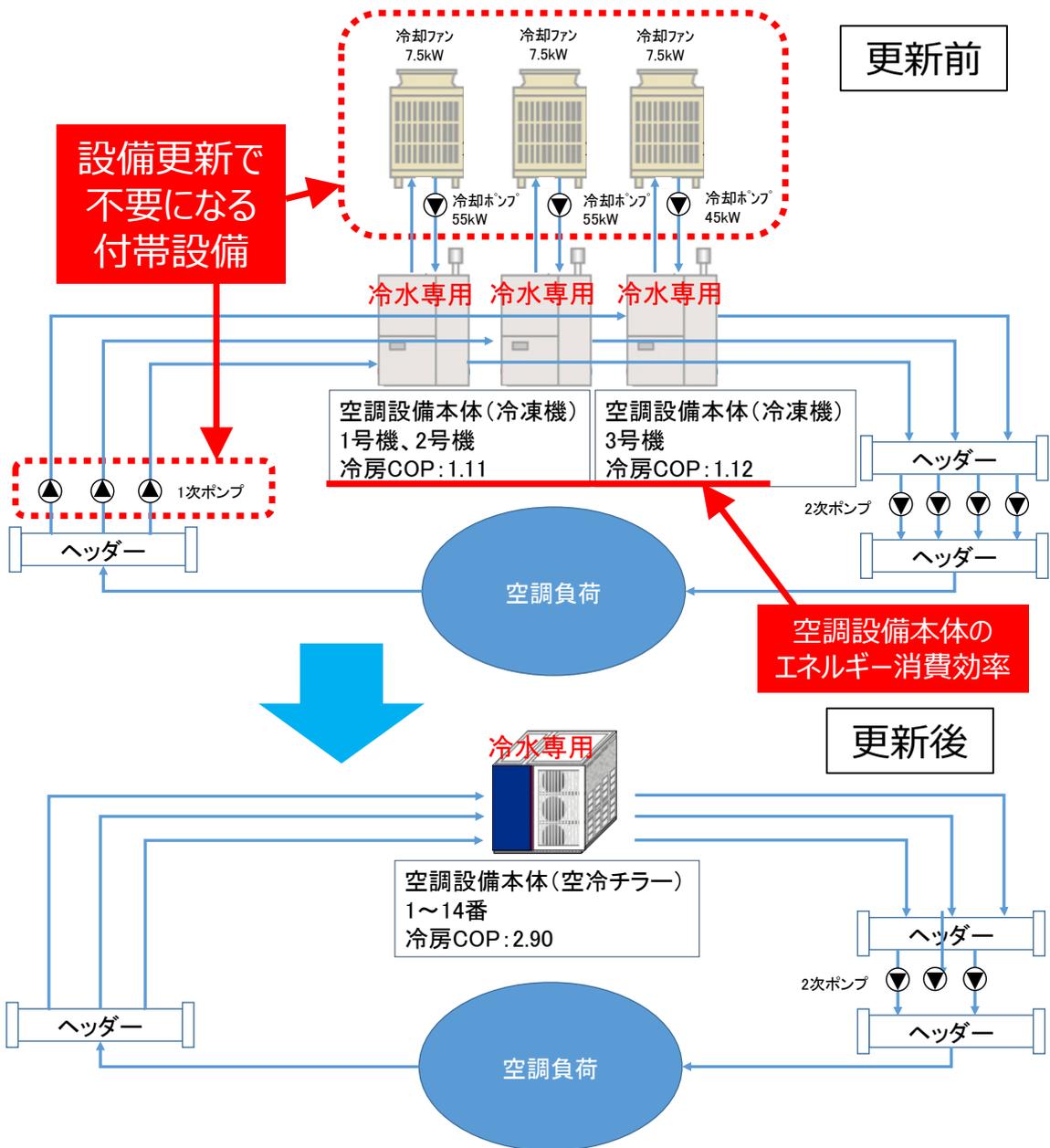


図 2-1 空調設備の更新により付帯設備が減少する事例

以上のことを踏まえ、方法論 EN-S-004 を改定し、空調設備の付帯設備に係る付随的排出量の項目を、プロジェクト実施後、ベースラインの双方に追加した。付帯設備の定義は「プロジェクトの対象となる空調機能の一部を担っており、そのエネルギー消費が空調設備のエネルギー消費効率に反映されていない設備」とし、「空調機能の一部を担う」という条件

と排出削減量の保守的算定の原則とを併せ踏まえれば、プロジェクト実施後は空調機能の一部を担うことによるエネルギー消費と排出量を計上しなければならず、逆にベースラインでは空調機能の一部を担うことによるエネルギー消費と排出量しか計上してはならない、ということになる。

空調設備の付帯設備に係る付随的排出量の算定式は、下記の通りとした。これらは、上述の方法論 EN-R-001 における追加設備に係る付随的排出量の算定式と同様のものである。

(付帯設備が化石燃料を使用する場合)

付帯設備の使用に伴う排出量 = 付帯設備における燃料使用量 × 燃料の単位発熱量 × 燃料の排出係数

(付帯設備が電力を使用する場合)

付帯設備の使用に伴う排出量 = 付帯設備における電力使用量 × 電力の排出係数

プロジェクト実施後の付帯設備における燃料使用量や電力使用量は実測できるが、ベースラインの付帯設備については過去のこと（更新プロジェクトの場合）であったり想定のこと（新設プロジェクトの場合）であったりするので、実測できない。そのため、ベースラインの付帯設備における燃料使用量又は電力使用量のモニタリング方法例については、「ベースラインの空調設備の活動量をもとに算定」と述べ、具体例として「例えば、ベースラインの空調設備による生成熱量（＝プロジェクト実施後の空調設備による生成熱量）および同設備のエネルギー消費効率から算定される電力使用量又は燃料使用量を、ベースラインの空調設備の定格消費電力量又は定格燃料消費量で除して稼働率を求め、それをベースラインの付帯設備の定格燃料消費量又は定格消費電力量に乗じて算定する。（左記の算定方法は一例であり、ベースライン設備の実態を踏まえて合理的な算定方法を示すこと。）」と注記した。

このようにベースラインの付帯設備に係る排出量は（実測ではなく）算定に拠ることになるので、恣意的な算定により排出量が（ひいては排出削減量が）不当に押し上げられることがないように、「付帯設備の使用に伴う化石燃料又は電力の使用量が合理的に算定できない場合、付帯設備の使用によるベースライン排出量は算定しない」との但書を付けた。算定が合理的かどうかは、妥当性確認時および検証時に審査機関が判断する。

② EN-S-012 電気自動車の導入

従前の方法論 EN-S-012「電気自動車の導入」では、「プラグインハイブリッドカー等電力以外を使用する車両を導入する場合は・・・本方法論を適用できない」としていた。この方法論が国内クレジット制度下で策定されたのは2010年（日産リーフ発売の年）であったのに対し、2012年にはトヨタ・プリウスPHVが、2013年には三菱アウトランダーPHEVが、2018年にはホンダ・クラリティPHEVが発売されたが、こうした間もプラグインハイブリッド自動車（PHV）を方法論の対象に含めることへの強い要望はなかった。

しかし、電気自動車（EV）より後発の製品であったPHVも、その普及度はEVを近年逆転（図2-2）、また、EV・PHVへの充電サービスを展開する事業者より、PHVユーザーも含む会員を取りまとめるプログラム型プロジェクトを登録できないか問合せがあったことも踏まえ、PHVも適用対象とするよう方法論 EN-S-012 を改定し、「電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入」とした。

EV／PHV／FCVの国内保有台数の推移

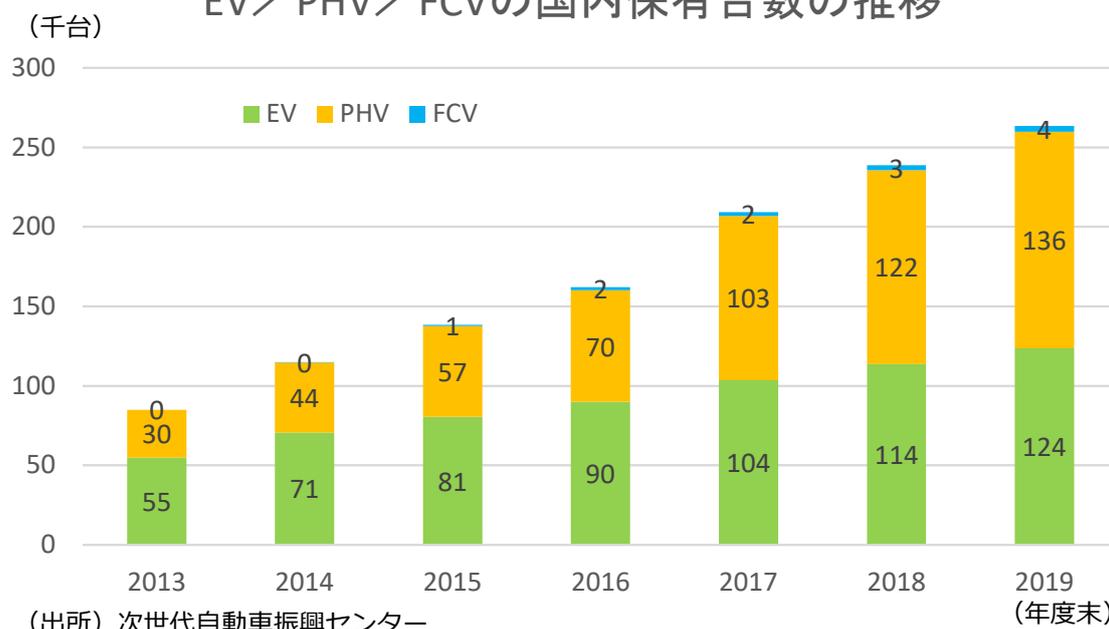


図 2-2 EV/PHV/FCV の国内保有台数の推移

プロジェクト実施後排出量の算定式は、下記の通り改定した。

(改定前)

EV導入のプロジェクト実施後排出量 = EV電力使用量 × 電力排出係数

(改定後)

EV導入のプロジェクト実施後排出量 = EV電力使用量 × 電力排出係数(改定前のまま)

PHV導入のプロジェクト実施後排出量 = PHV電力使用量 × 電力排出係数
+ PHV燃料使用量 × 燃料単位発熱量 × 燃料排出係数

また、ベースライン排出量の算定に必要なベースライン走行距離に等置されるプロジェクト実施後走行距離を、電力使用量とエネルギー消費効率（電費）から算定できるという従前のルールは、EV の場合に限定することとした。これは、PHV では走行モードや燃費／電費値が複数存在し、エネルギー消費効率が一義的に定まらないことを踏まえたものである。

EV のみを対象としていた改定前の方法論を適用する場合は「経済的障壁を有する蓋然性が高いため追加性の評価は不要」とされていたが、PHV を導入する場合も、表 2-4 で示す通り、PHV としてはやや安価な 3,000,000 円という車両価格（表①）、および年間 16,000km の走行距離（④）を想定し、比較的高効率に仮定した「ハイブリッド燃料消費率」と「電力消費率」（⑨⑭）の両者で投資回収年数を計算したところ、それぞれ「44.3 年」「30.7 年」（同⑬⑰）といずれも 3 年を大幅に上回り、経済的障壁を有する蓋然性は高いと考えられるため、EV と同様に、家庭部門に限り追加性の評価は不要とした。

表 2-4 PHV 導入の経済的障壁

① 車両価格 (円)	3,000,000	想定車両重量1,500kg
② 補助金 (円)	220,000	次世代自動車振興センターの補助金最大額
③ 純投資額 (円)	2,780,000	①-②
④ 走行距離 (km/年)	16,000	H28年度グリーンリーグ倶楽部 (EV) 実績値15,394kmより
⑤ ベースライン燃料消費率 (km/L)	17.6	トッパンナー基準 (車両重量1,421~1,531kg)
⑥ ベースライン燃料消費量 (L/年)	909	④÷⑤
⑦ 燃料単価 (円/L)	150.4	平成30年小売物価統計調査より「ガソリン」単価の都道府県平均値
⑧ ベースライン燃料費 (円/年)	136,727	⑦×⑥
⑨ プロジェクト燃料消費率<ハイブリッド> (km/L)	32.5	仮定
⑩ プロジェクト燃料消費量<ハイブリッド> (L/年)	492	④÷⑨
⑪ プロジェクト燃料費<ハイブリッド> (円/年)	74,043	⑦×⑩
⑫ エネルギー費削減額<ハイブリッド> (円/年)	62,684	⑧-⑪
⑬ 投資回収年数<ハイブリッド> (年)	44.3	③÷⑫
⑭ プロジェクト電力消費率<EV> (km/kWh)	10.00	仮定
⑮ プロジェクト電力消費量<EV> (kWh/年)	1,600	④÷⑭
⑯ 電力単価 (円/kWh)	28.8	平成30年小売物価統計調査より「電気代」の全国単純平均値
⑰ プロジェクト電力費<EV> (円/年)	46,080	⑯×⑮
⑱ エネルギー費削減額<EV> (円/年)	90,647	⑧-⑰
⑲ 投資回収年数<EV> (年)	30.7	③÷⑱

(注) ⑨～⑬はハイブリッド燃料消費率 (電気と燃料の両方による走行を想定した燃費) による計算。

⑭～⑲は電力消費率 (電力のみによる走行を想定した電費) による計算。

第20回運営委員会 (2020年2月) で審議・承認された、「プロジェクト実施後に化石燃料を用いる設備を導入する (又は設備に切り替える) プロジェクトについて、その主要排出活動で用いることのできる化石燃料は原則的に都市ガス (又は LNG) のみ」とする方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) 改定 (2021年4月1日に発効) に対し、電気モーターと併せガソリンエンジンかディーゼルエンジンを備える PHV の導入は抵触するのではないかという点については、「地域的又は技術的な制約により、都市ガス (又は LNG) を利用できない理由を合理的に説明できる場合に限り、その他の化石燃料の使用も認める」という例外規定を適用した。PHV は、航続距離が短く充電時間も長いという EV の弱点を補うためにエンジンも併せ持つものであり、全国で 221 か所しか急速充填所がない天然ガスを燃料とするエンジンは選択肢とならない (地域的な制約。ガソリンスタンドは全国で 29,637 か所、急速充電所は 7,700 か所) ことを踏まえた。

③ EN-S-040 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設

従前の方法論 EN-S-040「ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設」は、レディーミクストコンクリート (生コンクリート。建築現場で打設される未固化のコンクリート) の建築物における打設を前提に設計されていた。これに対し、生コンクリート工場で製造・出荷するも未利用のまま産業廃棄物となる「残コンクリート」「戻りコンクリート」を再利用して製造される「再生セメント」が混和材として使われる建築用プレキャストコンクリート部材 (工場で成型・固化され建築現場に持ち込まれるコンクリート製の柱や壁等) も方法論の対象とできないか、事業者より相談があった。年間 150~200 万立米 (東京ドーム 1.2~1.6 杯分) ほど発生する「残コンクリート」「戻りコンクリート」の処理は大きな問題となっており、そうした未利用コンクリートを脱水・乾燥・粉砕して作られる「乾燥スラッジ微粉末」(DSP: dry sludge powder) すなわち「再生セメント」の活用促進は望ましいことも踏まえ、方法論を改定した。

改定にあたっては、建築用プレキャストコンクリート部材について、①ベースラインのコンクリートの想定配合が依拠する、協同組合等による標準配合表が必ずしも存在しない②コンクリート供給者の条件としている JIS 認証を取得していない工場が多い③レディー

ミクストコンクリートとは使う用語が異なる——という問題を捉えた。

上記①に関して、改定前の方法論は、ベースラインのコンクリートのセメント配合量について、「コンクリート調達先事業所が所属する生コンクリート協同組合等が示していた標準配合表」に基づくこととしていた。このような標準配合表はしかし、レディーミクストコンクリートについては存在するが、建築用プレキャストコンクリート部材については必ずしも存在しない。そこで、「プレキャストコンクリートの場合は、その仕様の設計基準強度を呼び強度に換算した上で、換算後の仕様に対応する標準配合表を参照すること」との注意を付した。その換算は、「一般社団法人日本建築学会『建築工事標準仕様書 JASS10 プレキャスト鉄筋コンクリート工事』等が定める方法によって行うこと」とした。

上記②に関して、改定前の方法論は、レディーミクストコンクリートのみを前提としていたため、コンクリートの調達元について、「JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」の認証を受けた事業者」という条件を課していた。これに対し、プレキャストコンクリートにも JIS 規格はあるものの、建築用プレキャストコンクリート部材の工場は、業界独自の他制度が存在していることもあり、JIS 認証を取得していないところが多い。そこで改定では、コンクリートの調達元に課す条件として、「プレキャストコンクリート製品に係る JIS 規格の認証」と共に「業界の適切な制度による認定等」を加え、「業界の適切な制度」の例として「一般社団法人プレハブ建築協会の PC 部材品質認定制度、一般財団法人日本建築総合試験所のプレキャストコンクリート生産技術性能証明等」を示した。例示した制度、およびそれらの運営機関は、下記のような公共性の高い各種建築関連文書において参照・引用されているものである。

- 国土交通省国土技術政策総合研究所「建築物の構造関係技術基準解説書」
- 公共住宅事業者等連絡協議会「公共住宅建設工事共通仕様書」
- UR 都市再生機構「標準住宅性能仕様書」
- 東京都「建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引き」

上記③に関して、レディーミクストコンクリートを建築現場で使用することを「打設」と言うが、成型・固化された上で出荷されるプレキャストコンクリートについて「打設」とは言わないため、改定前の方法論で「コンクリートの打設」等としていた表現は、「コンクリートの使用」等と改めた。また、コンクリートの仕様要素のうち“強度”のことを、レディーミクストコンクリートでは「呼び強度」と言うが、プレキャストコンクリートについては「設計基準強度」と言うため、改定前の方法論で「呼び強度」とのみ記していた部分を「呼び強度又は設計基準強度」と改めた。

④ バイオマスの持続可能性要件 (EN-R-001 木質バイオマス 等)

FIT 制度では、多様な新規燃料の活用が見込まれるバイオマス発電燃料について、その持続可能性の確認方法が決定されたもののみを制度の対象とすることが、調達価格等算定委員会等での検討を踏まえ「事業計画策定ガイドライン (バイオマス発電)」に明記されている。具体的には、2020 年 4 月改訂のガイドラインの「燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」の項に、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料について RSP0 認証または RSB 認証の取得義務を明記している。RSP0 (持続可能なパーム油のための円卓会議) は、WWF をはじめとした環境関係団体が設立した非営利組織で、世界各地で行われているパーム油の生産が、熱帯林の保全やそこに生息する生物の多様性、森林に依存する人々の暮

らしに悪影響を及ぼさないよう持続可能なパーム油の生産と利用を促進することを目的に、認証制度を運営している。RSB（持続可能なバイオマテリアルのための円卓会議）も、バイオマテリアル全般を対象に RSP0 と同様の認証制度を運営している。

また同ガイドラインは、農産物の収穫に伴って生じる新規のバイオマス燃料の“食料競合”について、専門的・技術的な検討を経て策定された基準に照らして食料競合の懸念／おそれがないことが確認されるまで FIT の対象としないことを明記している。

他方、J-クレジット制度では、バイオマス燃料方法論が“法令遵守”と“ライフサイクル GHG 排出量”に関して表 2-5 のような規定を持つが、その他の“持続可能性”に係る規定は「実施要綱」「実施規程」等を含め存在しなかった。

表 2-5 J-クレジット制度方法論に既存した持続可能性関連規定

方法論	“法令遵守”に係る規定	“ライフサイクルGHG排出量”に係る規定
木質バイオマス 固形燃料 (EN-R-001)	<ul style="list-style-type: none"> 「建築廃材以外の木質バイオマスについては、伐採に当たって法令に従い適切に手続が行われた木材に由来するものであること」を要求 	<ul style="list-style-type: none"> 原料の運搬、燃料化処理設備の使用、燃料の運搬、追加設備（燃料投入設備等）の使用に係る付随的排出量の計上を要求
バイオ液体燃料 (EN-R-004)	<ul style="list-style-type: none"> 「BDFを混合する者が、揮発油等の品質の確保等に関する法律の特定加工業者として登録されており、精製されたバイオディーゼル軽油混合燃料の品質が同法の強制規格に準拠していること」、「精製されたBDFが…（全国バイオディーゼル燃料利用推進）協議会モニタリング規格を満たしていること」等を要求 	<ul style="list-style-type: none"> 「バイオ液体燃料の原料は…水管理状態の変化を伴う水田から生産された稲は除く」と規定（そのような稲を原料とするバイオエタノールは、追加的なGHG排出が想定されるため） 原料の生産と運搬、燃料化処理設備の使用、燃料の運搬等に係る付随的排出量の計上を要求
廃棄物由来 バイオマス固形 燃料 (EN-R-005)	<ul style="list-style-type: none"> 「バイオマス燃料の使用にあたり、関連する法令等を遵守し、必要な許認可等を取得していること」、「JIS等の技術規格が制定されている種類の燃料については、当該規格を満たすものであること」を要求 	<ul style="list-style-type: none"> 原料の事前処理や運搬、燃料化処理設備の使用、燃料の運搬に係る付随的排出量の計上を要求
バイオガス (EN-R-007)	(特になし)	<ul style="list-style-type: none"> 「原料は、6か月以上、屋外等密閉されていない場所で保管・貯留されないこと」を要求（そのように保管・貯留された場合、分解に伴う消化ガス〔メタンガス〕が発生し大気中に放出される可能性があるため） 原料の運搬、燃料化処理設備の使用、燃料の運搬等に係る付随的排出量の計上を要求

こうした制度状況に対し、FIT 制度がバイオマス燃料に求める持続可能性（環境負荷が小さく、社会への悪影響がなく、法令を遵守した形で生産されていること）は J-クレジット制度においても同じく重要であるため、既に関連規定のあった法令遵守やライフサイクル GHG 排出量にとどまらない広範な持続可能性を、プロジェクトで使用するバイオマス燃料の要件として課す方法論改定を行った。

方法論 EN-R-001「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」については、FIT 制度の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」における輸入木質バイオマスに係る規定に倣った適用条件を導入し、方法論適用条件に「輸入された木質バイオマスについては、その流通・加工を行う取扱者から、持続可能性（合法性）が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付を受けること」との文言を追加した。

方法論 EN-R-004「バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替」、EN-R-005「バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」、および EN-R-007「バイオガス（嫌気性発酵による面単ガス）による化石燃料又は系統電力の代替」については、FIT 制度の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」における農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入品が対象）

に係る規定に倣った適用条件を導入し、方法論適用条件に「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入されたものに限る）を原料とする燃料／バイオガスについては、その持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSP02013、RSP02018 又は RSB）により持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。食料競合の懸念が認められる燃料／バイオガスについては、そのおそれがないことが確認され FIT 制度の対象となっていること」との文言を追加した。

なお、以上の方法論改定は、持続可能性要件の重要性に鑑み、約半年の猶予の後、遡及適用することとした。プロジェクトにおけるモニタリングや認証量算定は、承認・登録済みのプロジェクト計画書に従って行うことが原則であるが、他方、プロジェクト実施者向けの「約款」は、方法論等の内容の変更又は改廃等について、「制度管理者が特に必要と認めた場合には、当該変更又は改廃等について遡及的に」、その内容に従うことを義務付けている。そこで、「持続可能性（合法性）に係る本条件は、2021年4月1日以降に妥当性確認又は検証（同日より前に登録されたプロジェクトにおける検証も含む）を申請する場合に満たさなければならない」と定めた（本改定を審議・承認した第21回運営委員会は2020年9月23日開催）。ただ、改定された上記の4方法論に基づき登録済み（第21回運営委員会開催時点）のプロジェクトのうち、輸入された木質バイオマスを原料とする燃料を使用しているプロジェクトは無し、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入されたもの）を原料とする燃料を使用しているプロジェクトは1件のみであり、方法論改定の遡及適用による影響は限定的であることを確認した。

⑤ EN-R-002 太陽光発電設備の導入

第20回運営委員会にて、既設の太陽光発電に蓄電池を追加導入することでJ-クレジット制度の対象とできる改定が実施されたが、蓄電池の容量等に関する要件は設けられていなかった。追加的な設備投資の対象とする蓄電池の対象については初期実効容量が1.0kWh以上であることを最低容量として規定した。

(6) 検討事項の概要

① 森林経営活動プロジェクトにおけるモニタリングの簡素化について

方法論 F0-001「森林経営活動」に基づくプロジェクトは、年々着実に登録されているものの、一層の登録促進が期待されるところである。

森林経営活動プロジェクトは、そもそも森林経営計画下での適切な施業管理を前提としているので、J-クレジット制度でのプロジェクト登録・実施のために特別な施業上のハードルがあるわけではない。ハードルがあるとすれば、クレジット認証のために必要となるモニタリング・算定のプロセスにあると考えられるが、図2-3に示す通り、吸収量の算定に必要なパラメーターの殆どは所与のデータやデフォルト値である。ただ「幹材積成長」は、都道府県等が作成する収穫予想表等において「樹種×地位」別に示されている値を引用するので、吸収量算定対象森林の「地位」の特定が必要となる。

森林の「地位」とは、林地のもつ生産力の良し悪しを数等級にランク分けした指数であり、その林地に生えている樹木群の実際の生育度（林齢に応じた樹高）から特定することが一般的である。「林齢×樹高」の座標平面上に「地位指数曲線」が描かれているところにモニタリングした林齢と樹高をプロットして地位を特定する。従って、地位の特定のため

には樹高の測定が必要となる。



図 2-3 森林(地上部)吸収量のモニタリング・算定プロセス

Jークレジット制度のモニタリング・算定規程(森林管理プロジェクト用)は、プロジェクト実施地において樹種別に30haにつき1箇所以上「モニタリングプロット」を設置し、そこで樹高を測定することとしている。モニタリングプロットは短辺(短径)の長さが最大樹高以上の方形(円形)とされるので概ね20m四方の区域のイメージであり、その中には一般的に十数本から数十本の立木がある。これら立木のうち樹高を測定するのは半数程度でよいが、どの樹高を測定するかを決めるため、先立って胸高直径を毎木(全ての立木)について測定する。すなわち、モニタリングプロット1箇所あたり少なくとも数十本の胸高直径と10本程度の樹高を、林地に人が入って実測する必要があり、これがモニタリングに係る最大のハードルになっていると考えられる。

このような「地位」特定のためのモニタリングに係る問題は以前から認識されており、第17回運営委員会(2018年8月)では、補助金受給時に胸高直径と樹高を実測した結果が残っていれば、それを地位の特定に用いてよいとするモニタリング・算定規程の改定を行った。しかし、この簡素化されたモニタリング方法を使った事例は、2020年度まで全く無かった。その理由としては、補助金受給のために胸高直径と樹高を広範に測定する必要はないのでデータが不足すること、補助金受給のための調査プロットは、Jークレジット制度が求めるモニタリングプロットより狭いことが挙げられる。2018年の改定では、モニタリングの項目や面積についての要件は緩和しなかったため、補助金受給時のデータで要件を満たせるケースが殆ど無かったのだと考えられる。

こうしたことを踏まえ、地位特定のためのモニタリングを一層簡素化する手法として、「リモートセンシング」による測定の可能性を検討した。森林のリモートセンシングとは、人工衛星、航空機(飛行機およびヘリコプター)、UAV(ドローン)から写真またはレーザーによって森林情報を収集する方法であり、森林・林業基本計画(2016年5月閣議決定)でも「リモートセンシングやクラウド等のICTの活用を進め、森林資源情報等の精度向上を図る」と述べられている。

林野庁『高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き』(2018年3月)等に拠れば、各種リモートセンシング技術は表2-6の

ように整理される（一番下の「地上レーザー」はリモートセンシングには当たらない）。これらの中でも航空レーザーは、樹高の把握に必要な森林表層高と地盤高を同時・直接に測定でき、数千 ha 以上の広範囲の測定に適し、面積当たりでは比較的低コストなため、普及が進んでいる。他方、空中（航空）写真や UAV（ドローン）写真の場合、森林表層高の測定に必要な密度（隣接する撮影範囲との重なり〔ラップ率〕が 80%以上）で撮影することが一般的でない（60%以上が一般的）、樹高の基準となる地盤高は既存情報（アーカイブ情報）に依拠する必要があるため誤差も比較的大きい等、精度の面で難点がある。

表 2-6 森林のリモートセンシング技術

リモートセンシング技術	樹高把握の可否（誤差など備考）	測定範囲	樹高把握のコスト
光学衛星画像	不可	超広	—
衛星レーザー	可	超広	（未実用化）
空中（航空）写真	可（誤差率11.9% 地盤高の既存情報が必要）	広※3	（事例が少なく不詳）
航空レーザー※1	可（誤差率約5～10%※2 既存情報は不要）	広※3	3,500円/ha
UAV（ドローン）写真	可（誤差率約5% 地盤高の既存情報が必要）	中※3	70,000円/ha
UAVレーザー	可（誤差率約5～10%※2 既存情報は不要）	中※3	247,000円/ha
地上レーザー	可（誤差約0.5～1m 人の林内移動が必要）	狭	200,000円/ha

※1：計測点密度が 4 点／平米の場合の情報。 ※2：針葉樹の場合。
 ※3：「広」は数千 ha 以上、「中」は数百 ha 以下。

地位のモニタリングにおける樹高の航空レーザー測定を認めるにあっては、①胸高直径測定の要否②測定される樹高の種類③測定誤差の考慮④測定精度の基準——などの論点が挙げられる。

上記①について、モニタリング・算定規程が求める胸高直径の測定は、上空からのレーザー測定の場合、モニタリングプロット全体の樹高を測定すれば、測定対象木の選定のために胸高直径を測定する必要はないので、不要としてよいのではないかと考えられる。

上記②は、上空からレーザー測定された樹高は「上層樹高」となるが、それで問題ないかという論点である。モニタリング・算定規程は、地位の特定に当たり使用する地位指数曲線が上層樹高と平均樹高のどちらをパラメーターとしているかに応じて、測定すべき樹高の種類を指定している。しかし、地位指数曲線は一般的に上層樹高をパラメーターとしており、平均樹高と称している場合も「上層樹高の平均」を意味しているので、レーザー測定された樹高を使用することに問題はないのではないかと考えられる。

上記③は、航空レーザー測定の誤差（約 5～10%）に応じて、最終的に特定される地位を補正する必要があるかという論点である。上空からのレーザー測定の誤差は、①レーザーが地面まで届かないために地盤高を実際より高く見積もってしまう②樹冠が非円錐形な広葉樹等では必ずしも最高点でない位置で表層高を取ってしまう——ことに因るとされるが、①②どちらも樹高（表層高と地盤高の差）を実際より低く見積もることに繋がり、誤差は地位ひいては吸収量に対して保守的に（低めの地位、少なめの吸収量を導くように）作用するので、地位を補正する必要はないのではないかと考えられる。

上記④は、航空レーザー測定の精度に係る基準をどのように設定すべきかという論点である。航空レーザーで樹高を測定する場合、精度に関わる基準は「計測密度」（1m² 当たりのレーザー照射点の数）であり、日本林野測量協会『森林・林業分野における航空レーザー計測積算ハンドブック』は「4 点／m² 以上」を基準としている。ただ、4 点／m² 以上という

精度基準は、単木レベルで樹高を把握する高精度な基準である。J-クレジット制度での地位特定に必要なのはモニタリングプロットにおける平均上層樹高であり、前述の通りプロットが20m四方なら面積は400 m²、計測密度が1点/m²であってもレーザー照射点は400点となるので、平均上層樹高を採るには十分と考えられる。日本測量調査技術協会「航空レーザー測量データポータルサイト」では、既存する航空レーザー測定データの所在（管理者）や計測密度を検索できるが、計測密度は1～2点/m²のものも多いため、1点/m²以上を基準とすれば既存データを活用できる（新たに測定する必要がなくなる）可能性が広がり、簡素化の効果が大きくなると考えられる。

なお、リモートセンシングとは別に、実態に関わりなく最低ランクの地位を吸収量算定地に（排出量算定地には最高ランクの地位を）一括適用することで、地位の特定のための樹高測定を不要とする考え方についても検討した。実際に作成された森林経営活動プロジェクト計画書について、全ての吸収量算定地に最低地位を適用して計画吸収量を試算したところ、本来の吸収量より数%～数十%の減となった（表2-7）。

表 2-7 最低地位の一括適用による影響の試算

プロジェクト実施者	プロジェクト実施地	本来の計画吸収量	最低地位にした場合の吸収量
某市	62か所・75.94ha	2,355.8tCO ₂	2,171.9tCO ₂ (▲ 7.8%)
某県	554か所・1,103.40ha	30,238.9tCO ₂	21,769.1tCO ₂ (▲28.0%)
某社	80か所・130.46ha	4,421.2tCO ₂	2,755.7tCO ₂ (▲37.7%)

ただ、モニタリング・算定規程は、「地位が1種類しかない収穫予想表を使用する場合においても、当該プロジェクトの対象となる森林の状況を把握するため、モニタリングプロットにおける調査を行わなければならない」としている。この規定が適用されれば、最低地位を一括適用する場合にもモニタリングプロット調査を省くことはできず、簡素化とならない。しかし、方法論 F0-001「森林経営活動」は、全てのプロジェクト実施地は認証対象期間中、認証申請に先立って施業か保護（境界確認及び巡視）を受けなければならないとしており、これをもって森林状況の把握とすることも考えられる。

2.2 認証委員会の開催

2.2.1 認証委員会の開催概要

(1) 認証委員会の概要及び委員構成

J-クレジット制度認証委員会は、制度管理者によって設置され、また、認証委員会の委員は、表 2-8 に示す 9 名で構成。以下の業務を担当する。

- | |
|--------------------------------|
| ① プロジェクト登録に関する審議 |
| ② 認証に関する審議 |
| ③ 小委員会の設置 |
| ④ ①、②に関する制度変更についての意見の運営委員会への提出 |
| ⑤ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議 |

出所) J-クレジット制度実施要綱

制度事務局は、以下の有識者に対し委員の委嘱手続きを行い、委員として認証委員会に出席いただいた。なお、委員長・副委員長は平成 25 年度の第 1 回認証委員会において委員の互選により決まった。

表 2-8 認証委員会委員

	氏名	所属
委員長	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科 教授
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループ研究主幹
委員	大國 浩太郎	一般財団法人省エネルギーセンター 調査・講習部長
	龍原 哲	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
	鶴崎 敬大	株式会社住環境計画研究所 研究所長
	野津 喬	早稲田大学 理工学術院 環境・エネルギー研究科 准教授
	深津 功二	TMI 総合法律事務所 弁護士
	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関 都市タスクフォース プログラムディレクター
	柚山 義人	一般社団法人日本有機資源協会 専務理事 (第 41 回認証委員会から)
	森崎 育男	一般社団法人日本有機資源協会 専務理事 (第 40 回認証委員会のみ)

制度事務局は、2020 年度に実施された第 40 回～第 44 回の J-クレジット制度認証委員会の開催に係る委員等の出席者の日程調整・受付、会議資料の準備、議事の作成、委員謝金の支払い等の事務を実施した。

(2) 委員会の結果

認証委員会は2020年度において5回開催した。各回の開催概要を以下に示す。

① 第40回認証委員会

i) 議事概要

表 2-9 第40回認証委員会の議事概要

開催日時	2020年6月23日(火) 10:00~10:30 ※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、 深津委員、藤野委員、森崎委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> ・ 今回の認証委員会において登録申請を受けた8件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> ・ 今回の認証委員会において認証申請を受けた10件(計87,520t-CO2)のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。

ii) 登録・認証一覧

第40回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	プロジェクト実施場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
230	2020/2/7	鳥取県 中部森林組合 谷口純一	私有林における森林経営活動	鳥取県 倉吉市	FO-001 Ver.24	森林経営活動	2,115t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
231	2020/3/19	愛媛製紙 株式会社	製紙工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (C重油→木質チップ)	愛媛県 四国中央市	EN-R-001 Ver.1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	387,721t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構
232	2020/3/23	都城地区フレカット 事業協同組合	製材所におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (LPG→端材チップ)	宮崎県 都城市	EN-R-001 Ver.1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	6,225t-CO2	ペリージョンソングストラクリン ディベロップメントメカニズム 株式会社
233	2020/3/26	外山木材 株式会社	製材所におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (LPG→パーク、プレーナークズ、製材端材)	宮崎県 都城市	EN-R-001 Ver.1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	3,632t-CO2	ペリージョンソングストラクリン ディベロップメントメカニズム 株式会社
234	2020/3/17	みやま市	バイオマス処理施設における バイオガスによる系統電力の代替	福岡県 みやま市	EN-R-007 Ver.1.1	バイオガス (嫌気性発酵による メタンガス)による 化石燃料又は系統電力の代替	1,765t-CO2	ペリージョンソングストラクリン ディベロップメントメカニズム 株式会社
235	2020/4/8	三光 株式会社	廃棄物処理工場における 未利用排熱の発電利用	鳥取県 境港市	EN-S-010 Ver.1.1	未利用廃熱の発電利用	2,304t-CO2	一般財団法人日本品質保証機構

第40回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間開始日	排出削減・吸収量 (見込) (t-CO2)	削減計画(見込)		
					番号	名称			年度	年間 活動数 (件)	年間 排出削減量 (t-CO2)
P91	2020/3/18	仲栄工業 株式会社	住宅および事業所における 木質バイオマス利用設備の導入	関東	EN-R-001 Ver.1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2020/3/19	10,764	(2013)	-	-
									(2014)	-	-
									(2015)	-	-
									(2016)	-	-
									(2017)	-	-
									(2018)	-	-
									(2019)	-	-
									(2020)	10	288
									(2021)	16	595
									(2022)	21	588
									(2023)	27	895
									(2024)	32	898
									(2025)	38	1,194
									(2026)	43	1,198
(2027)	49	1,494									
(2028)	44	1,198									
(2029)	44	1,198									
(2030)	44	1,198									
P92	2020/5/7	興理テック 株式会社	事業所における照明設備の更新	全国	EN-S-006 Ver.2.1	照明設備の導入	2020/7/1	224,660	(2013)	-	-
									(2014)	-	-
									(2015)	-	-
									(2016)	-	-
									(2017)	-	-
									(2018)	-	-
									(2019)	-	-
									(2020)	100	2,820
									(2021)	200	7,520
									(2022)	300	11,280
									(2023)	400	15,040
									(2024)	500	18,800
									(2025)	600	22,560
									(2026)	700	26,320
(2027)	800	30,080									
(2028)	800	30,080									
(2029)	800	30,080									
(2030)	800	30,080									

第40回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	クレジット 所有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
76	2020/5/29	株式会社 西村屋	株式会社 西村屋	ホテルにおけるボイラーの更新 (A重油→都市ガス) ホテルにおける吸収式冷凍機の更新 (A重油→都市ガス) ホテルにおけるコージェネレーションの導入 (A重油、電熱→都市ガス)	兵庫県 豊岡市	EN-S-001 Ver 1.1 EN-S-002 Ver 1.1 EN-S-007 Ver 1.1	ボイラーの更新 ヒートポンプの導入 コージェネレーションの導入	2016/4/1 ～ 2019/11/30 (44ヶ月) 【第3回目の認証】	1,890	一般財団法人日本海事協会
116	2020/3/23	豊方市 水道事業	豊方市 水道事業	浄水場における太陽光発電設備の導入	福岡県 豊前市	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2016/3/31 ～ 2019/10/31 (42ヶ月) 【第1回目の認証】	253	一般財団法人日本品質保証機構
157	2020/3/30	宮内林業 株式会社	合同会社 FTカーボンマネジメント	製材工場におけるバイオマス燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→木質、プレーター→木、木屑)	宮城県 郡城市	EN-R-001 Ver 1.3	バイオマス燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2016/11/1 ～ 2019/7/31 (28ヶ月) 【第1回目の認証】	4,741	ペリージョンクレジットトラッキング ティエロプラットフォーム 株式会社
180	2020/3/24	木子食品工業 株式会社	合同会社 FTカーボンマネジメント	食品工場におけるバイオマス燃料 (木質バイオマス)による化石燃料及びの代替 (建築資材)	青森県 十和田市	EN-R-001 Ver 1.4	バイオマス燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2017/6/1 ～ 2019/3/31 (22ヶ月) 【第1回目の認証】	5,374	ペリージョンクレジットトラッキング ティエロプラットフォーム 株式会社
215	2020/6/1	東白川村 森林組合	東白川村 森林組合	組合が管理する森林における森林経営活動	岐阜県 加茂郡 東白川村	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2019/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	501	一般財団法人日本品質保証機構

第40回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	プロジェクト 認証申請日	プロジェクト 実施者	共同実施者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC0854	2020/3/18	特種東海エコロジー 株式会社	ESカーボンクレジット 合同会社	製紙工場におけるボイラーの更新 (都市ガス→都市ガス)	静岡県 富士市	001	ボイラーの更新	2018/1/1 ～ 2019/5/31 (16ヶ月) 【第4回目の認証】	3,310	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC0897	2020/5/29	ランバーやまと 協業組合	ESカーボンクレジット 合同会社	製材工場におけるボイラーの更新 (A重油→木質バイオマス)	熊本県 上益城郡 山都町	001	ボイラーの更新	2017/12/1 ～ 2020/1/11 (25ヶ月) 【第3回目の認証】	9,019	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1297	2020/5/29	平成飼料 株式会社	三井物産 株式会社	飼料工場におけるボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	茨城県 神栖市	001	ボイラーの更新	2013/4/1 ～ 2020/4/30 (85ヶ月) 【第2回目の認証】	5,901	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1299	2020/3/30	ニテハ 株式会社	外装テックアムニティ 株式会社	外壁材製造工場におけるボイラーの更新 (A重油→LNG) 外壁材製造工場における乾燥設備の更新 (LPG→LNG)	福島県 いわき市	001 035	ボイラーの更新 乾燥設備の更新	2013/4/1 ～ 2019/3/31 (72ヶ月) 【第3回目の認証】	55,096	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1228	2020/3/25	吉野石膏 株式会社	丸紅 株式会社	石膏工場における工業炉の更新 (LPG→LNG)	愛媛県 今治市	003	工業炉の更新	2018/12/1 ～ 2019/3/31 (3ヶ月) 【第3回目の認証】	1,395	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

② 第 41 回認証委員会

i) 議事概要

表 2-10 第 41 回認証委員会の議事概要

開催日時	2020 年 9 月 16 日 (水) 13:30~14:00 ※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、 深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	<p><u>1. プロジェクトの登録に関する審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の認証委員会において登録申請を受けた 1 件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。 <p><u>2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の認証委員会において認証申請を受けた 13 件 (計 14,069 t-CO2) のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。 <p><u>3. その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の委員会は、第 42 回認証委員会を 11 月 17 日 (火) 13:30~15:30 に、第 43 回認証委員会を 1 月 14 日 (木) 13:30~15:30 に、第 44 回認証委員会を 3 月 16 日 (火) 13:30~15:30 に、それぞれ開催することを確認した。

ii) 登録・認証一覧

第41回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間 開始日	排出削減・吸収量 (見込) (t-CO2)	削減計画(見込)			審査機関名
					番号	名称			年度	年間 活動数 (件)	年間 排出削減量 (t-CO2)	
P93	2020/8/20	株式会社 エナリス	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.0	太陽光発電設備の 導入	2020/9/1	5,004	(2013) - (2014) - (2015) - (2016) - (2017) - (2018) - (2019) - (2020) 50 (2021) 100 (2022) 150 (2023) 200 (2024) 250 (2025) 300 (2026) 350 (2027) 400 (2028) 400 (2029) 400 (2030) 400	168 252 336 420 504 588 672 672 672 672	ペリジョンソノレジストラクリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社	

第41回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 所得者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
146	2020/8/21	シャリエ長泉 グランマックス 団地管理組合	静岡ガス 株式会社	共同住宅における コージェネレーションの導入 (都市ガス→都市ガス)	静岡県 裾野郡 長泉町	EN-S-007 Ver 1.1	コージェネレーションの導入	2018/7/1 ～ 2020/5/31 (23ヶ月) 【第2回目の認証】	196	ペリジョンソノレジストラクリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第41回認証委員会 排出削減量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット取得者	概要	適用方法論		認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称			
P29	2020/8/13	宇都宮市	宇都宮市	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2018/11/1 ～ 2020/1/31 (15ヶ月) 【第6回目の認証】	631t-CO2	一般財団法人日本海事協会
P71	2020/8/7	特定非営利活動法人 CoCoLo	特定非営利活動法人 CoCoLo	事業所における照明設備の 更新(LED)	EN-S-006 Ver 2.0	照明設備の導入	2019/2/20 ～ 2020/2/29 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	2,567t-CO2	一般財団法人日本海事協会

第41回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	共同実施者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC0690	2020/8/21	ゆきぐに森林組合	十日町市	きのこ生産設備における ボイラーの新設 (A重油→バイオマス)	新潟県 十日町市	001-A	ボイラーの新設	2017/10/1 ～ 2019/8/31 (230ヶ月) 【第5回目の認証】	739	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC0903	2020/7/22	清水ハウス 梅田オアレーション 株式会社	環境経済 株式会社	宿泊施設における ポンプへのインバーター制御 の導入	大阪府 大阪市	005	間欠運転制御、インバーター制御又は台 数制御によるポンプファン駆動能力 制御機器の導入	2013/4/1 ～ 2019/7/31 (760ヶ月) 【第3回目の認証】	1,067	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC0969	2020/8/19	山陽色業 株式会社	ESカーボンプレジット 合同会社	化学工場における ボイラーの更新 (A重油→LNG)	静岡県 掛川市	001	ボイラーの更新	2018/1/1 ～ 2019/12/31 (240ヶ月) 【第3回目の認証】	2,275	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1014	2020/8/18	株式会社 的構製船所	丸紅 株式会社	食品工場(船)における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	千葉県 松戸市	001	ボイラーの更新	2018/4/1 ～ 2019/8/31 (170ヶ月) 【第4回目の認証】	931	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1020	2020/7/27	株式会社 西園運後部	ESカーボンプレジット 合同会社	旅館における 空調設備の更新 (A重油、電気→電気)	愛媛県 松山市	004	空調設備の更新	2017/12/1 ～ 2019/7/30 (200ヶ月) 【第3回目の認証】	995	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1084	2020/8/18	十合化学 株式会社	丸紅 株式会社	深品工場における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	富山県 富山市	001	ボイラーの更新	2018/1/1 ～ 2019/8/31 (110ヶ月) 【第4回目の認証】	784	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1168	2020/7/28	株式会社 東平製糖所	丸紅 株式会社	食品工場(糖)における ボイラーの更新 (A重油→木質バイオマス) 食品工場(糖)における 自家発電機の新設 (電気→木質バイオマス)	岩手県 盛岡市	001 030-A	ボイラーの更新 バイオマス老燃料とする 自家発電機の新設	2019/4/1 ～ 2019/7/31 (40ヶ月) 【第2回目の認証】	834	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1226	2020/8/18	株式会社 三洋堂書店	丸紅 株式会社	書店における 照明設備の更新(LED化)	愛知県 岐阜県 二重県 千葉県 東京都 奈良県 滋賀県	006	照明設備の更新	2018/10/1 ～ 2020/1/31 (180ヶ月) 【第3回目の認証】	1,520	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1265	2020/8/17	香川シーメンス 株式会社	ESカーボンプレジット 合同会社	繊維製品工場における ボイラーの更新 (A重油→LPG)	香川県 丸亀市	001	ボイラーの更新	2018/6/1 ～ 2019/8/21 (147ヶ月) 【第3回目の認証】	428	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1423	2020/8/18	月島食品工業 株式会社	丸紅 株式会社	食品工場(食用加工油脂)におけるボイラーの更新 (A重油→LNG)	茨城県 つくば市	001	ボイラーの更新	2018/4/1 ～ 2020/1/7 (212ヶ月) 【第3回目の認証】	1,092	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

③ 第 42 回認証委員会

i) 議事概要

表 2-11 第 42 回認証委員会の議事概要

開催日時	2020 年 11 月 17 日 (火) 13:30~14:00 ※委員長報告の実施日時
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、 深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	<p>1. プロジェクトの登録に関する審議</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の認証委員会において登録申請を受けた 4 件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。 <p>2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の認証委員会において認証申請を受けた 43 件 (計 245, 227 t-CO₂) のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。

ii) 登録・認証一覧

第 42 回認証委員会 プロジェクト (通常型) 登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	プロジェクト実施場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO ₂)	審査機関名
					番号	名称		
236	2020/8/31	二宮木材 株式会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→プレーナーくず、パーク製材端材)	栃木県 那須塩原市	EN-R-001 Ver 1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	8,056t-CO ₂	ペリージョンソシエテ・クリーン ディベロップメント・メカニクス 株式会社
237	2020/10/22	大林産業 株式会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (LPG→プレーナーくず)	山口県 山口市	EN-R-001 Ver 1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	4,168t-CO ₂	ペリージョンソシエテ・クリーン ディベロップメント・メカニクス 株式会社
238	2020/10/23	南日本酪農 協同株式会社	乳製品製造工場におけるボイラーの更新および新設 (LPG、A重油→都市ガス)	宮崎県 都城市	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	14,776t-CO ₂	ペリージョンソシエテ・クリーン ディベロップメント・メカニクス 株式会社

第42回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間開始日	排出削減・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	削減計画(見込)			審査機関名
					番号	名称			年度	年間 活動数 (件)	年間 排出削減量 (t-CO2)	
P94	2020/10/21	堺市	住宅における 太陽光発電設備の導入	大阪府 堺市	EN-R-002 Ver 2.1	太陽光発電設備の導入	2020/10/23	17,814	(2013) - (2014) - (2015) - (2016) - (2017) - (2018) - (2019) - (2020) 250 (2021) 450 (2022) 650 (2023) 850 (2024) 1,050 (2025) 1,250 (2026) 1,450 (2027) 1,650 (2028) 1,800 (2029) 1,800 (2030) 1,600	- - - - - - - 159 654 944 1,235 1,526 1,816 2,107 2,398 2,325 2,325 2,325	一般財団法人 日本品質保証機構	

第42回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 所有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
39	2020/10/22	寿正炭清造 株式会社	寿正炭清造 株式会社	橋造工場におけるボイラーの更新 (LPG→都市ガス)	兵庫県 神戸市	EN-S-001 Ver 1.0	ボイラーの導入	2015/7/14 ～ 2020/7/31 (80ヶ月) 【第2回目の認証】	655	一般財団法人 日本海事協会
86	2020/10/23	河田フエザー 株式会社	株式会社 ウェストボックス	羽モリサイクル工場におけるボイラーの更新 (A重油→LPG)	三重県 多気郡 明和町	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	2015/11/18 ～ 2020/3/31 (52ヶ月) 【第1回目の認証】	288	一般社団法人 日本海軍協会
138	2020/10/22	佐伯 広城森林組合	株式会社 イースクエア	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (屑炭、プレアチル)	大分県 佐伯市	EN-R-001 Ver 1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (12ヶ月) 【第4回目の認証】	2,353	一般財団法人 日本海軍協会
139	2020/10/22	有限会社 川井林業	ESカーボンプラント 合同会社	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (屑炭、端材)	岩手県 岩手郡 雫石町	EN-R-001 Ver 1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (12ヶ月) 【第4回目の認証】	2,841	一般財団法人 日本海軍協会
141	2020/10/22	株式会社 菅澤製材所	株式会社 F1カーボン	製材工場におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (A重油→パーク、木屑)	秋田県 大館市	EN-R-001 Ver 1.2	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2017/11/1 ～ 2020/3/31 (28ヶ月) 【第2回目の認証】	2,618	ペリージョンソノンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
159	2020/10/23	大槻町	公益財団法人 北海道環境財団	温泉施設におけるバイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化石燃料の代替 (A重油→木質チップ)	北海道 広尾郡 大槻町	EN-R-001 Ver 1.3	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2018/6/1 ～ 2020/5/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	176	ペリージョンソノンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第42回認証委員会 排出削減量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	プロジェクト認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット 取得者	プロジェクト概要	適用方法論		認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称			
P15	2020/10/23	旭川市	公益財団法人 北海道環境財団	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2017/12/1 ～ 2019/10/31 (23ヶ月) 【第3回目の認証】	177t-CO2	ペリージョンソノンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P47	2020/10/21	株式会社 三幸	株式会社 三幸	店舗における 照明設備の更新(LED)	EN-S-006 Ver 1.1	照明設備の導入	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (12ヶ月) 【第3回目の認証】	1,934t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P58	2020/10/23	上野村	上野村	公共施設における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替	EN-R-001 Ver 1.4	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (12ヶ月) 【第2回目の認証】	128t-CO2	一般財団法人 日本海軍協会

第 42 回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

プロジェクト 実施者	J-クレジット 所有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
				番号	名称			
補助染工株式会社	丸紅株式会社	染色工場におけるボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	大阪府 泉南郡 熊取町	001	ボイラーの更新	2018/4/1 ～ 2019/10/31 (190ヶ月) 【第4回目の認証】	888	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
アスカ工業株式会社	ESカーボンプレジット合同会社	アルミニウム二次合金工場における 工業炉の更新 (A重油、C重油→都市ガス)	愛知県 西海市	003	工業炉の更新	2017/12/1 ～ 2020/6/14 (304ヶ月) 【第3回目の認証】	22,932	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
神原ロジスティクス株式会社	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	物流センターにおける 太陽光発電設備の導入	広島県 福山市	008	太陽光発電設備の導入	2016/7/1 ～ 2020/6/30 (480ヶ月) 【第3回目の認証】	468	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
株式会社翠平グランドホテル	丸紅株式会社	ホテルにおけるボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	香川県 仲多度郡 翠平町	001	ボイラーの更新	2018/5/1 ～ 2020/1/19 (208ヶ月) 【第4回目の認証】	346	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
富士特殊紙業株式会社	株式会社FTカーボン	印刷工場におけるボイラーの更新 (灯油→都市ガス)	愛知県 瀬戸市	001	ボイラーの更新	2016/4/1 ～ 2020/1/4 (451ヶ月) 【第4回目の認証】	4,916	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
株式会社十和田ポーニ温泉	株式会社FTカーボン	ホテルにおける ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 (廃タイヤ→電熱)	青森県 十和田市	002	ヒートポンプの導入による熱源設 備の更新	2016/4/1 ～ 2020/2/14 (485ヶ月) 【第3回目の認証】	324	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
株式会社青木染工場	ESカーボンプレジット合同会社	染工工場におけるボイラーの更新 (C重油→都市ガス)	岐阜県 岐阜市	001	ボイラーの更新	2018/1/1 ～ 2019/12/31 (240ヶ月) 【第4回目の認証】	1,783	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
株式会社恒成商事	株式会社FTカーボン	温泉施設におけるボイラーの更新 (A重油→LPG)	山形県 米沢市	001	ボイラーの更新	2016/3/1 ～ 2019/11/9 (443ヶ月) 【第4回目の認証】	485	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
社会福祉法人神康会	株式会社FTカーボン	介護老人保健施設における ボイラーの更新 (灯油→木質バイオマス)	青森県 弘前市	001	ボイラーの更新	2016/4/1 ～ 2019/11/20 (437ヶ月) 【第4回目の認証】	270	株式会社 日本スマートエナジー 認証機構
岩田食品株式会社	株式会社FTカーボン	食品工におけるボイラーの更新 (重油→都市ガス) 食品工における空調設備の更新 (LPG→都市ガス)	愛知県 一宮市	001 004	ボイラーの更新 空調設備の更新	2016/4/1 ～ 2019/11/30 (440ヶ月) 【第4回目の認証】	4,021	株式会社 日本スマートエナジー 認証機構
株式会社日新	株式会社FTカーボン	製材所におけるボイラーの新設 (木質バイオマス)	鳥取県 鳥取市	001-A	ボイラーの新設	2013/4/1 ～ 2020/1/6 (812ヶ月) 【第3回目の認証】	159,981	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
株式会社コクセイメディック	株式会社FTカーボン	リネン工場におけるボイラーの更新 (灯油→都市ガス)	宮崎県 延岡市	001	ボイラーの更新	2016/4/19 ～ 2020/1/29 (454ヶ月) 【第3回目の認証】	338	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
大林産業株式会社	株式会社FTカーボン	製材所におけるボイラーの新設 (木質バイオマス)	山口県 山口市	001-A	ボイラーの新設	2017/4/1 ～ 2020/3/7 (352ヶ月) 【第5回目の認証】	3,365	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
新発田鋸工株式会社	丸紅株式会社	輸送用機械器具製造工場における ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 (A重油→電熱)	新潟県 新発田市	003	工業炉の更新	2018/4/1 ～ 2019/10/31 (190ヶ月) 【第3回目の認証】	3,845	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
株式会社ウェルカム	株式会社FTカーボン	店舗における照明設備の更新 (LED化)	東京都町田市 神奈川県横浜市 東京都多摩市 神奈川県横浜市 東京都練馬区 東京都豊田区 東京都目黒区	006	照明設備の更新	2016/4/1 ～ 2019/10/5 (421ヶ月) 【第4回目の認証】	312	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
丸長鋳金株式会社	静岡ガス株式会社	めっき工場におけるボイラーの更新 (灯油→都市ガス)	静岡県 静岡市	001	ボイラーの更新	2013/4/1 ～ 2019/12/4 (802ヶ月) 【第2回目の認証】	249	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
沖縄県企業局	ESカーボンプレジット合同会社	浄水場における ポンプ・ファン類の更新	沖縄県 中城郡 北谷町	025	ポンプ・ファン類の更新	2019/10/1 ～ 2020/3/31 (80ヶ月) 【第5回目の認証】	1,093	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社

④ 第 43 回認証委員会

i) 議事概要

表 2-12 第 43 回認証委員会の議事概要

開催日時	2021 年 1 月 14 日 (木) 13:30~14:00
開催場所	(書面開催)
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、 深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	<p><u>1. プロジェクトの登録に関する審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の認証委員会において登録申請を受けた 4 件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。 <p><u>2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の認証委員会において認証申請を受けた 20 件 (計 45,525 t-CO2) のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。

ii) 登録・認証一覧

第43回認証委員会 排出削減量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	プロジェクト実施場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
239	2020/11/13	栃木県 とちぎ県央地区 道路照明灯LED化 合同会社	道路照明灯における 照明設備の更新(LED化)	栃木県	EN-S-006 Ver.2.1	照明設備の導入	37,471t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
240	2020/11/20	美瑛町	公共施設における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (LPG→木質チップ)	北海道 上川郡 美瑛町	EN-R-001 Ver.1.7	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	1,136t-CO2	ペリージョンソングレストラクリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第43回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間開始日	排出削減・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	削減計画(見込)			審査機関名
					番号	名称			年度	年間 活動数 (件)	年間 排出削減量 (t-CO2)	
P95	2020/12/7	株式会社電 カシアリング 株式会社 サイバー創研	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.1	太陽光発電設備の導入	2020/12/7	2,025	(2013) - (2014) - (2015) - (2016) - (2017) - (2018) - (2019) - (2020) 10 (2021) 55 (2022) 96 (2023) 137 (2024) 178 (2025) 219 (2026) 260 (2027) 301 (2028) 342 (2029) 383 (2030) 424	2 46 81 116 150 185 220 254 289 324 358	一般財団法人 日本品質保証機構	
P96	2020/12/4	東京電力エナジーパートナー 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.1	太陽光発電設備の導入	2021/4/1	603,588	(2013) - (2014) - (2015) - (2016) - (2017) - (2018) - (2019) - (2020) - (2021) 10,000 (2022) 20,000 (2023) 30,000 (2024) 40,000 (2025) 50,000 (2026) 60,000 (2027) 70,000 (2028) 80,000 (2029) 80,000 (2030) 80,000	11,607 23,215 34,822 46,430 58,037 69,645 81,252 92,860 92,860 92,860	一般財団法人 日本海事協会	

第43回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
37	2020/11/17	リベレス子 株式会社	リベレス子 株式会社	私有林における森林経営活動	北海道 日高郡 新ひたか町	FO-001 Ver.2.0	森林経営活動	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2018/4/1 ～ 2020/3/31 (240ヶ月) 【第3回目の認証】	434	一般財団法人 日本品質保証機構
83	2020/12/7	新沼陽全環工業 株式会社	ブルドットグリーン 株式会社	アルミニウム製造工場における 工業炉の更新 (再生資源=LNG)	兵庫県 姫路市	EN-S-003 Ver.1.0	工業炉の更新	2015/9/9 ～ 2021/3/31	2019/10/1 ～ 2020/9/30 (400ヶ月) 【第4回目の認証】	9,153	ペリジョンソラレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
102	2020/11/24	川場村	川場村	村有林における森林経営活動	群馬県 川場村	FO-001 Ver.2.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2023/3/31	2018/4/1 ～ 2020/3/31 (240ヶ月) 【第3回目の認証】	200	一般財団法人 日本能率協会
122	2020/11/25	岡山空港ターミナル 株式会社	岡山空港ターミナル 株式会社	空港における 照明設備の更新(LED)	岡山県 岡山市	EN-S-006 Ver.1.1	照明設備の導入	2018/3/1 ～ 2021/3/31	2018/3/1 ～ 2020/3/31 (400ヶ月) 【第1回目の認証】	313	ペリジョンソラレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
134	2020/12/4	株式会社 日本海水	株式会社 日本海水	製塩工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (都市ガス→木質チップ) 製塩工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替 (都市ガス→PKS)	兵庫県 赤穂市	EN-R-001 Ver.1.1 EN-R-005 Ver.2.1	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替 バイオマス固形燃料(農業物由来バイオマス)に よる化石燃料又は系統電力の代替	2018/4/1 ～ 2024/3/31	2019/10/1 ～ 2020/9/30 (400ヶ月) 【第3回目の認証】	9,427	一般財団法人 日本品質保証機構
152	2020/12/7	株式会社 みつわ産業	株式会社 みつわ産業	事務所、倉庫、小売店舗における 照明設備の更新(LED)	沖縄県 那覇市、 うるま市、 名護市、 宜野湾市	EN-S-006 Ver.1.1	照明設備の導入	2017/3/1 ～ 2025/2/28	2017/3/1 ～ 2020/9/30 (400ヶ月) 【第1回目の認証】	233	ペリジョンソラレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
228	2020/11/30	南海電気鉄道 株式会社	南海電気鉄道 株式会社	社有林における森林経営活動	奈良県 吉野郡 十津川村	FO-001 Ver.2.4	森林経営活動	2019/4/1 ～ 2027/3/31	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (120ヶ月) 【第1回目の認証】	509	一般財団法人 日本能率協会

第43回認証委員会 排出削減量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	プロジェクト認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット 取得者	プロジェクト概要	適用方法論		認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称			
P4	2020/12/1	名古屋市	名古屋市	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver.1.3	太陽光発電設備の導入	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (120ヶ月) 【第5回目の認証】	4,729t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P13	2020/12/7	ミサワホーム 株式会社	ミサワホーム 株式会社	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver.1.0	太陽光発電設備の導入	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (120ヶ月) 【第7回目の認証】	3,294t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P41	2020/12/4	山形県	山形県	住宅・事業所における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver.1.0	太陽光発電設備の導入	2019/6/1 ～ 2020/5/31 (120ヶ月) 【第5回目の認証】	2,408t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P42	2020/12/4	山形県	山形県	住宅・事業所における バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による 化石燃料の代替	EN-R-001 Ver.1.5	バイオマス固形燃料(木質バ イオマス)による化石燃料又は 系統電力の代替	2019/6/1 ～ 2020/5/31 (120ヶ月) 【第4回目の認証】	592t-CO2	一般財団法人 日本海事協会

第43回認証委員会 排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 所有者	プロジェクト概要	実施場所	通用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC1108	2020/12/7	一戸町	株式会社FTカーボン	温泉施設における ボイラーの更新 (A重油→木質バイオマス)	岩手県 二戸郡 一戸町	001	ボイラーの更新	2016/4/1 ～ 2020/3/14 (474ヶ月) 【第3回目の認証】	377	ペリージョンソノレジストラクリーン デハロップメント&ビジネス 株式会社
KC1120	2020/11/28	医療法人社団しただ	環境経済株式会社	介護老人保健施設における 赤湯水ポンプへの インバーター制御の導入	新潟県 三条市	005	間欠運転制御、インバーター制御又は台 数制御によるポンプ・ファン駆動能力制 御機器の導入	2018/12/1 ～ 2019/11/30 (360ヶ月) 【第4回目の認証】	294	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1121	2020/11/30	東洋化学 株式会社	ESカーボンクレジット 合同会社	糖化製品製造工場における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	三重県 三重郡 川越町	001	ボイラーの更新	2018/1/1 ～ 2020/1/4 (24.1ヶ月) 【第4回目の認証】	1,354	株式会社 日本スマートエナジー認証機構
KC1161	2020/10/30	日之出紙器工業株式会社	カーボンフリーコンサルティング 株式会社	段ボール製造工場における 照明設備の更新(LED化)	鹿児島県 日置市	006	照明設備の更新	2016/4/1 ～ 2019/10/31 (43.0ヶ月) 【第3回目の認証】	246	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1333	2020/12/1	ハクサン精工 株式会社	丸紅株式会社	染色工場における ボイラーの更新 (A重油→LNG)	石川県 金沢市	001	ボイラーの更新	2018/1/28 ～ 2020/9/30 (32.1ヶ月) 【第4回目の認証】	5,550	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1428	2020/12/4	株式会社ナカシロ	丸紅株式会社	温泉施設における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	愛知県 名古屋市長市	001	ボイラーの更新	2018/4/1 ～ 2020/6/31 (29.0ヶ月) 【第5回目の認証】	826	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1466	2020/12/1	コーベビー株式会社	丸紅株式会社	リネン工場における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	愛知県 蒲郡市	001	ボイラーの更新	2018/4/1 ～ 2020/9/31 (29.0ヶ月) 【第3回目の認証】	924	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1527	2020/12/3	横山容器工業株式会社	株式会社FTカーボン	ドラム缶製造工場における ボイラーの更新 (灯油→都市ガス) ドラム缶製造工場における 乾燥設備の更新 (灯油→都市ガス)	千葉県 市原市	001 035	ボイラーの更新 乾燥設備の更新	2016/4/1 ～ 2020/6/19 (52.6ヶ月) 【第9回目の認証】	811	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1540	2020/12/4	株式会社時之橋	株式会社FTカーボン 合同会社FTカーボンマネジメント	温泉施設における ボイラーの更新 (灯油→木質バイオマス)	静岡県 御殿場市	001	ボイラーの更新	2013/4/1 ～ 2020/3/21 (83.7ヶ月) 【第2回目の認証】	3,851	ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

⑤ 第 44 回認証委員会

i) 議事概要

表 2-13 第 44 回認証委員会の議事概要

開催日時	2021 年 3 月 16 日 (火) 13:30~15:30
開催場所	経済産業省 別館 626 会議室およびオンラインにて開催
出席者	<p>【委員】 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委員</p> <p>【事務局】 環境省：井上室長、照井主査、佐藤環境専門調査員 経済産業省：梶川室長、小西課長補佐、中川係長 農林水産省：古藤課長補佐 林野庁：魚住課長補佐</p>
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. その他
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の認証委員会において登録申請を受けた 9 件のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが登録要件に適合することを確認した。 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の認証委員会において認証申請を受けた 31 件（計 731,019 t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクトが認証要件に適合することを確認した。

ii) 登録・認証一覧

第44回認証委員会 プロジェクト(通常型) 登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	プロジェクト実施場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
241	2021/1/15	株式会社 日新	製材工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (LPG→チップ、木くず、パーク)	鳥取県 境港市	EN-R-001 Ver 1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	196,506t-CO2	ペリージョンソシエテストラクチャー ディベロップメントメカニズム 株式会社
242	2021/2/1	有限会社 シンセイファーズ	食品工場における ボイラーの更新(A重油→LPG)	三重県 多気郡 明和町	EN-S-001 Ver 1.1	ボイラーの導入	1,752t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
243	2021/1/28	東京大学	大学演習林における 森林経営活動	千葉県 君津市	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	334t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
244	2021/1/28	飯南町	町有林における 森林経営活動	島根県 飯石郡 飯南町	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	3,624t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
245	2021/2/4	喜多方市	市有林における 森林経営活動	福島県 喜多方市	FO-001 Ver 2.4	森林経営活動	2,348t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
246	2021/2/10	伊達市	公共施設における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (LPG→木質チップ)	北海道 伊達市	EN-R-001 Ver 1.6	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2,178t-CO2	ペリージョンソシエテストラクチャー ディベロップメントメカニズム 株式会社
247	2021/2/10	株式会社 協和温泉	温泉施設における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (LPG→木質チップ)	北海道 上川郡 愛別町	EN-R-001 Ver 1.6	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	1,353t-CO2	ペリージョンソシエテストラクチャー ディベロップメントメカニズム 株式会社

第44回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間開始日	排出削減・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	削減計画(見込)			審査機関名
					番号	名称			年度	年間 活動数 (件)	年間 排出削減量 (t-CO2)	
P97	2021/2/10	レネックス電力 合同会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.1	太陽光発電設備の導入	2021/2/10	85,843t-CO2	(2013) - (2014) - (2015) - (2016) - (2017) - (2018) - (2019) - (2020) 1,500 (2021) 2,800 (2022) 4,100 (2023) 5,400 (2024) 6,700 (2025) 8,000 (2026) 9,300 (2027) 10,600 (2028) 10,400 (2029) 10,400 (2030) 10,400	- - - - - - - 240 2,215 3,763 5,311 6,860 8,408 9,956 11,505 12,813 12,386 12,386	ペリジョンソレジストラクリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社	
P98	2021/2/12	日本自然エネルギー 株式会社	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver 2.1	太陽光発電設備の導入	2021/4/1	350,599t-CO2	(2013) - (2014) - (2015) - (2016) - (2017) - (2018) - (2019) - (2020) - (2021) 1,000 (2022) 4,000 (2023) 9,000 (2024) 14,000 (2025) 19,000 (2026) 24,000 (2027) 29,000 (2028) 34,000 (2029) 38,000 (2030) 40,000	- - - - - - - - 1,654 6,615 14,884 23,153 31,422 39,690 47,959 56,228 62,843 66,151	一般財団法人 日本海事協会	

第44回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 取得者	プロジェクト概要	実施場所	通用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
10	2021/1/19	中標津町	中標津町	町有林における 森林経営活動	北海道 標津郡 中標津町	FO-001 Ver.2.0	森林経営活動	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2014/4/1 ～ 2020/10/31 (176ヶ月) 【第2回目の認証】	2,685	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
25	2021/2/11	環境建設 株式会社	株式会社 FTカーボン	公衆浴場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (A重油→木質チップ)	福島県 南相馬市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2016/4/1 ～ 2018/7/31 (28ヶ月) 【第2回目の認証】	101	ペリージョンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
55	2021/2/12	明家温泉開発 株式会社	株式会社 ウェイストボックス	公衆浴場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (灯油→薪)	岐阜県 郡上市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2015/1/28 ～ 2023/1/27	2016/10/1 ～ 2020/8/31 (47ヶ月) 【第2回目の認証】	177	ペリージョンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
82	2021/2/11	社会福祉法人 潮音会	株式会社 FTカーボン	特別養護老人ホームにおける バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (LPG→木質ペレット)	青森県 つがる市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2015/9/1 ～ 2023/8/31	2017/11/1 ～ 2020/8/31 (34ヶ月) 【第2回目の認証】	185	ペリージョンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
82	2021/1/15	井村屋 株式会社	株式会社 ウェイストボックス	食品工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (都市ガス→木質チップ)	三重県 津市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2015/11/18 ～ 2023/11/17	2018/1/1 ～ 2019/1/16 (12ヶ月) 【第3回目の認証】	5,369	一般社団法人日本能率協会
100	2021/1/19	鳥取県	鳥取県	県有林における 森林経営活動	鳥取県 日野郡 日野町	FO-001 Ver.2.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2021/3/31	2018/4/1 ～ 2020/3/31 (24ヶ月) 【第4回目の認証】	361	一般社団法人 日本能率協会
104	2021/2/3	金勝生産 森林組合	金勝生産 森林組合	私有林における 森林経営活動	滋賀県 栗東市	FO-001 Ver.2.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2023/3/31	2018/7/2 ～ 2020/3/31 (21ヶ月) 【第3回目の認証】	464	一般社団法人 日本能率協会
196	2021/2/10	株式会社 タカヒコアプロビジネス	株式会社 グローバルエンジニアリング	農業用ハウスにおける 再生可能エネルギー熱を利用する 熱源設備の導入 (LPG→地熱)	大分県 玖珠郡 九重町	EN-RR-003 Ver.1.0	再生可能エネルギー熱を利用する 熱源設備の導入	2018/5/1 ～ 2026/4/30	2018/5/1 ～ 2020/3/31 (23ヶ月) 【第1回目の認証】	2,103	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
199	2021/2/12	新東海製紙 株式会社	新東海製紙 株式会社	製紙工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (O重油→木質チップ、RPF)	静岡県 島田市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2018/4/1 ～ 2026/3/31	2020/1/1 ～ 2020/12/31 (12ヶ月) 【第3回目の認証】	84,041	一般財団法人 日本品質保証機構
202	2021/2/9	甲南ユーティリティ 株式会社	三井物産 株式会社	排水処理場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (木質チップ)	兵庫県 神戸市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2019/1/1 ～ 2026/12/31	2020/1/1 ～ 2020/9/30 (9ヶ月) 【第2回目の認証】	11,750	ペリージョンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
210	2021/2/12	ハルナプロデュース 株式会社	テス・エンジニアリング 株式会社	食品工場における ボイラーの更新 (灯油→LNG)	和歌山県 海南市	EN-S-001 Ver.1.0	ボイラーの導入	2019/1/11 ～ 2027/1/10	2019/1/11 ～ 2019/3/31 (2ヶ月) 【第1回目の認証】	441	ペリージョンレジストラークリーンディベ ロップメントメカニズム株式会社
211	2021/2/10	イオンアグリ創造 株式会社	イオンアグリ創造 株式会社	農場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (木質ペレット)	埼玉県 久喜市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2019/2/1 ～ 2027/1/31	2019/1/11 ～ 2020/10/31 (21ヶ月) 【第1回目の認証】	213	一般財団法人 日本海軍協会
216	2021/1/5	株式会社 サイプレス・スナダヤ	ESカーボンクレジット 合同会社	製材工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス) による化石燃料の代替 (LPG→木質チップ)	愛媛県 西条市	EN-RR-001 Ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2019/6/1 ～ 2027/5/31	2019/6/1 ～ 2020/6/30 (13ヶ月) 【第1回目の認証】	4,235	一般財団法人 日本海軍協会

第44回認証委員会 排出削減量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット 取得者	プロジェクト概要	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称				
P2	2021/2/10	一般社団法人 低炭素投資促進機構	J-クレジット制度 事務局	住宅における コージェネレーションの新設	EN-S-007 Ver 1.0	コージェネレーションの導入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2019/11/1 ～ 2020/10/31 (12.0ヶ月) 【第9回目の認証】	120,375t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P3	2021/2/10	一般社団法人 低炭素投資促進機構	J-クレジット制度 事務局	家庭における 電気自動車の導入	EN-S-012 Ver 1.0	電気自動車の導入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2019/11/1 ～ 2020/10/31 (12.0ヶ月) 【第8回目の認証】	27,639t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P6	2021/2/12	出雲市	出雲市	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2018/4/1 ～ 2020/3/31 (24.0ヶ月) 【第5回目の認証】	1,494t-CO2	ペリジョンソシエテ・クリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P10	2021/2/10	日本ハウズイング 株式会社	日本ハウズイング 株式会社	マンション共用部分における 照明設備の更新・新設	EN-S-006 Ver 1.0	照明設備の導入	2013/4/1 ～ 2021/3/31	2019/4/1 ～ 2020/3/31 (12.0ヶ月) 【第7回目の認証】	417t-CO2	一般社団法人 日本品質保証機構
P16	2021/2/10	長崎県	長崎県	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2019/9/1 ～ 2020/7/31 (11.0ヶ月) 【第7回目の認証】	1,155t-CO2	一般社団法人 日本品質保証機構
P43	2021/2/10	一般社団法人 低炭素投資促進機構	J-クレジット制度 事務局	住宅における 太陽光発電設備の導入	EN-R-002 Ver 1.0	太陽光発電設備の導入	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2019/7/1 ～ 2020/6/30 (12.0ヶ月) 【第5回目の認証】	397,458t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P44	2021/2/10	一般社団法人 低炭素投資促進機構	J-クレジット制度 事務局	住宅における 燃料電池設備の導入	EN-S-007 Ver 1.1	コージェネレーションの導入	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2019/7/1 ～ 2020/6/30 (12.0ヶ月) 【第5回目の認証】	11,507t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P53	2021/1/29	株式会社ツルハ ホールディングス	株式会社ツルハホール ディングス	店舗における 照明設備の更新(LED)	EN-S-006 Ver 2.0	照明設備の導入	2017/10/1 ～ 2028/3/31	2019/10/1 ～ 2020/9/30 (12.0ヶ月) 【第4回目の認証】	24,527t-CO2	ペリジョンソシエテ・クリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P61	2021/2/10	一般社団法人 低炭素投資促進機構	J-クレジット制度 事務局	家庭における 電気自動車の導入 (ガソリン→電気)	EN-S-012 Ver 1.1	電気自動車の導入	2014/4/1 ～ 2021/3/31	2019/7/1 ～ 2020/6/30 (12.0ヶ月) 【第4回目の認証】	904t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P92	2021/2/5	興環テクノ株式会社	興環テクノ株式会社	事業所における 照明設備の更新(LED)	EN-S-006 Ver 2.1	照明設備の導入	2020/7/1 ～ 2031/3/31	2020/7/1 ～ 2020/12/31 (6.0ヶ月) 【第1回目の認証】	1,138t-CO2	ペリジョンソシエテ・クリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第44回認証委員会

排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧（通常型）

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 所有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称			
KC1142	2021/2/12	二宮木材 株式会社	株式会社 FTカーボン	製材所における ボイラーの新設 (木質バイオマス)	栃木県 那須塩原市	001-A	ボイラーの新設	2017/4/1 ～ 2020/10/14 (42.5ヶ月) 【第4回目の認証】	13,282	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1251	2017/11/1	伊達市	公益財団法人 北海道環境財団	公共施設における ボイラーの新設 (木質バイオマス)	北海道伊達市 松ヶ枝町	001-A	ボイラーの新設	2017/11/1 ～ 2020/3/31 (29.0ヶ月) 【第4回目の認証】	1,040	ペリジョンソシエテ・クリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
KC1276	2013/4/1	株式会社 サニクリーン近畿	オリックス 株式会社	リネン工場における ボイラーの更新 (A重油→都市ガス)	京都府 久世郡 久御山町	001	ボイラーの更新	2013/4/1 ～ 2019/12/11 (80.4ヶ月) 【第2回目の認証】	2,419	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1313	2017/6/1	株式会社 協和温泉	公益財団法人 北海道環境財団	宿泊施設における ボイラーの更新 (重油→木質バイオマス)	北海道 上川郡 愛別町	001	ボイラーの更新	2017/6/1 ～ 2020/2/28 (32.9ヶ月) 【第3回目の認証】	345	ペリジョンソシエテ・クリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
KC1425	2016/4/6	高松電線工業 株式会社	株式会社 FTカーボン	金属製品製造工場における ボイラーの更新 (重油→都市ガス)	埼玉県 狭山市	001	ボイラーの更新	2016/4/6 ～ 2020/11/24 (55.7ヶ月) 【第3回目の認証】	590	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1459	2018/3/30	龍栄工業 株式会社	株式会社 FTカーボン	染色工場における ボイラーの更新 (重油→都市ガス)	愛知県 海部市	001	ボイラーの更新	2018/3/30 ～ 2020/12/9 (32.4ヶ月) 【第4回目の認証】	6,555	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
KC1472	2019/4/1	井村屋フーズ 株式会社	丸紅 株式会社	食品工場における 乾燥設備の更新 (A重油→都市ガス)	愛知県 豊橋市	035	乾燥設備の更新	2019/4/1 ～ 2020/6/23 (14.9ヶ月) 【第3回目の認証】	1,011	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

第44回認証委員会

排出削減量（国内クレジット制度からの移行プロジェクト）認証一覧（プログラム型）

PJ 番号	クレジット認証 申請日	運営・管理者	J-クレジット 取得者	概要	適用方法論		認証申請期間	認証 J-クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称			
KCP014	2021/1/28	倉敷市	特定非営利活動法人 おかもやまエネルギーの未来を考える会	住宅における 太陽光発電システムの導 入	008	太陽光発電設備の導入	2019/11/1 ～ 2020/10/31 (12.0ヶ月) 【第10回目の認証】	1,037	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社

2.2.2 プロジェクト登録等の状況

(1) 2020年度のプロジェクト登録実績

第40回から第44回までの認証委員会の審議を経て、26件（通常型18件、プログラム型8件）のプロジェクトがJ-クレジット制度に登録された。登録されたプロジェクトによる排出削減・吸収量の見込み総量は1,977,759トン（通常型677,462トン、プログラム型1,300,297トン）となる。

これにより、制度開始以降に登録されたプロジェクトは343件（通常型245件、プログラム型98件）となった。登録されたプロジェクトによる排出削減・吸収量の見込み総量は12,473,991トン（通常型3,098,756トン、プログラム型9,375,235トン）となった。

表 2-14 認証委員会ごとのプロジェクト登録件数

認証委員会	通常型 (件)	プログラム型 (件)	合計 (件)
第40回	6	2	8
第41回	0	1	1
第42回	3	1	4
第43回	2	2	4
第44回	7	2	9
合計	18	8	26



図 2-4 登録プロジェクトの認証見込量および件数（ともに累積）の推移

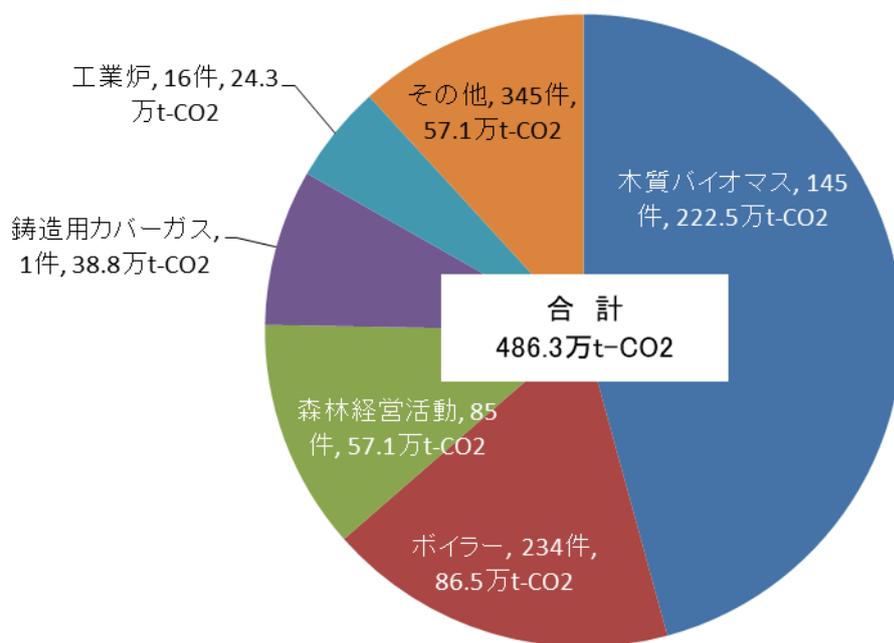


図 2-5 登録プロジェクト（通常型）の方法論別内訳（累積）

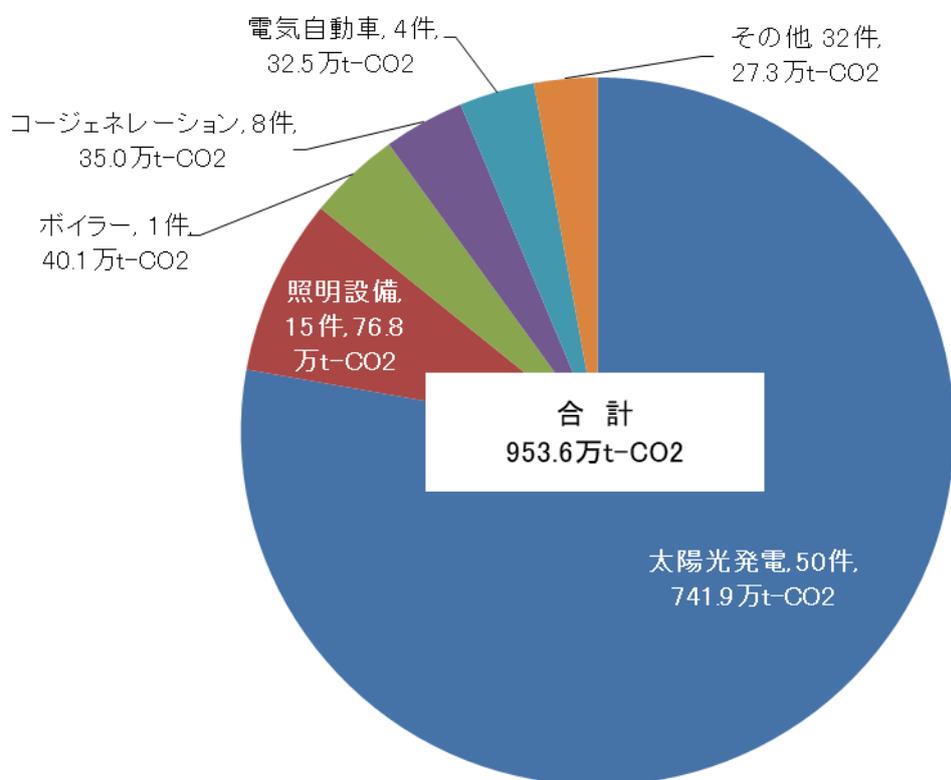


図 2-6 登録プロジェクト（プログラム型）の方法論別内訳（累積）

(2) 2020年度のクレジット認証実績

第40回から第44回までの認証委員会の審議を経て、117回・1,123,138トンのクレジットが認証された。そのうちJ-クレジット登録プロジェクトの認証は51回・763,153トン（通常型32回・160,089トン、プログラム型19回・603,604トン）、国内クレジット制度からの移行プロジェクト66回・359,985トン（通常型65回・358,985トン、プログラム型1回・1,037トン）であった。

これにより、制度開始以降の認証の累計は859回・6,849,438トンとなった。そのうちJ-クレジット登録プロジェクトは300回・5,063,200t-CO2（通常型159回・583,819トン、プログラム型141回・4,479,381トン）、国内クレジット制度からの移行プロジェクトは525回・1,772,334トン（通常型510回・1,397,618トン、プログラム型15回・374,716トン）、J-VER制度からの移行プロジェクトは34回・13,904トンであった。

表 2-15 認証委員会ごとのクレジット認証回数（上段）および認証量（下段）

認証委員会	J-クレジット	国内クレジット からの移行	J-VER からの移行	合計
第40回	5回 12,799 t-CO2	5回 74,721 t-CO2	0回 0 t-CO2	10回 87,520 t-CO2
第41回	3回 3,394 t-CO2	10回 10,675 t-CO2	0回 0 t-CO2	13回 14,069 t-CO2
第42回	9回 11,150 t-CO2	34回 234,077 t-CO2	0回 0 t-CO2	43回 245,227 t-CO2
第43回	11回 31,292 t-CO2	9回 14,233 t-CO2	0回 0 t-CO2	20回 45,525 t-CO2
第44回	23回 704,518 t-CO2	8回 26,279 t-CO2	0回 0 t-CO2	31回 731,033 t-CO2
合計	51回 763,153 t-CO2	66回 359,985 t-CO2	0回 0 t-CO2	117回 1,123,138 t-CO2

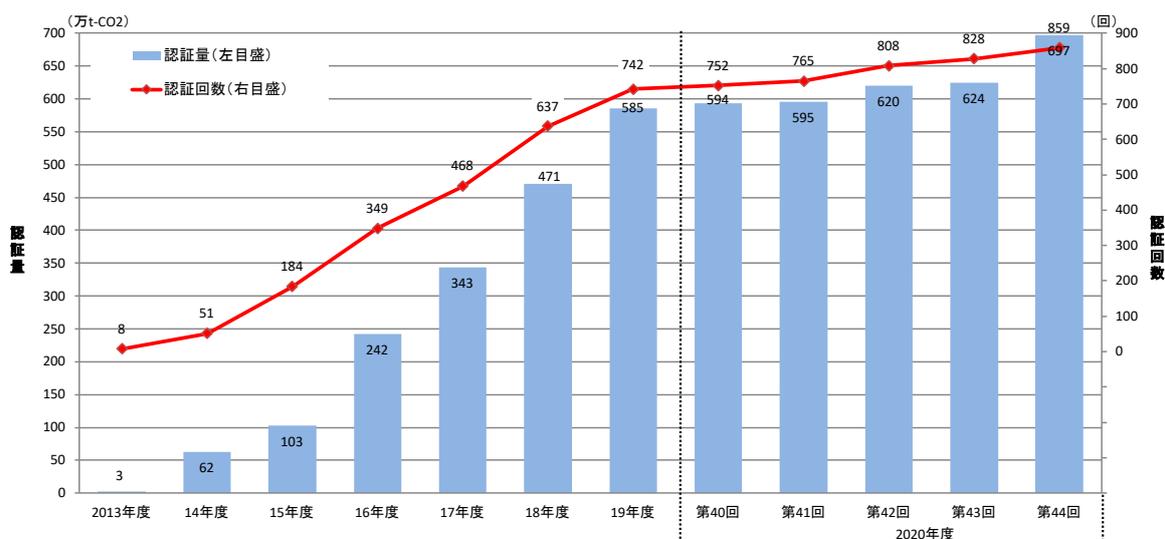


図 2-7 クレジット認証量および回数（ともに累積）の推移

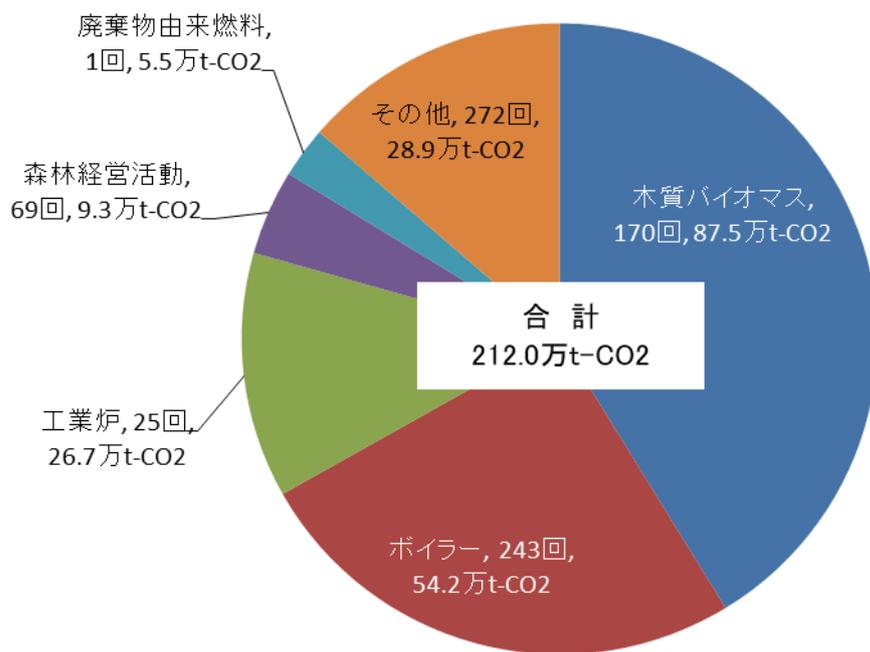


図 2-8 クレジット認証（通常型プロジェクト）の方法論別内訳（累積）

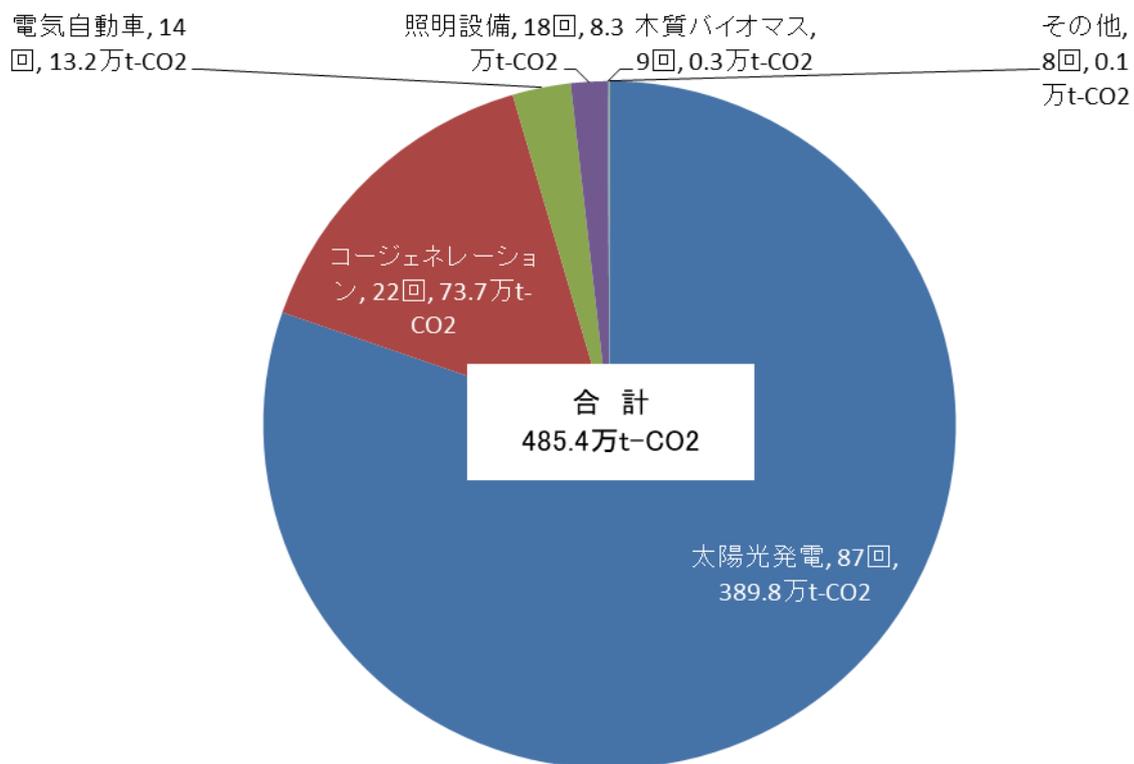


図 2-9 クレジット認証（プログラム型プロジェクト）の方法論別内訳（累積）

3. クレジット創出のためのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援

3.1 支援方法・支援実績

3.1.1 プロジェクト計画書作成支援

プロジェクト計画書作成支援（以下、PDD 作成支援）にあたり、事務局内では支援担当者とそれ以外の事務局担当者を区別し、支援案件に関する情報が支援担当者以外と共有されない体制を構築した。具体的には、PDD 作成支援専用のメールアドレスの設置、支援担当者にのみアクセス権を付与した PDD 作成支援専用のフォルダの作成を行った。このため、事業者が直接事務局へ問合せをしてきた場合、PDD 作成支援は図 3-1 に示すフローで実施した。始めの支援条件の確認段階では事務局担当者全員が対応し、支援対象と判定されてからは支援担当者のみが事業者に対応することとした。

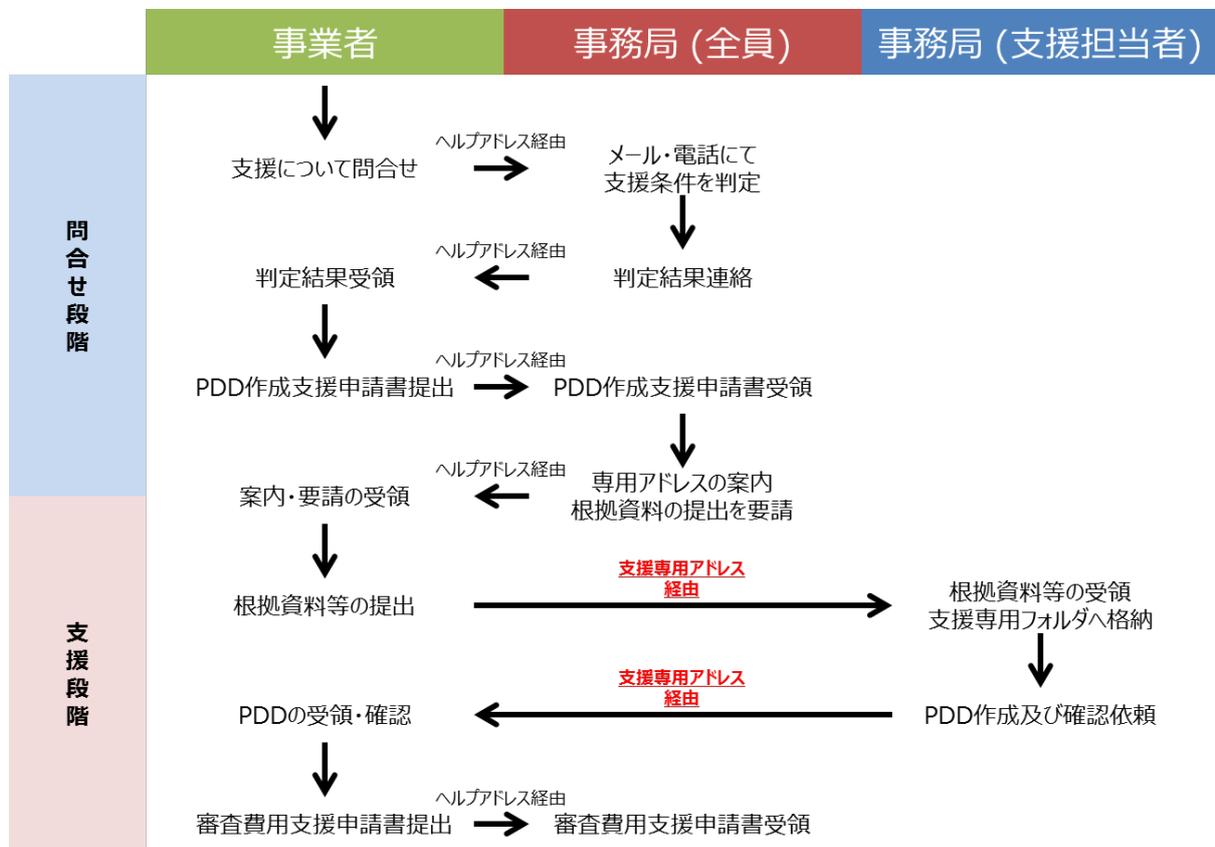


図 3-1 プロジェクト計画書作成支援フロー図

なお、プロジェクト計画書作成支援を実施する条件は下表の通り設けた。原則として中小企業基本法が定める中小企業の定義に合致する企業を対象としつつ、自治体、公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）も例外的に対象とした。また、クレジット創出の費用対効果を高めるため、プロジェクトの規模についても下限を定め、年間のCO2 排出削減・吸収見込量が 100t-CO2 を超えることを条件とした。モニタリング報告書の作成支援については、特段の支援条件を設けなかった。

表 3-1 プロジェクト計画書及びモニタリング報告書作成支援条件

	プロジェクト計画書	モニタリング報告書
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法が定める中小企業の定義に合致する企業 ・ 自治体 ・ 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限なし
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の CO2 排出削減・吸収見込量が 100t-CO2 を超えること ・ 1 事業者あたり 1 方法論につき 1 回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件なし

事業者に根拠資料の提出を要請するにあたり、様々な案件に対応可能な、汎用チェックリストを方法論別に作成し、事業者へ送付した（図 3-2）。このチェックリストを作成・確認することで、事業者は収集・提出が必要な証拠を網羅的に把握することができる。提出されたチェックリストの内容に基づき、事務局の支援担当者が PDD の作成を行い、確認事項や不明点、不足情報等があれば適宜、事業者へ問合せ、追加資料の提出等を依頼した。

②設備情報

設備の使用用途			
ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒湯の熱の、全部または一部を自家消費していますか。			選択してください
設備投資額	総投資額		円
	補助金額		円
	旧設備売却額		円
補助金の受給と内容について	補助金受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	補助金名称①		
	交付元①		
	補助金名称②		
	交付元②		
ジョークレジット制度参加への制限の有無	<input type="checkbox"/> 制度への参加に制限はない <input type="checkbox"/> 制度への参加に制限がある		

②設備情報

※記入例

設備の使用用途	化学薬品工場における生産用蒸気および給湯		
ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒湯の熱の、全部または一部を自家消費していますか。			<input checked="" type="checkbox"/> (全量自家消費)
設備投資額	総投資額	50,000,000	円
	補助金額	25,000,000	円
	旧設備売却額	0	円
補助金の受給と内容について	補助金受給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	補助金名称①	<input checked="" type="checkbox"/> 黒地域振興補助金	
	交付元①	<input checked="" type="checkbox"/> 黒	
	補助金名称②	-	
	交付元②	-	
ジョークレジット制度参加への制限の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 制度への参加に制限はない <input type="checkbox"/> 制度への参加に制限がある		

<更新前後の設備の情報> ※複数ある場合は、下の表をコピーペーストで追加してください

	更新前の設備情報	更新後の設備情報
台数		
メーカー名		
型式		
熱の出力	単位を選択してください	単位を選択してください
設備の効率	単位を選択してください	単位を選択してください
設備の導入日		
設備の稼働開始日		
燃料の種類		
年間の燃料使用量	単位を選択してください	単位を選択してください
燃料の平均単価	単位を選択してください	単位を選択してください
年間運転保守費	円	円

<更新前後の設備の情報> ※複数ある場合は、下の表をコピーペーストで追加してください

	更新前の設備情報	更新後の設備情報
台数	1	3
メーカー名	〇〇工業株式会社	株式会社△△工業
型式	a-12345	b-56789
熱の出力	6.0 t/h	2.0 t/h
設備の効率	90 % (低位)	98 % (低位)
設備の導入日	2003/4/1	2020/4/1
設備の稼働開始日	2003/5/1	2020/5/1
燃料の種類	A重油	都市ガス
年間の燃料使用量	200 kL/年	150 千Nm ³ /年
燃料の平均単価	80 円/kL	150 円/千Nm ³
年間運転保守費	無	有 500,000 円

<類似制度へのプロジェクト登録の有無>

<input type="checkbox"/> 有	登録制度名	
<input type="checkbox"/> 無	認証予定期間	

<類似制度へのプロジェクト登録の有無>

<input checked="" type="checkbox"/> 有	登録制度名	グリーン電力証書、グリーンエネルギーCO2削減相当量証書
<input type="checkbox"/> 無	認証予定期間	

<法令等の義務の有無の確認>

法令等の義務履行によるものではない 法令等の義務履行によるものである

<法令等の義務の有無の確認>

法令等の義務履行によるものではない 法令等の義務履行によるものである

図 3-2 方法論別チェックリスト (一部抜粋、図はボイラーの例)

PDD の作成完了後、その時点での PDD 案を事業者へ送付し、内容について誤りや齟齬がないか確認いただいた。修正や追記事項があれば修正を行い、事業者の了承が確認できた段階で審査費用支援申請書の作成及び提出を依頼した。

審査の段階では、審査機関からの問合せ・指摘事項について支援担当者が対応し、必要に応じて PDD の修正や事業者への追加の資料提出の要請を行った。

審査機関による妥当性確認報告書の作成及び事業者によるプロジェクト登録申請後も、事務局の認証委員会担当者による PDD の確認が行われた。審査機関が見落とししている点の確認やより詳細な情報・資料の提供、誤記の修正等、認証委員会担当者からの指摘・問合せについては、基本的には審査機関にて対応しつつ、必要に応じて支援担当者が対応を行った。

認証委員会におけるプロジェクト登録の承認後、プロジェクト実施者が活動量のモニタリング及び排出削減量の算定を容易に実施できるよう、プロジェクトごとにモニタリング算定シートを作成して提供した (図 3-3)。以上を以て、事務局による PDD 作成支援は完了とした。

モニタリング算定シート

0. 入力欄の説明
 入力必須
 自動入力
 入力不要
 入力内容の説明

1. 設備情報
 ベースラインとプロジェクト実施後の設備効率とエネルギー種別を記入ください。

設備種別	エネルギー種別 ※ブルグワンから選択	単位	設備効率(%)
ベースライン	ボイラー	HL	87.4
プロジェクト実施後	ボイラー	LNG	88.2

2. モニタリング対象期間
 今回、認証を申請する期間(モニタリング対象期間)を記入ください。

開始月(西暦)	年	月	日
2019	年	1	1
2019	年	6	30

3. 削減量(クレジット量)の計算
 燃料使用量を月別に記入ください。

※

	モニタリング対象期間	プロジェクト実施後のLNGの使用量 [G]	各種燃料の年度	ベースライン(灯油)			プロジェクト実施後(LNG)			CO2削減量(クレジット量)
				単位発熱量 [GJ/t-H]	単位発熱量当たりCO2排出係数 [t-CO2/GJ]	CO2排出量 [t-CO2]	単位発熱量 [GJ/t]	単位発熱量当たりCO2排出係数 [t-CO2/GJ]	CO2排出量 [t-CO2]	
合計	-	0.0	-	-	-	0.0	-	-	0.0	
2019年1月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年2月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年3月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年4月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年5月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年6月	○		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年7月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年8月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年9月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年10月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年11月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2019年12月	×		2019年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年1月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年2月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年3月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年4月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年5月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0
2020年6月	×		2020年度	36.5	0.0686	0.0	54.5	0.0613	0.0	0.0

4. 各種係数
 年毎に更新されるので、更新されたら最新値を入力して下さい。
 ■単位発熱量(高位発熱量)

年	ベースライン 灯油 GJ/t	プロジェクト実施後 LNG GJ/t
2016年度	36.5	54.5
2017年度		
2018年度		
2019年度		
2020年度		
最新値	36.5	54.5

■排出係数

年	ベースライン 灯油 [t-CO2/GJ]	プロジェクト実施後 LNG [t-CO2/GJ]
2016年度	0.0686	0.0613
2017年度		

図 3-3 モニタリング算定シート (一部抜粋、図はボイラーの例)

3.1.2 モニタリング報告書作成支援

モニタリング報告書作成支援については、電話又はメールでの助言・指摘を原則として実施しつつ、稀に複雑な案件や判断が難しい案件については、事務局にて計算や文案の作成を実施した。ただし、J-クレジット創出の達成感を事業者に実感してもらうという目的のため、モニタリング報告書の作成支援は過度に手厚く実施せず、審査段階での修正・指摘事項へも事業者自身にて対応していただいた。

3.1.3 支援実績

PDD 作成支援については、2020 年度末時点で支援途中のものも含め、下表の通り作成を実施した。作成中の案件は、2020 年度中の PDD 作成完了を目標に支援を実施しており、審査及びプロジェクト登録申請は 2021 年度中に行うこととして了承を得ている。また、支援取り下げの案件は、通常型プロジェクトでは事前の支援条件の確認段階では判断が難しい投資回収年数や、活動量の実測の可否等が理由で PDD 作成支援を断念したものが多く、森林プロジェクトでは支援途中にモニタリング内容を詳細に説明したところ、作業負荷が大きいと事業者が判断し、PDD 作成支援を取り下げた案件が 2 件あった。

表 3-2 PDD 作成支援件数(簡易支援含む)

ステータス	通常型 プロジェクト	P 型 プロジェクト	森林 プロジェクト	合計
プロジェクト登録済み (内 2019 年度書類作成完了)	3 件 (1 件)	6 件 (5 件)	3 件 (1 件)	12 件 (7 件)
審査完了	2 件	5 件	4 件	11 件
作成完了	0 件	1 件	5 件	6 件
支援取り下げ (次年度先送り)	0 件	0 件	0 件	0 件
支援取り下げ (支援不可)	3 件	0 件	3 件	6 件
妥当性確認にて意見不表明	0 件	1 件	0 件	1 件
合計	8 件	13 件	15 件	36 件
注：2020 年度末時点				

2020 年度におけるプロジェクト登録実績及び妥当性確認に係る審査費用支援実績と、PDD 作成支援実績を表 3-3 にて比較する。J-クレジット制度全体では、2020 年度に 37 件のプロジェクト登録申請があり、そのうち 23 件（約 62%）が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である（表 3-2 の「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当）。通常型プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 16 件のプロジェクト登録申請があったが、事務局による PDD 作成支援を受けた案件は 5 件（約 31%）であった（表 3-2 の通常型プロジェクトの「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当）。プログラム型プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 13 件のプロジェクト登録申請があり、そのうち 11 件（約 85%）が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である（表 3-2 の P 型プロジェクトの「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当）。森林プロジェクトにおいては、J-クレジット制度全体で 8 件のプロジェクト登録申請があり、そのうち 7 件（約 88%）が事務局による PDD 作成支援を受けた案件である（表 3-2 の森林プロジェクトの「プロジェクト登録済み」と「審査完了」が該当）。ただし、2020 年度のプロジェクト登録申請 37 件のうち、一部には 2019 年度の審査費用支援を受けた案件が含まれる。また、事務局が PDD 作成支援を実施した案件の一部は、2021 年度にプロジェクト登録申請を実施する予定である。2020 年度における J-クレジット制度への新規事業者の参加状況と、それに対する PDD 作成支援状況を比較するためには、妥当性確認に係る審査費用支援の実績を確認することがより実態に近いと考えられる。

J-クレジット制度全体では、2020 年度に 25 件の妥当性確認の審査費用支援実績があり、そ

のうち17件(約61%)が事務局によるPDD作成支援を受けた案件である。通常型プロジェクトにおいては、Jークレジット制度全体で9件の審査費用支援実績があったが、事務局によるPDD作成支援を受けた案件は4件(約44%)であった。プログラム型プロジェクトにおいては、Jークレジット制度全体で10件の審査費用支援実績があり、そのうち8件(80%)が事務局によるPDD作成支援を受けた案件である(内2件は2019年度PDD作成支援案件)。森林プロジェクトにおいては、Jークレジット制度全体で6件の審査費用支援実績があり、そのうち5件(83%)が事務局によるPDD作成支援を受けた案件である。この実績を踏まえると、2020年度において新規に参加した事業者のうち、6割程度が事務局によるPDD作成支援を受けたことが分かる。また、通常型プロジェクトとプログラム型プロジェクト及び森林プロジェクトの間でも傾向が異なり、森林プロジェクト、プログラム型プロジェクト、通常型プロジェクトの順に支援を受けている割合が高いことが分かる。この理由として、森林プロジェクトの場合、吸収量の算定対象地の選択や吸収量算定シートへの適切な記入等、技術的なハードルが高いこと、プログラム型プロジェクトの場合、多くの会員を取りまとめるプロジェクト体制や会員管理の方法を、事業者が独力で構築することが困難であること、等が考えられる。

表 3-3 プロジェクト登録実績及び審査費用支援件数実績とPDD作成支援件数実績の比較

プロジェクト形態	プロジェクト登録申請済み		審査費用支援申請済み	
	制度全体	支援案件 (全体のシェア)	制度全体	支援案件 (全体のシェア)
通常型プロジェクト	16件	5件 (約31%)	9件	4件 (約44%)
P型プロジェクト	13件	11件 (約85%)	10件	8件 (80%)
森林プロジェクト	8件	7件 (約88%)	6件	5件 (約83%)
合計	37件	23件 (約62%)	25件	17件 (約61%)

注1: 制度全体のプロジェクト登録申請済み37件には、2019年度審査費用支援を受けた案件が含まれる。
注2: 支援案件の審査費用支援申請済み28件には、2020年度にプロジェクト登録が完了する予定の案件が含まれる。
注3: 妥当性確認にて不表明が1件あった。登録辞退、登録申請取下げはなかった。

また、事務局によるPDD作成支援が実施されていなかった2016年度、PDD作成支援が開始された2017年度から2020年度の5年度における、妥当性確認に係る審査費用支援実績の比較を

表3-4に示す。2019年度と2020年度では、全体の傾向に大きな変化はなかった。また、PDD作成支援が実施されていなかった2016年度と比較してJークレジット制度全体として審査費用支援件数が半分程度に減少している中、プログラム型プロジェクト、森林プロジェクト共に増加傾向にあり、それぞれの支援案件のシェアも高いことから、技術的なハードル等が高いプログラム型プロジェクトや森林プロジェクトにおいては、事務局によるPDD作成支援があることが、プロジェクトの創出を促進していると考えられる。なお、審査費用支援件数が減少している理由については、後掲4.2参照。

表 3-4 2016 年度から 2020 年度における妥当性確認の審査費用支援実績の比較

プロジェクト 形態	審査費用支援実績				
	2016 年度 ※支援なし	2017 年度 (支援案件 のシェア)	2018 年度 (支援案件 のシェア)	2019 年度 (支援案件 のシェア)	2020 年度 (支援案件 のシェア)
通常型プロジ ェクト	30 件	31 件 (約 47%)	8 件 (約 37%)	10 件 (0%)	9 件 (約 44%)
P 型プロジ ェクト	10 件	11 件 (約 64%)	8 件 (約 62%)	9 件 (約 78%)	10 件 (83%)
森林プロジ ェクト	3 件	1 件 (0%)	5 件 (80%)	5 件 (60%)	6 件 (約 83%)
合計	43 件	43 件 (約 51%)	21 件 (約 57%)	24 件 (約 42%)	25 件 (約 61%)

さらに、2016 年度から 2020 年度の妥当性確認に係る審査費用支援実績における方法論別件数内訳を図 3-4 に、また、件数ベースで見た当該審査費用支援実績における上位 5 方法論を表 3-5 に、それぞれ示す。PDD 作成支援の実施前から現在に至るまで、全体としての傾向に大きな変化はなく、木質バイオマス、太陽光発電、森林経営活動、照明設備等が主たる方法論としてあげられる。このうち太陽光発電、森林経営活動、照明設備についてはその多くが PDD 作成支援を実施した案件であり、このことから事務局による PDD 作成支援があることが、プロジェクトの創出を促進していることが伺える。

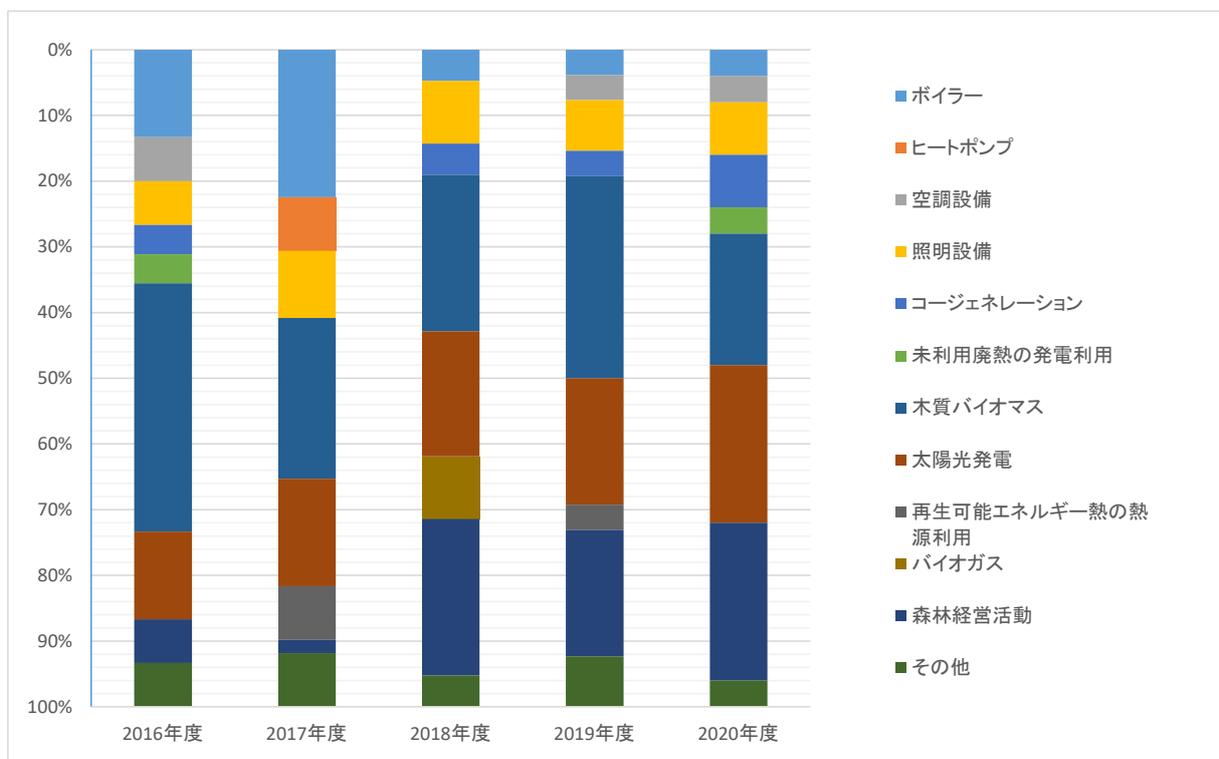


図 3-4 2016 年度から 2020 年度の方法論比率 (件数ベース)

表 3-5 2016 年度から 2020 年度の妥当性確認に係る審査費用支援実績における上位 5 方法論
(件数ベース)

順位	上位 5 方法論				
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1 位	木質バイオマス、17 件	木質バイオマス、12 件	木質バイオマス、5 件	木質バイオマス、8 件	森林経営活動、8 件
2 位	ボイラー、6 件	ボイラー、11 件	森林経営活動、5 件	太陽光発電、5 件	太陽光発電、7 件
3 位	太陽光発電、6 件	太陽光発電、8 件	太陽光発電、4 件	森林経営活動、5 件	木質バイオマス、5 件
4 位	空調設備、3 件	照明設備、5 件	照明設備、2 件	照明設備、2 件	照明設備、2 件
5 位	照明設備、3 件	ヒートポンプ、4 件	バイオガス、2 件	その他 (ボイラー等)、各 1 件	コージェネレーション、2 件

事務局が PDD 作成支援を実施した案件のうち、プロジェクト登録申請及び審査費用支援申請に至った案件について、プロジェクトの規模を表 3-6 で示す。表 3-6 においては、PDD 作成支援を実施した 2019 年度及び 2020 年度を比較している。プログラム型プロジェクトについては、2019 年度と比較して規模の大きいプロジェクトが多かったことから、1 プロジェクトあたり及び全プロジェクト合計の認証見込み量ともに大幅に増加している。森林プロジェクトについても、年平均認証見込み量が約 1 万 t-CO₂ を見込むプロジェクトが 1 件あるなどプロジェクトが大型化する傾向にあったため、2019 年度と比較して認証見込み量が大きく増加した。

表 3-6 事務局が PDD 作成支援を実施した案件におけるプロジェクト登録申請及び審査費用支援申請済みプロジェクトの認証見込量

プロジェクト 形態	認証見込量 (t-CO ₂)							
	1 プロジェクトあたり				全プロジェクト合計			
	年平均		認証対象期間合計		年平均		認証対象期間合計	
	FY2019	FY2020	FY2019	FY2020	FY2019	FY2020	FY2019	FY2020
通常型 プロジェクト	-	4,159	-	33,272	-	16,636	-	133,087
P 型 プロジェクト	3,997	8,750	45,139	86,884	31,977	70,003	361,109	695,070
森林 プロジェクト	3,486	4,046	27,886	32,370	10,457	20,231	83,658	161,848
合計	3,858	16,956	40,433	152,525	42,752	106,870	445,621	990,005

注 1: 2021.3.17 時点
注 2: 上表の集計対象は、2019 年度: 11 件、2020 年度: 17 件

さらに、上表の集計対象となった2020年度のPDD作成支援案件18件について、方法論別の内訳を図3-5（件数ベース）及び図3-6（総量t-CO2ベース）に示す。今年度は太陽光発電や森林のような比較的使用頻度が高い方法論だけでなく、空調、照明、電気自動車、コージェネレーションや未利用排熱の発電利用方法論と幅広い方法論のPDD作成支援を実施した（図3-5）。一方、t-CO2ベースでは太陽光発電及び森林に関する大型プロジェクトを支援したことから、両方法論が大部分を占める結果となっている（図3-6）。

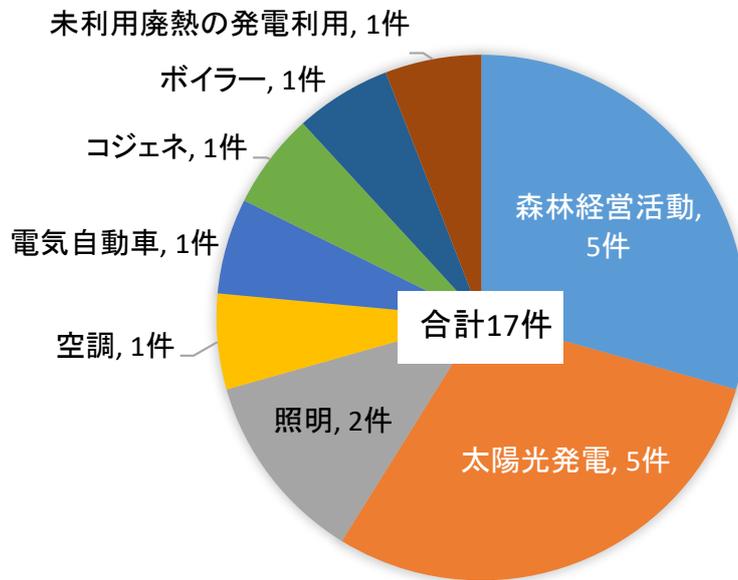


図 3-5 プロジェクト登録申請及び審査費用支援申請済み PDD 作成支援プロジェクトの方法論別内訳（件数ベース）

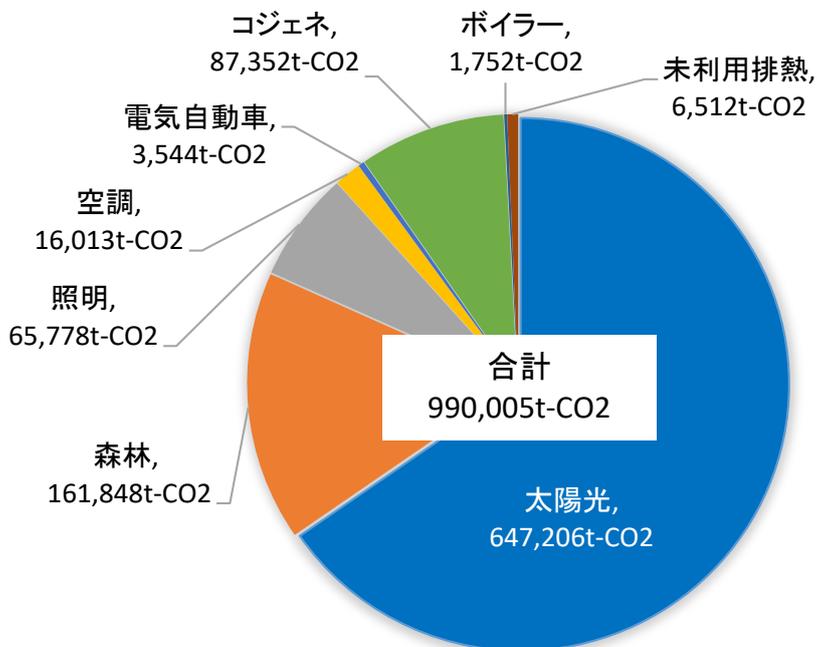


図 3-6 プロジェクト登録申請及び審査費用支援申請済み PDD 作成支援プロジェクトの方法論別内訳（総量 t-CO2 ベース）

3.1.4 課題と対応策

今年度、事務局における PDD 作成支援及びモニタリング報告書作成支援を実施する過程で、改めて支援を実施する方法等における課題が明らかとなった。次年度以降、より円滑に支援を実施し、より J-クレジット制度の利便性を高めるため、特に重要と考えられる課題とその対応策案を整理する。

初めに、表 3-7 では特に重要と考えられる課題を示す。課題 1-①については、作成支援の初動でご記入いただくチェックリストの内容が汎用的で、方法論の内容を深く理解していないと対応が難しかったもの。課題 1-②については、森林プロジェクトにおいて、プロジェクト登録後に必要な実施事項等の事前案内が十分ではなかったことに起因して、支援の途中で事業者が J-クレジット制度への参加を断念したものである。課題 1-③については、支援実施時に、事業者が審査に係る事務手続きの分量を正しく把握できていなかったために、年度内での審査を断念したものである。課題 2-①については、2018 年度事業においても同様の事象が発生している。これについては、2018 年度の課題に対する対応策案で提示した通り、汎用的なモニタリング算定シートの作成・提供を実施することで、おおむね改善傾向にあるものの、特殊な設備が導入されているプロジェクト等においては、事務局のサポートがなければモニタリング報告書を作成することが難しかった。課題 3-①については、事務局の手厚い支援の弊害として、事業者自身がプロジェクトの中身を全く理解せずに妥当性確認に進み、審査機関に負担をかけることとなったものである。

表 3-7 事務局において支援を実施する際の課題

課題番号	問題点
1. PDD 作成支援を実施する際の課題	
1-①	<ul style="list-style-type: none"> 作成支援にあたってまず、登録要件を満たすことを確認するチェックリストを埋めてもらっているが、登録プロジェクトにおける採用実績の豊富な方法論以外については汎用の書式となっていた。そのため、採用実績の少ない方法論で作成支援を受けようとした際、当該方法論の内容を把握していないとチェックリストが埋められず、支援開始に時間を要した。
1-②	<ul style="list-style-type: none"> 支援条件を充足することを確認したうえで支援を開始したものの、支援の過程でモニタリングに係る手間・煩雑さを認識した事業者より、J-クレジット制度への参加そのものを辞退する旨を受領した。
1-③	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の全面的な書類作成支援後、審査費用支援を活用して審査に移ったが、事業者の多忙のため審査対応を実施できず、年度内の審査を断念したい旨申し出があった。
2. モニタリング報告書作成支援を実施する際の課題	
2-①	<ul style="list-style-type: none"> PDD 作成支援を地方局委託事業者等が実施していた場合に、事業者がプロジェクトの内容を適切に理解しないままプロジェクト登録に至る事例が散見された。
3. 事務局による支援全般に関する課題	
3-①	<ul style="list-style-type: none"> 事務局にて手厚い支援を受けられることの弊害として、事業者が PDD の内容やプロジェクトの実施方法等を理解しないまま妥当性確認・プロジェクト登録申請に至る事例が発生。審査の過程で審査機関へ負担が生じることとなった。

上記の課題への対応策案を表 3-8 に整理する。課題 1-①に対しては、各方法論に対応したチェックリストを作成することで対応した。課題 1-②に対しては、現在は事前に今後の手続きやスケジュールをご案内しているところ、例えばプロジェクト登録後に実施しなければならない手続き

や、実際のプロジェクトの運営方法等についても、事前に案内の上、了承いただく手順を設けることで、このような事象の発生を回避することができると考えられる。課題 1-③については、作成支援時にデータ収集や審査対応に係る手間について事業者が適切に認識できるよう説明すると共に、審査費用支援申請書に確認事項を追加することで対応可能と考えられる。

課題 2-①に対しては、2018 年度事業で提示した対応策案を、引き続き実施することが重要であろう。実際、2020 年度においては、この取り組みによって、モニタリング報告書作成に係る事業者の負担を軽減することができており、次年度以降も継続的に実施することが求められる。

課題 3-①に対しては、対応策案 1-①及び 1-②と同様に、事前に事業者に対してプロジェクト登録後に実施すべきことや、プロジェクトの運営方法等について案内し了承を得た上で、PDD の案が完成した段階で、PDD の内容やプロジェクトの実施方法等に関するすり合わせの機会を設けることが必要と考えられる。

表 3-8 各課題に対する対応策案

課題番号	対応策
1. PDD 作成支援を実施する際の課題への対応策案	
1-①	<ul style="list-style-type: none"> 既存の汎用チェックリストでの確認内容に基づき、事業者からの問い合わせに応じて方法論毎のチェックリストを作成してはどうか。今年度は、通常型の空調、照明、未利用廃熱の発電利用方法論及びプログラム型の空調、照明方法論に対応したチェックリストを新規で作成した。
1-②	<ul style="list-style-type: none"> 現在は書類作成支援の希望を受領した段階で今後の手続きやスケジュールをご案内しているところ、例えばプロジェクト登録後に実施しなければならない手続きや、実際のプロジェクトの運営方法等についても、事前に案内の上、了承いただく手順を設けてはどうか。
1-③	<ul style="list-style-type: none"> データ収集や審査対応に係る手間について作成支援時に説明すると共に、審査費用支援申請書に、審査を辞退した場合に費用負担が発生する旨追記してはどうか。
2. モニタリング報告書作成支援を実施する際の課題への対応策案	
2-①	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事業者に対しては、方法論ごとに汎用的なモニタリング算定シートを作成・提供し、それをを用いてモニタリング・クレジット認証申請するよう促してはどうか。 事務局が支援を実施している事業者や新規に参加する事業者に対しては、プロジェクト内容ごとにチューニングしたモニタリング算定シートを作成・提供し、使い方等も含め丁寧に案内してはどうか。
3. 事務局による支援全般に関する課題への対応策案	
3-①	<ul style="list-style-type: none"> 1-②の対応策と同様に、事前に事業者に対してプロジェクト登録後に実施すべきことや、プロジェクトの運営方法等について案内し了承を得た上で、PDD の案が完成した段階で、PDD の内容やプロジェクトの実施方法等に関するすり合わせの機会を設けることとしてはどうか。

3.2 作成支援ツール類を用いた支援の検討

プロジェクト実施者が制度に参加する際の負担を軽減するため、方法論やプロジェクト形態に応じた様式の簡素化や、プロジェクト登録からクレジット認証に至るまでの手続きの簡素化、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成支援ツール類を用いた支援について検討を行った。

方法論やプロジェクト形態に応じた様式の簡素化については、現在はプロジェクト計画書および報告書本紙が Word ファイル形式、別紙が excel ファイル形式と、形式が異なっているものを excel ファイル形式に一本化する取り組みを行っているところである。

プロジェクト登録からクレジット認証に至るまでの手続きの簡素化については、PDD 作成支援の際に事業者へ送付する汎用チェックリストについて、ボイラーや木質バイオマス方法論等の主たる方法論について、さらに入力を簡素化した個別のチェックリストを作成した。

また、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成支援ツール類を用いた支援については、森林方法論のプロジェクト計画書別紙について森林経営計画の情報をより容易に反映できる様式へと改良を行い、改良版計画書別紙に対応する報告書様式の作成も併せて行った。また、制度ホームページに掲載しているプロジェクト計画書の作成例について、登録事例の多い太陽光方法論のプログラム型プロジェクトの記入例案を策定した。

図 3-7 改良版の森林方法論のプロジェクト計画書別紙

4. プロジェクト実施円滑化のための審査費用支援

4.1 支援方法・支援実績

J-クレジット制度への登録申請、認証申請案件のうち、一定要件を満たすプロジェクトに対しては、登録審査機関による妥当性確認・検証に要する審査費用について、プロジェクト実施者からの申請に基づき費用支援を行った。具体的な支援要件は表 4-1 に示す通りである。

また、審査機関の選定は、昨年度と同様、価格点、及び、審査実績を考慮した技術点による総合評価方式にて実施した。具体的には、申請内容を事務局にて確認し、条件の整った案件に関して各審査機関へ見積り提出を依頼した。見積書を提出した審査機関について、見積価格、及びこれまでの実績を一定式に基づき点数化し、各評価点の合計が最も高い点数を獲得した機関を当該案件の審査機関として選定した。

表 4-1 審査費用支援条件

	妥当性確認	検証
支援内容	妥当性確認及び検証費用支援の実施(上限額あり)	
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法の対象事業者 ・自治体 ・公益法人(一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等) ・その他、大企業以外(大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする) 	
支援回数 ※いずれも年度単位でカウント	<ul style="list-style-type: none"> ・通常型 1事業者当たり1年間に2回まで ・プログラム型 1運営・管理者当たり1年間に2回まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常型 1プロジェクトにつき2年間に1回まで ・プログラム型 1プロジェクトにつき1年間に1回まで
支援条件	CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上※のプロジェクトであること。 ※CO2削減・吸収見込総量を認証対象期間(年単位)で除した値が、100t-CO2/年以上であること。	認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。
手続き	制度事務局へ審査費用支援申請書、その他添付資料を提出	

1-2. 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）

J-クレジット制度事務局にて審査（妥当性確認）に係る費用を原則100%支援いたします。ただし、1件当たりの支援額には上限があります。

手続方法の概要		「①対象事業者」及び「②支援条件」をご確認いただき、「③必要書類」をご作成ください。 必要書類が作成できましたら、「④申請期限」に間に合うように、「⑤提出方法」の要領で、「⑥提出先・問合せ先」にご提出ください。
①対象事業者		<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基本法の対象事業者 自治体 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする） ※プログラム型の場合は、削減活動実施者が上記に該当するか否かで判断いたします。
②支援条件	支援回数 ※いずれも年度単位でカウント	<ul style="list-style-type: none"> 通常型：1事業者当たり1年間に2回まで プログラム型：1課室・管理者当たり1年間に2回まで ※ただし、いずれの場合でも同じ方法で2回受けることはできません。
	クレジット額	<ul style="list-style-type: none"> CO2削減・取引量が年平均100t-CO2以上※のプロジェクトであること。 ※CO2削減・取引量を認定対象期間（年単位）で除した額が、100t-CO2/年以上であること。
③必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 審査費用支援申請書および同意書（PDF版 , Word版 ） 添付資料（詳細は上記申請書に記載）
④申請期限		第43回認定委員会への申請：40月1日（木）正午 第44回認定委員会への申請：42月3日（木）正午 年度内の妥当性確認を希望する場合：2024年4月14日（木） ※提出期限前の約3週間は、申請が集中し、担当する審査機関が決まらず、ご希望のスケジュールに沿えないケースが発生しております。余裕を持ったご提出をお願い致します。特に、投稿導入日から2年が経過しそうなプロジェクトの妥当性確認や、認定対象期間終了後1年が経過しそうな検証は、余裕をもったご提出をお願いいたします。 ※登録を審査する認定委員会の開催日時と申請締切日はこちらをご参照ください。
⑤提出方法		電子メールで押印した必要書類のPDFファイルを添付してお送りください。 ※メールの件名は下記の通りにご記載ください。 【審査費用支援申請】プロジェクト実施者名 <ul style="list-style-type: none"> 複数申請書類をご提出される場合は、計何件の申請書類を今回送付したか分かるように、件数を明示して下さい。 代理の方（プロジェクト実施者以外の方）がご提出される場合は、必ず「CC(Carbon Copy)」にプロジェクト実施者（申請者）を含めてお送り下さい。
⑥提出先・問合せ先		〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局 ☎ 03-5281-7588 ✉ project@jcre.jp

2-2. 検証の費用支援（審査費用支援）

J-クレジット制度事務局にて審査（検証）に係る費用を原則100%支援いたします。ただし、1件当たりの支援額には上限があります。

手続方法の概要		「①対象事業者」及び「②支援条件」をご確認いただき、「③必要書類」をご作成ください。 必要書類が作成できましたら、「④申請期限」に間に合うように、「⑤提出方法」の要領で、「⑥提出先・問合せ先」にご提出ください。
①対象事業者		<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基本法の対象事業者 自治体 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする） ※プログラム型の場合は、削減活動実施者が上記に該当するか否かで判断いたします。
②支援条件	支援回数 ※いずれも年度単位でカウント	<ul style="list-style-type: none"> 通常型：1プロジェクトにつき2年間に1回まで プログラム型：1プロジェクトにつき1年間に1回まで
	クレジット額	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請当たりのCO2排出削減・取引量が100t-CO2以上であること。
③必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 審査費用支援申請書および同意書（PDF版 , Word版 ） 添付資料（詳細は上記申請書に記載）
④申請期限		第43回認定委員会への申請：40月1日（木）正午 第44回認定委員会への申請：42月3日（木）正午 年度内の検証を希望する場合：2024年4月14日（木） ※提出期限前の約3週間は、申請が集中し、担当する審査機関が決まらず、ご希望のスケジュールに沿えないケースが発生しております。余裕を持ったご提出をお願い致します。特に、投稿導入日から2年が経過しそうなプロジェクトの妥当性確認や、認定対象期間終了後1年が経過しそうな検証は、余裕をもったご提出をお願いいたします。 ※登録を審査する認定委員会の開催日時と申請締切日はこちらをご参照ください。
⑤提出方法		電子メールで押印した必要書類のPDFファイルを添付してお送りください。 ※メールの件名は下記の通りにご記載ください。 【審査費用支援申請】プロジェクト実施者名 <ul style="list-style-type: none"> 複数申請書類をご提出される場合は、計何件の申請書類を今回送付したか分かるように、件数を明示して下さい。 代理の方（プロジェクト実施者以外の方）がご提出される場合は、必ず「CC(Carbon Copy)」にプロジェクト実施者（申請者）を含めてお送り下さい。
⑥提出先・問合せ先		〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局 ☎ 03-5281-7588 ✉ project@jcre.jp

今年度の審査費用支援実績を表 4-2 に示す。

表 4-2 2020 年度審査費用支援実績

分野	件数	総額(税抜き価格)	平均額(税抜き価格)
妥当性確認費用申請(通常型)	15 件	9,283,030 円	618,869 円
妥当性確認費用支援(プログラム型)	11 件	7,759,475 円	705,407 円
検証費用支援(通常型)	14 件	8,590,058 円	613,576 円
検証費用支援(プログラム型)	13 件	8,786,426 円	675,879 円
検証費用申請(旧制度からの移行した通常型)	48 件	12,110,455 円	252,301 円
検証費用申請(旧制度からの移行したプログラム型)	1 件	425,455 円	425,455 円
合計	102 件	46,954,899 円	460,342 円

審査種別ごとの月別データ、方法論別データは以下に示す通りである。

(1) 妥当性確認費用支援申請の月別申請状況

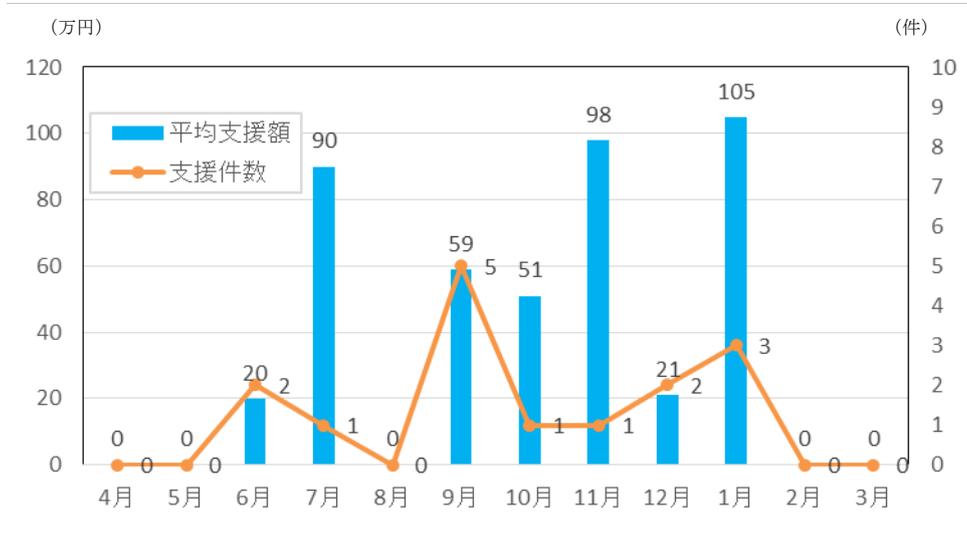


図 4-1 妥当性確認費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

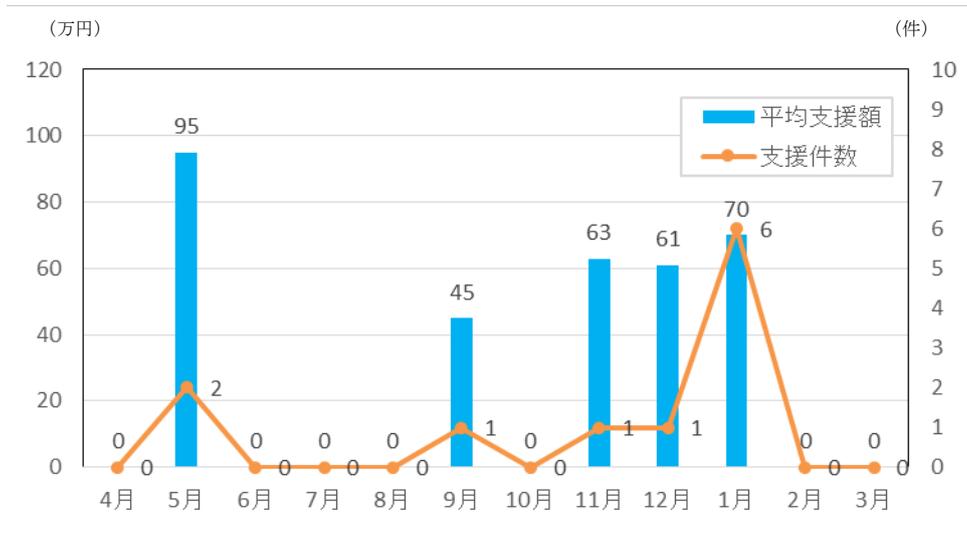


図 4-2 妥当性確認費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（プログラム型）

(2) 方法論別の妥当性確認費用支援額

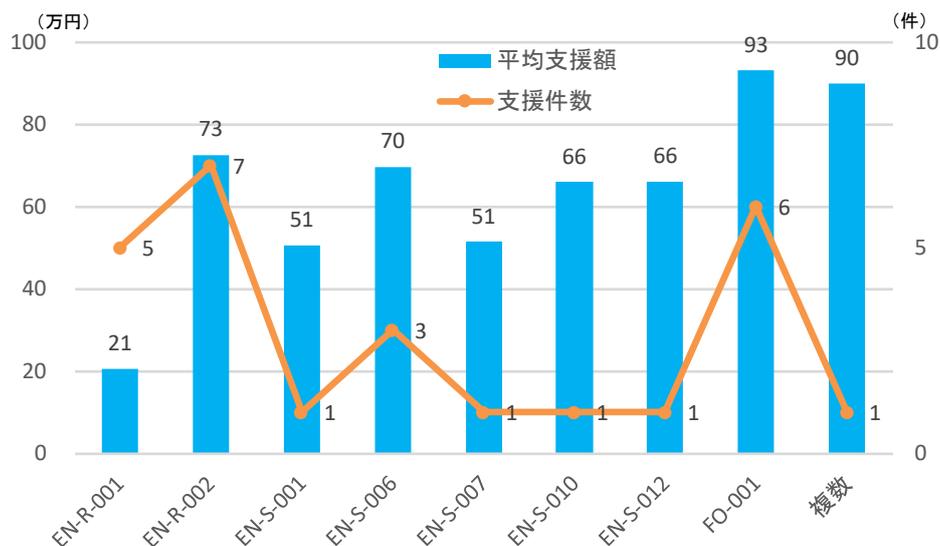


図 4-3 妥当性確認費用支援の方法論別申請回数、方法論別平均支援額

表 4-3 方法論の説明

方法論NO.	方法論
EN-R-001	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-006	照明設備の導入
EN-S-007	コージェネレーションの導入
EN-S-010	未利用廃熱の発電利用
EN-S-012	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
FO-001	森林経営活動

(3) 検証費用支援申請の月別申請状況

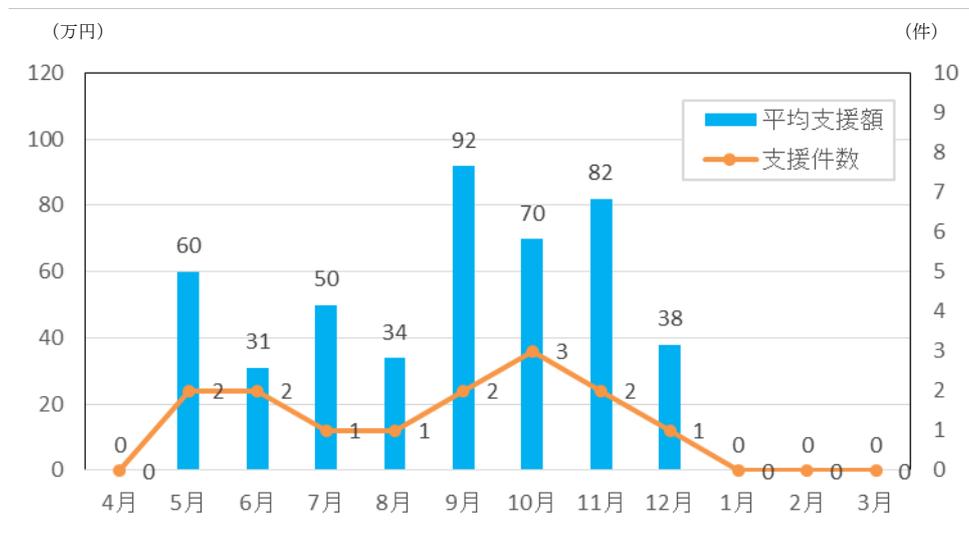


図 4-4 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

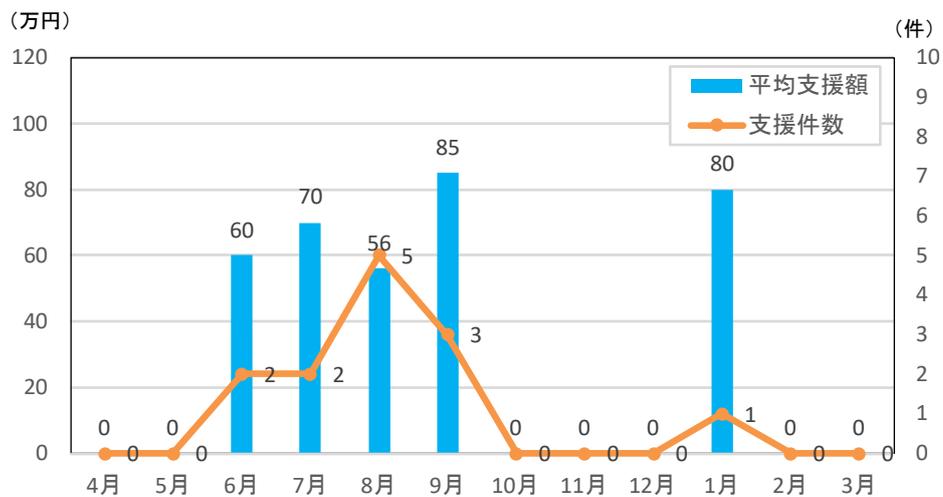


図 4-5 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（プログラム型）

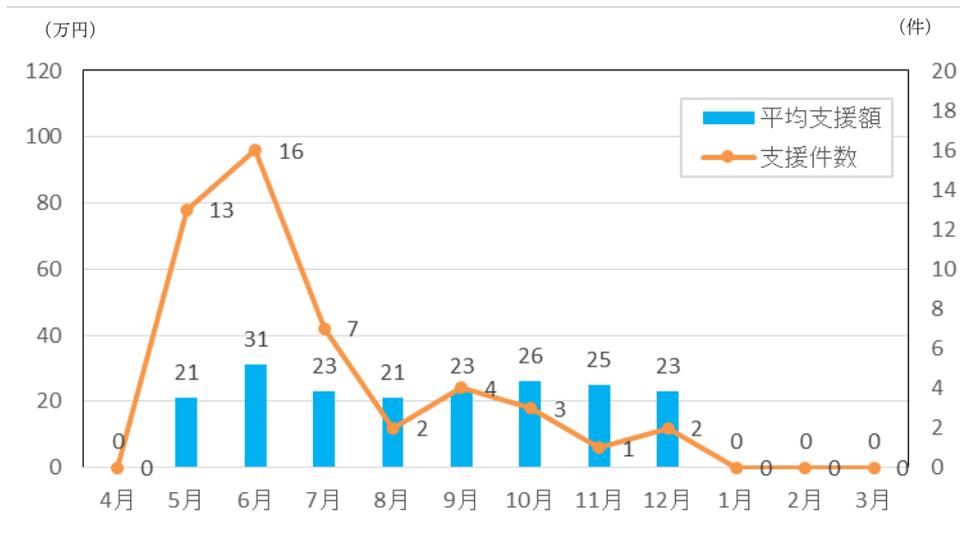


図 4-6 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（旧制度から移行した通常型）

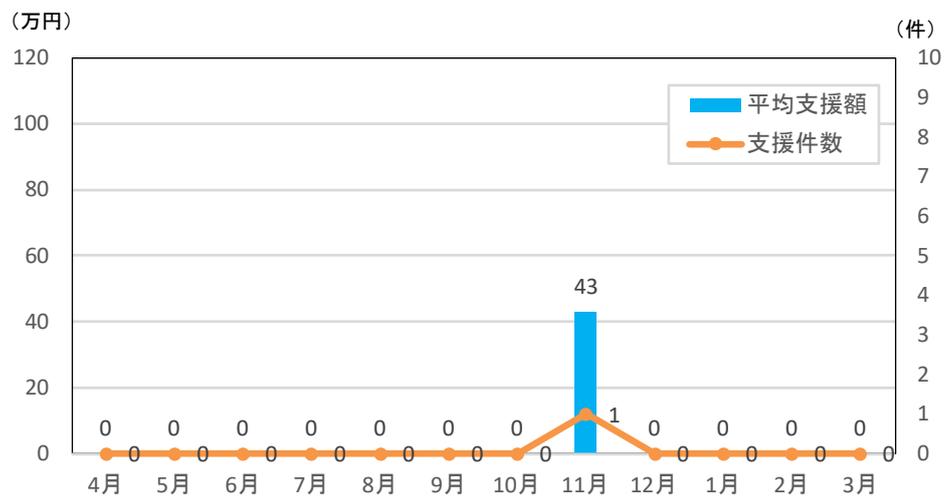


図 4-7 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（旧制度から移行したプログラム型）

(4) 方法論別の検証費用支援額

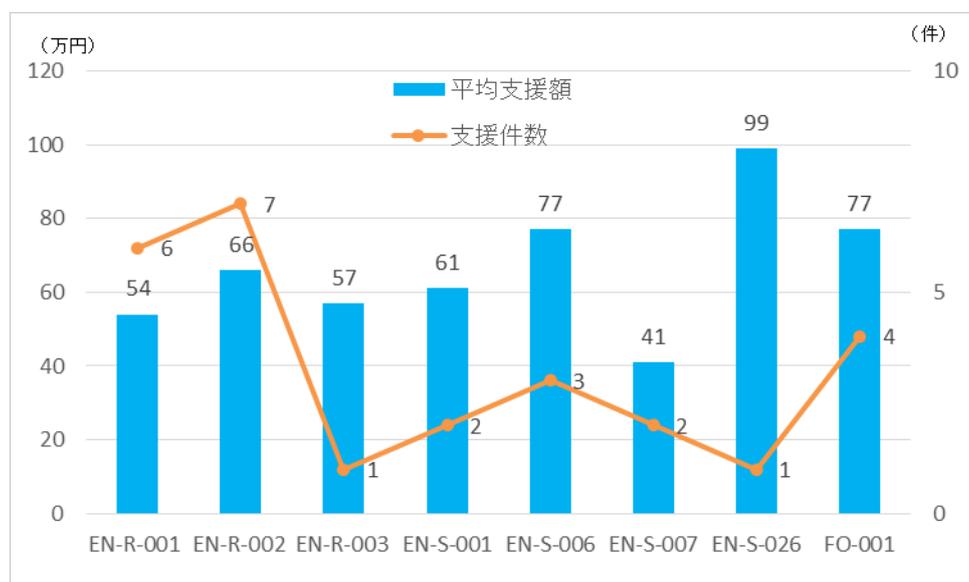


図 4-8 検証費用支援の方法論別申請回数、方法論別平均支援額

表 4-4 方法論の説明

方法論NO.	方法論
EN-R-001	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
EN-R-003	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-006	照明設備の導入
EN-S-007	コージェネレーションの導入
EN-S-026	乾燥設備の更新
FO-001	森林経営活動

4.2 課題と対応策

(1) 担当審査機関が決まらない事態の頻発

昨年度に引き続き、事業者の審査費用支援申請件数に対して審査機関の対応可能件数が十分確保されない状況が発生し、事務局による審査機関の選定に多大な時間を要する場合が頻発した。

(2) 審査費用の高騰

審査機関が決まらない状況が続く中、審査費用支援の見積依頼に応札する審査機関数も少なくなり、その結果、見積価格が高騰し、今年度の1件当たり支援額は平均約46万円と、依然として高額水準の状況にある。

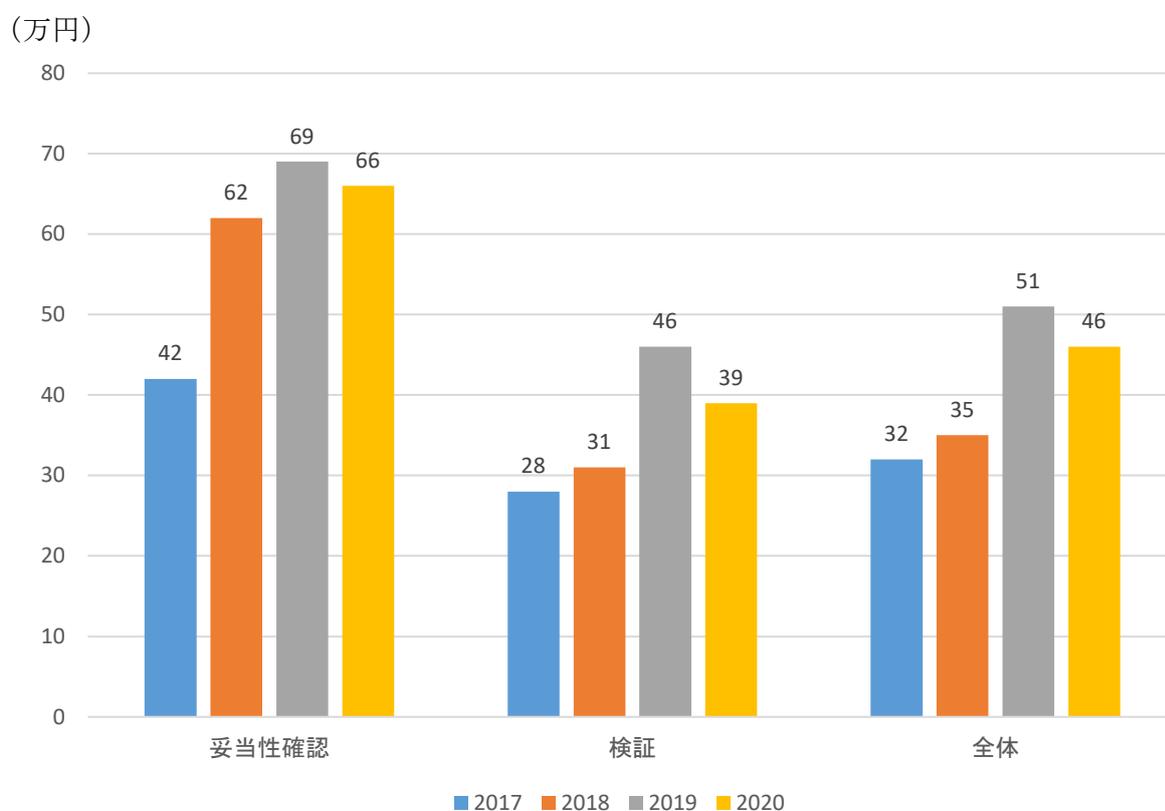


図 4-9 1件当たり審査費用支援額の推移と平均増加率

【対応策】

審査費用の高騰を抑えるためには、J-クレジット制度登録審査機関を増やすことが有効な対応策であり、2019年度より関係者との調整・協議を行い、下図に示すJABの力量確認プロセスの変更と併せ、審査機関の暫定登録（審査機関になるための審査を受けるべく、J-クレジット制度案件の審査を暫定資格の下で行うための登録）の要件を追加する改定した。

【これまでの認定授与】

エネルギー分野の 妥当性確認	工業プロセス分野の 妥当性確認	農業分野の 妥当性確認	廃棄物分野の 妥当性確認	森林分野の 妥当性確認
エネルギー分野の 検証	工業プロセス分野の 検証	農業分野の 検証	廃棄物分野の 検証	森林分野の 検証

申請を受けた妥当性確認・検証のいずれか又はいずれも、申請のあった分野（エネルギー分野、森林分野等）について、JABが力量と妥当性確認・検証プロセスを審査し、それぞれの認定分野を授与。認定取得費用・維持費用もそれぞれの認定分野に対して必要となる。

【今後(新規格)の認定授与】

エネルギー分野の 妥当性確認・検証	工業プロセス分野の 妥当性確認・検証	農業分野の 妥当性確認・検証	廃棄物分野の 妥当性確認・検証	森林分野の 妥当性確認・検証
----------------------	-----------------------	-------------------	--------------------	-------------------

クラスタA
クラスタB

図 4-10 JABの力量確認プロセスの変更内容

その結果、ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社がISO14065認定を取得し、2021年2月22日に新たな審査機関として登録された。

5. 方法論策定支援

5.1 窓口の設営

J-クレジット制度ホームページにおいて、新規方法論策定支援の支援条件を掲載し、新規方法論に関する問い合わせ窓口をみずほ情報総研株式会社環境エネルギー第2部内に設置した。

新規方法論策定支援

プロジェクト登録にあたり、新たに排出削減方法論を策定する必要があるプロジェクトについては、新規方法論の作成支援に関する公募の受付を行っております。

支援条件は、以下の項目等を総合的に考慮して判断いたします。

- プロジェクトの登録申請が予定されていること
- 追加性が見込まれること
- 事業の実現可能性が高く、2020年2月末までに、支援が完了する蓋然性が高いもの。
- 温室効果ガス排出削減量又は吸収量が大きいもの。
- 中小企業や農林業において、雇用効果が見込まれるもの。
- 事業の実施方法や創出されたJ-クレジット等の活用方法が先進的なもの。
- 他者による事業展開の可能性が見込まれるなど、事業の波及効果が高いもの。
- 生物多様性保全や3Rの推進等、温室効果ガスの排出削減・吸収以外の、副次的な環境保全効果が見込まれるもの。

詳細は下記までお問い合わせください。

図 5-1 新規方法論策支援 ホームページデザイン

5.2 新規方法論策定支援

今年度、問い合わせを受け相談に応じた案件は複数あり、そのうち、1件が新規方法論策定委に至った。なお、その他の問合せは、日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量でないケースや、削減効果の理論的裏づけがないケース等、方法論策定規定に照らして要件を満たしていないため、新規方法論の策定に至っていない。

以下に新規方法論「AG-004：バイオ炭の農地施用」の概要及び主な論点を記す。

5.2.1 新規方法論の概要

新規方法論の概要は以下の通り。

表 5-1 新規方法論の概要

【貯留方法】	バイオ炭を農地土壌へ施用することで、難分解性の炭素を土壌に貯留する。
【適用条件】	<p>条件1：バイオ炭を、農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉱質の土壌に施用すること。</p> <p>条件2：施用するバイオ炭は、炭素含有率及び100年後の炭素残存率のデフォルト値が適用できる種類であること、又はそのようなデフォルト値が適用できる原料及び製炭温度により製造されたものであることが、客観的に確認できること。</p> <p>条件3：バイオ炭の原料は、国産のものであること。</p> <p>条件4：バイオ炭の原料は、未利用の生物資源であること。また、農地施用を用途とするバイオ炭の製造を目的として主伐された木材でないこと。</p> <p>条件5：バイオ炭の原料には、異物、塗料、接着剤、防腐剤、薬剤、有害物が含まれてないこと。また、その入手・使用にあたって法令違反や不適切な手続がないこと。</p>
【貯留量の算定式】	バイオ炭施用量×炭素含有率×100年後の炭素残存率×44/12
【主なモニタリング項目】	プロジェクト実施後におけるバイオ炭の施用量 施用するバイオ炭の種類
【付随的な排出量】	バイオ炭原料及びバイオ炭自体の輸送、加工に係る排出 バイオ炭を機械で施用する際の排出

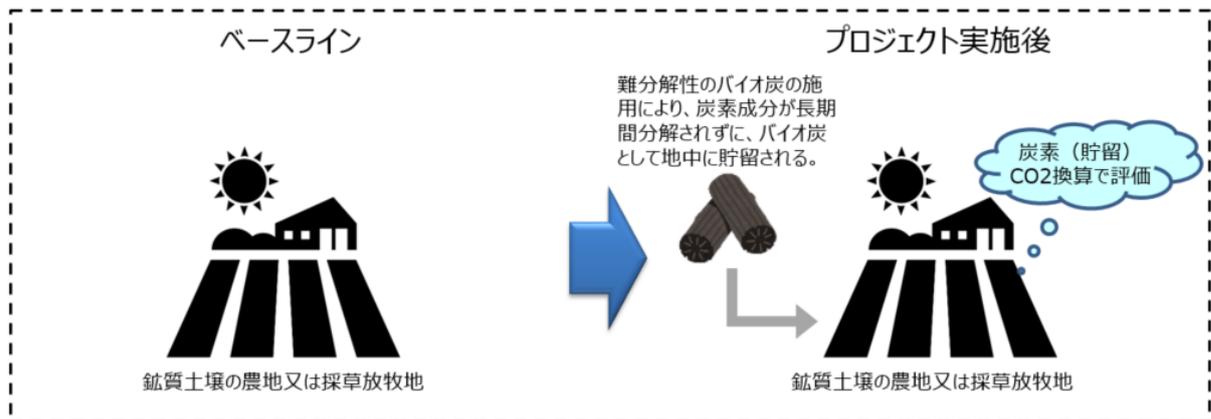


図 5-2 ベースラインとプロジェクト実施後のイメージ図

5.2.2 主な論点

(1) 本方法論の対象とするバイオ炭の種類について

J-クレジット制度で対象とされ活動は日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量の削減、吸収量の増大に資するものとなっている。ここで、インベントリへの反映に係る議論においては、バイオ炭を「第一群：白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭」、「第二群：もみ殻くん炭、鶏糞炭」、「第三群：第一群、第二群以外のバイオ炭」の3グループに分けて検討が進められ、統計データの取得可能性に鑑み、2020年提出版では第一群のみで算定を行う方針とされた。バイオ炭を施用する活動の実態としては、木材ともみ殻を混合する等、原料を木材のみに限定せずに炭化されたバイオ炭が「土壌改良用粉炭」等の名称で販売されているケースも多く、粉末状の炭でありながら、インベントリの木炭に該当しないケースも多い。また、2019年改良 IPCC ガイドラインにおいて、その他のバイオ炭に関する係数も提示されているため、（提示された数値は正式な IPCC デフォルト値ではないものの）活動量データさえ入手できれば、技術的に算定は可能（インベントリへの反映は今後の課題とされている）。

以上を踏まえ、J-クレジット制度においては活動量を個別プロジェクトにおいてモニタリングすることが必須であることから、本方法論において対象とするバイオ炭の種類は、原則として2020年提出版のインベントリ報告書の算定対象とされた「白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭」の5種とするが、この5種以外を原料とするバイオ炭（上記第二群、第三群に該当）についても保守的な係数を設定することで対象とした。

(2) 貯留量の計算方法について

本方法論における炭素貯留量の計算方法は、インベントリの計算方法（式 5-1）に倣い、施用されたバイオ炭の重量に炭素含有率と炭素残存率（投入後 100 年間に分解・排出される炭素量を差し引く係数）を乗じることとした。土壌に投入されたバイオ炭はその後 100 年単位で見ると徐々に分解されることが想定されるため、100 年後までに分解され排出される炭素量を予め差し引いて（＝炭素残存率を考慮して）計算する。これにより、バイオ炭を施用した時点でクレジット量が確定することとなる。

$$\text{貯留量 (t-CO2)} = \sum_p (\text{バイオ炭施用量} \times \text{炭素含有率} \times \text{炭素残存率} \times 44/12) \quad (\text{式 5-1})$$

P はバイオ炭の種類であり、バイオ炭の種類ごとに参照する係数については「日本国インベントリ報告書」および「2019 年改良 IPCC ガイドライン」から引用する下表の係数を採用した。

表 5-2 バイオ炭の種類ごとの炭素含有率、炭素残存率

分類	種類	炭素含有率	炭素残存率
インベントリ報告書算定対象のバイオ炭	白炭	0.77	0.89
	黒炭		
	オガ炭		
	粉炭		
	竹炭	0.436（炭素含有率と炭素残存率を包含した値に対応）	
自家製造品等その他のバイオ炭	家畜糞尿由来	0.38	0.65
	木材由来	0.77	
	草本由来	0.65	
	もみ殻・稲わら由来	0.49	
	木の実由来	0.74	
	製紙汚泥・下水汚泥由来	0.35	

(3) バイオ炭の品質の確認方法について

バイオ炭の品質確認については、プロジェクト登録時又は初回検証時に実測による品質確認を求めることとした。具体的には以下①～③のいずれかの方法で固定炭素比率又は精煉度※（0～9であること）を測定することで担保することになる。

- ① 木炭精煉計等を用いて炭化の度合い（電気伝導度）を測定する。
- ② 工業試験場等で「JIS M 8812:2004 石炭類及びコークス類－工業分析方法」に基づき固定炭素比率を測定する。
- ③ 日本バイオ炭普及会規格「土壌炭素貯留用バイオ炭－測定法－」に基づき固定炭素比率を測定する。

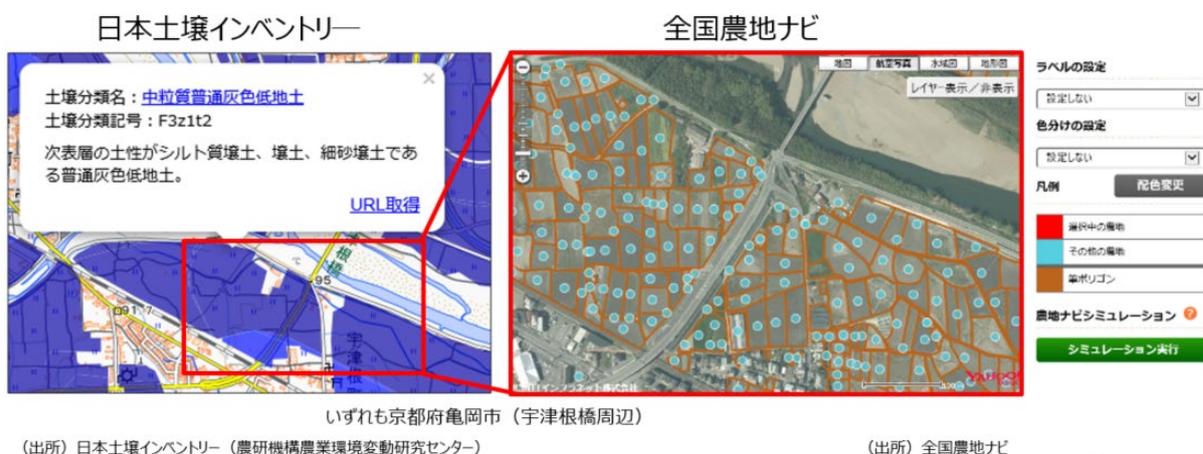
実測に基づく確認を実施した以降の検証時については、当該確認を実施した際から継続して同様の原料、同様の製炭工程にてバイオ炭を製造していることを、書面にて宣言することとした。また、例えば自治体等、製炭事業者以外の主体がプロジェクト実施者となる場合は、製炭事業者から上記の証跡を取得すること、又はプロジェクト実施者自身が実測によりバイオ炭の品質確認を実施することを求めた（ただし、複数の製炭事業者からバイオ炭を取得する場合は、製炭事業者ごとに証跡の取得・実測等を行うことが必要）。なお、例えば将来的にバイオ炭に関するデータベースが整備された際にそちらと連携する等、より簡素な品質確認の方法については、当該技術の普及動向等も注視しつつ継続的に検討することとした。

品質が確認されたバイオ炭が参照する係数については、インベントリ報告書の算定対象であるバイオ炭についてはインベントリ報告書のデフォルト値を参照し、自家製造品等その他のバイオ炭については保守的な係数を採用することとした。日本国温室効果ガスインベントリにおいて、農業用途の木炭の生産量は、農林水産省「特用林産物生産統計調査」に掲載されている種別木炭の生産量のうち、用途区分が「農業用」の値を使用して推計されている。そのため、当該統計が対象とする種類のバイオ炭であることが実測により確認できた場合、貯留量の算定に当たってはインベントリ報告書のデフォルト値を参照することになる。その他のバイオ炭に関して、炭素含有率については 2019 年改良 IPCC ガイドラインを参照することとし、複数の種類のバイオ炭が混在している場合には、それらの中で最も保守的な数値を参照することとした。炭素残存率についても同ガイドラインを参照し、同様に、原則として最も保守的な数値を参照することとした。また、個別プロジェクトにおいて、前スライドの①～③のいずれかの方法に則った確認を製造ロット単位で行った場合のみ、より高い炭素残存率の値を参照することを認めた。なお、インベントリ報告書の算定対象である種類のバイオ炭であっても、必要な証跡が揃っていない場合、又はバイオ炭の種類を特定できる情報が取得できない場合には、保守的な係数を採用することが必要であると整理した。

(4) 適用条件1の確認方法について

バイオ炭を施用する農地が、①農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における②鉍質の農地土壌であることは、それぞれ次のように確認することとした。

- ① 農地台帳又は全国農地ナビ（下図右）を参照し、地目が「田、畑、樹園地、採草放牧地」のいずれかであることを確認する。
- ② 日本土壌インベントリー（下図左）を参照し、土壌分類が「A,C~J」のいずれか（=B：有機質土ではないこと）を確認する。



(5) 持続性の担保について

プロジェクト実施者による土地転用等に伴う貯留効果消失を防止するために、貯留量の持続性の確保に関する措置を設けた。具体的には、森林経営活動の方法論の場合と同様に、認証対象期間中及び証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、バイオ炭を施用した農地（又は採草放牧地）を両者以外に転用した場合は、当該地において発行されていたJ-クレジットと同量のJ-クレジットを、下記①又は②の方法により補填しなければならないこととした。

- ① 当該地において発行されていたJ-クレジットが、第三者に移転される前であれば、当該プロジェクト実施者が所有するJ-クレジットを、制度管理者が強制的に取り消す。
- ② ①による取消し量では、補填に必要なJ-クレジット量が不足する場合、当該プロジェクト実施者は、当該不足分に相当する量の制度管理者が指定するJ-クレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡するか、又は、制度管理者が指定する方法で取り消さなければならない。

なお、農地が被災した場合でも、原則、災害復旧事業等によって農地に復元されるので、当該土地は依然として農地として取り扱われることから、事業者の責に依らない貯留効果消失についての免責措置は当面設けないこととした。

5.3 既存方法論の改定支援

今年度実施、検討した既存方法論の改定に係る案件のうち、新たな排出削減・吸収事業をJ-クレジット制度の対象とすることに資するものを以下に整理する。

- ① EN-S-004 空調設備の導入（詳細は2.1参照）
- ② EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入（詳細は2.1参照）
- ③ EN-S-040 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設（詳細は2.1参照）

6. J-クレジット制度登録簿システムの運用・管理支援

6.1 窓口の設置

(1) 問い合わせへの対応

登録簿システムに関する各種申請書類の受付・問い合わせ窓口として、みずほ情報総研株式会社環境エネルギー第2部内に窓口（電話・メール）を設置した。

(2) 各種申請の受付実績

下記の各種申請を受け付けた。

各種申請は、申請者からの申請原本を電子媒体ではなく紙媒体として受領し、みずほ情報総研社内において管理・保管した。

表 6-1 各種申請件数（2020年4月1日～2021年3月15日処理）

項目	件数
口座開設	69件
口座情報変更届出書	66件
無効化申請	999件
保有口座廃止	1件
ユーザーID、パスワード再発行	3件
パスワード再発行	17件

なお、J-クレジット活用事業者の利便性向上を図るため、無効化申請書の押印を省略できる「無効化申請書の押印に係る包括申請書」を用意し、申請の受付を開始した。「無効化申請書の押印に係る包括申請書」を提出した事業者に限り、無効化申請書の原本の郵送を割愛可能として運用した。2021年3月15日現在、「無効化申請書の押印に係る包括申請書」の利用事業者は28事業者である。

(3) クレジット無効化状況

J-クレジット登録簿において、2020年4月1日以降2021年3月15日までの無効化申請は999件となり、合計707,108トンの無効化処理を行った。無効化状況は以下のとおり。無効化申請件数は昨年度より減少したものの、昨年度の無効化申請合計559,851トンと比較すると今年度の無効化処理量は約126%に増加している。

国内クレジット、J-VERを含めてこれまでの無効化総量は、4,833,814トンとなった。

表 6-2 2020 年度クレジット無効化状況（2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 15 日処理）

種別	件数	総量
J-クレジット	5739 件	664,611 t-CO2
国内クレジット	54 件	29,367 t-CO2
J-VER	372 件	13,130 t-CO2
合計	999 件	707,108 t-CO2

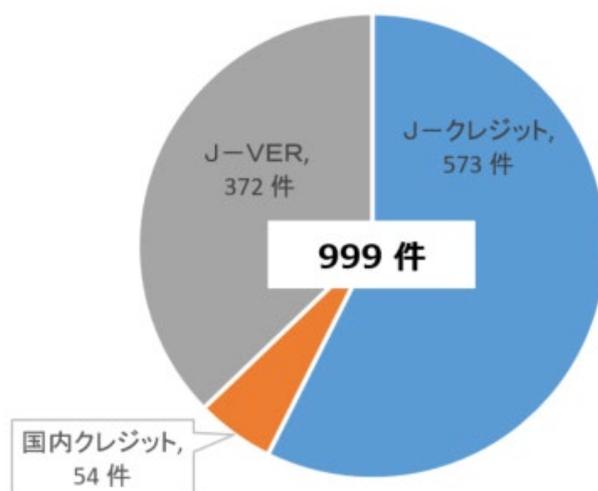


図 6-1 2020 年度 無効化の制度種別分類（件数）

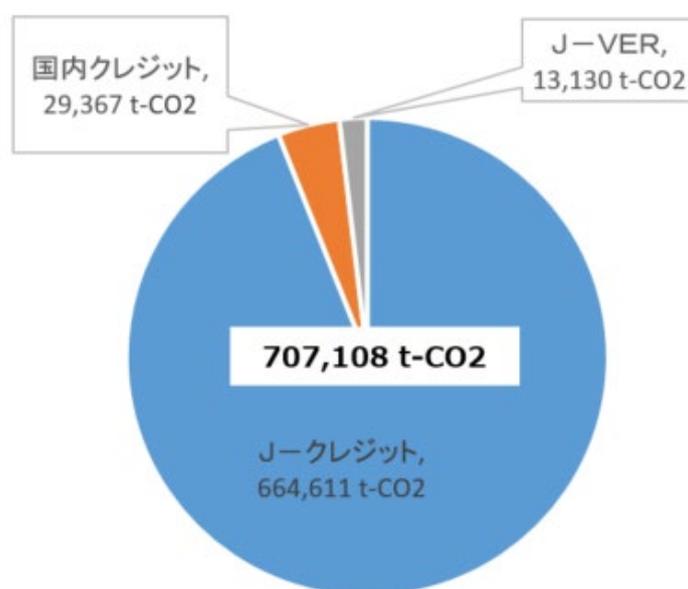


図 6-2 2020 年度 無効化の制度種別分類（トン数）

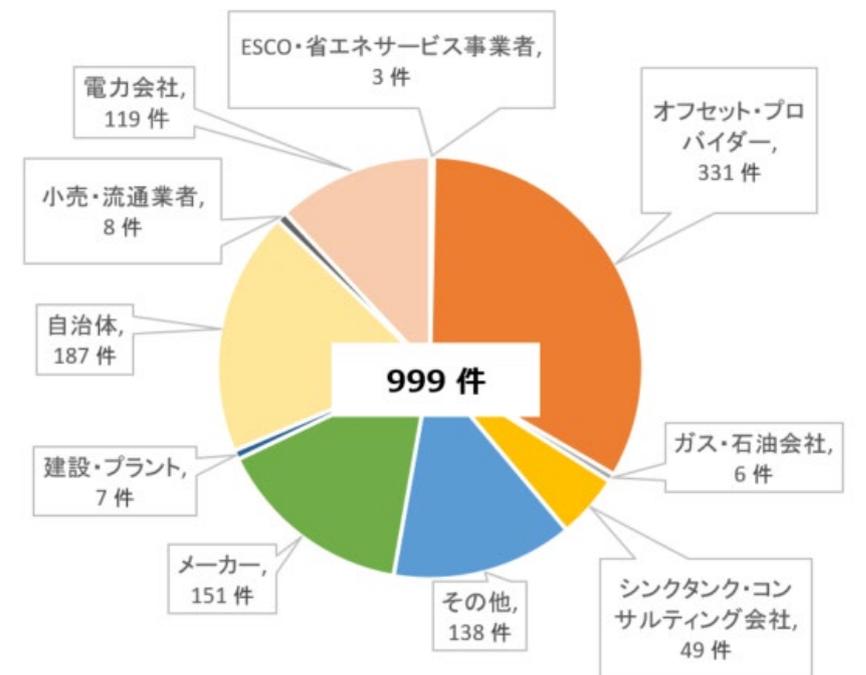


図 6-3 2020 年度 無効化申請者の分類 (件数)

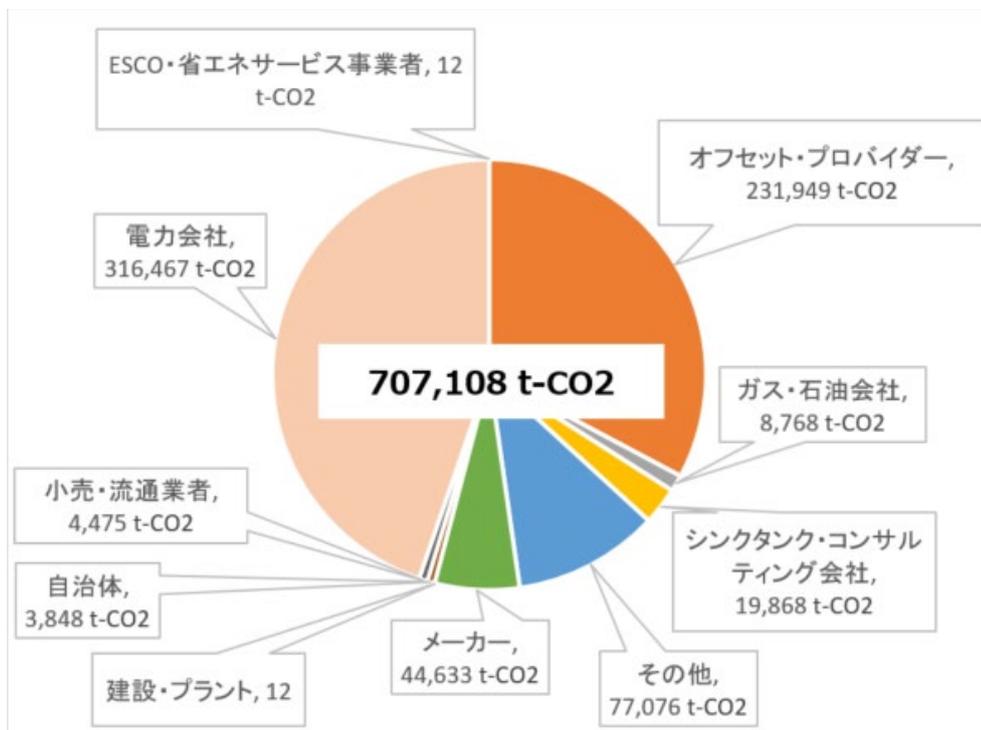


図 6-4 2020 年度 無効化申請者の分類 (トン数)

(4) 無効化申請の経年変化

クレジットの無効化申請状況を旧制度からの経年変化を見る（図 6-5）と、2016 年度から突出して多くなり 2017 年度も引き続き無効化・償却量は多かったことが分かる。その後、2019 年度は 2017 年度の約 56%にとどまっていたところ、本年度は昨年度比約 5 ポイント増で推移している。

目的別のグラフ（図 6-6）から、電気事業者による温対法報告における係数調整でのクレジット利用は、2019 年度、今年度ともに 30%前後と、ピークだった 2017 年度比で約 60 ポイント減少していることが分かる。2018 年度から継続して無効化量が減少した理由として、温対法のメニュー別排出係数に J-クレジットを活用する事業者が増加したため、当該係数の調整に活用するクレジットの量に変化があったものと推察される。他方、今年度カーボン・オフセット（自己活動を含む）を目的とした無効化量は約 22.6 万トンであり、昨年度の 25.0 万トンと比較すると微減したことが分かる。無効化目的を分析すると、電力使用分を再エネクレジットでオフセットする者が大半を占めており、昨今の RE100 加盟や CDP 回答企業数の増加の状況からも、今後も引き続き再エネクレジットの需要が増大すると推察される。

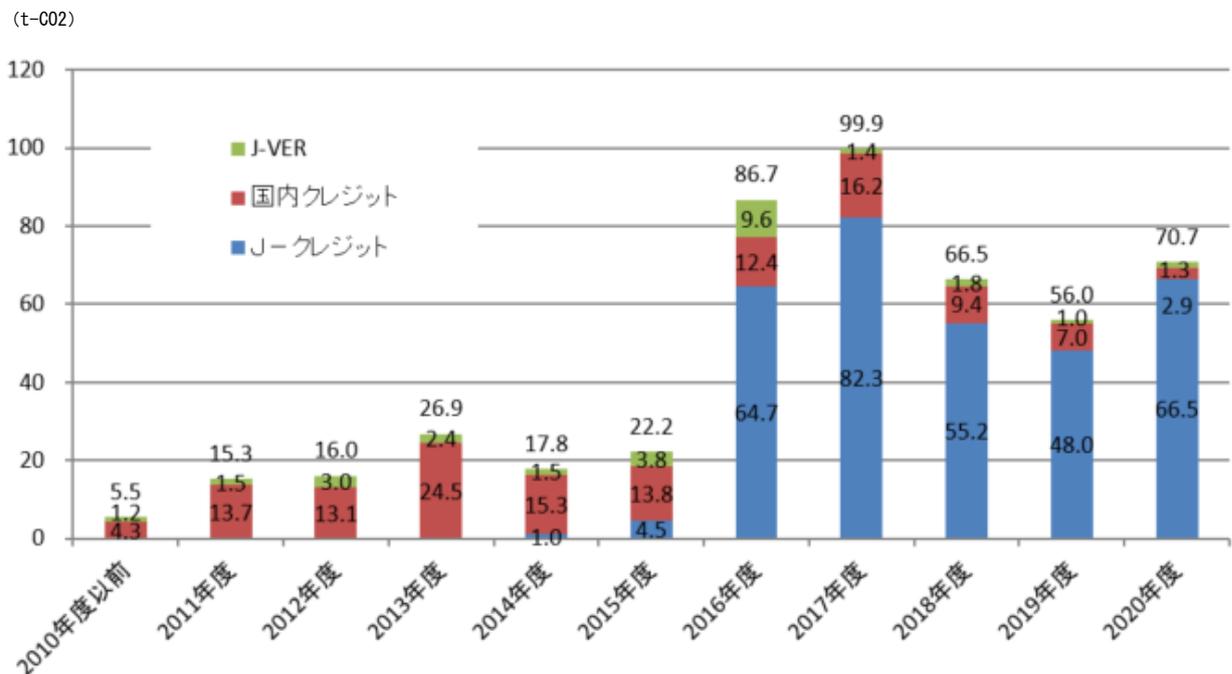


図 6-5 無効化・償却量の推移（クレジット種別）（2021 年 3 月 15 日現在）

(t-002)

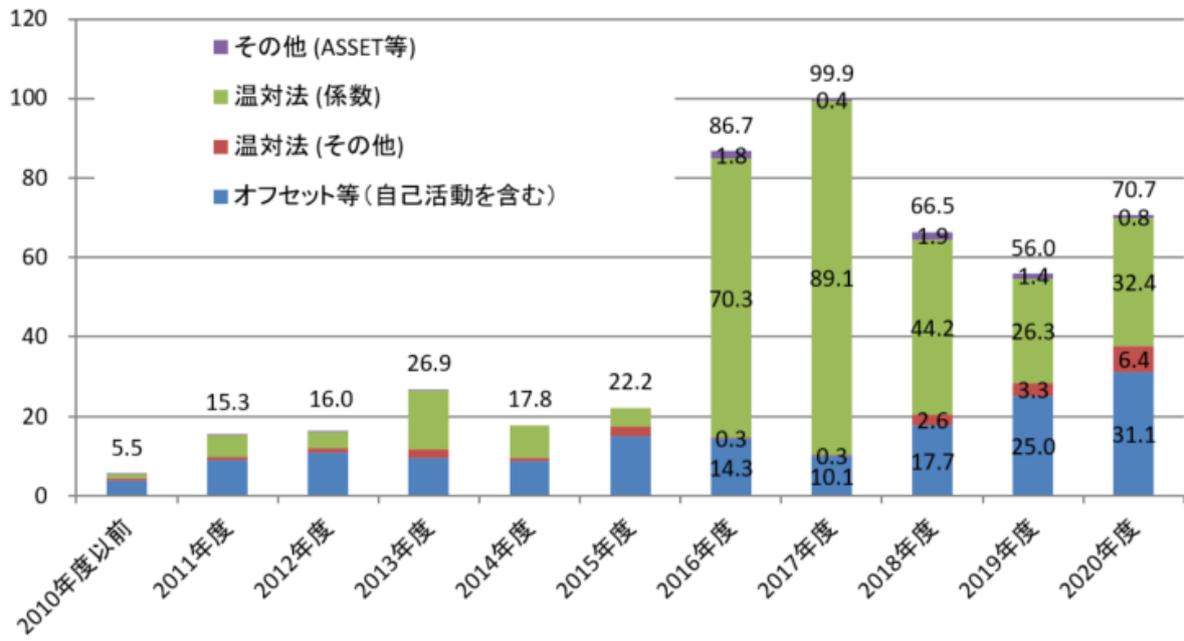


図 6-6 無効化・償却量の推移（目的別）（2021年3月15日現在）

7. J-クレジット制度ウェブサイトの管理・運営

7.1 ウェブサイトの運用

ホームページ制作部門と連携の上、関係省庁と相談しながら、ホームページの運営、更新、管理を行った。具体的には、今年度の支援内容、委員会関連情報の掲載、プロジェクト登録・クレジット認証一覧の運営、J-クレジット創出・活用事例の掲載等を行った。

また、海外からの問合せ増加に伴い、クレジット管理用口座に関して英語での案内を掲載し(図7-1)、ウェブサイト来訪者の利便性向上を図り更新を実施した。

HOME > Registry Account

Account for J-Credit management/transfer

Foreign organizations, which are not legally registered in Japan, can also open accounts in the J-Credit Scheme Registry and hold, buy, sell, transfer and retire J-Credits. Please be advised that:

- J-Credits are created from GHG emission reductions/removals implemented and are designed to offset GHG emissions occurred within Japan; and
- the Registry system itself and the related documents (webpages, forms, manuals, terms of use, etc.) are written only in Japanese with a few exceptions including the Account Opening Application Form.

Managing and transferring J-Credits

Please enter the electronic J-Credit Scheme Registry system (only in Japanese) below.

[J-クレジット登録簿システム](#)

Opening an account

Please submit a completed and signed Account Opening Application Form and other required documents for foreign organizations. No electronic procedure is available.

Documents to be submitted (for foreign organizations)	Account Opening Application Form EXCEL X [Sample PDF]
	A copy of the applicant's Certificate of Incorporation or Memorandum and Articles of Association (If it is not in English, its certified English translation is also required.)
	A copy of the applicant's official document in English, which authorizes the application for opening an account
	A copy of the passport (front page and identification page) of the applicant's account manager to be designated
How to submit	Please send a completed and signed Account Opening Application Form and other required documents by postal mail (not by email).
Schedule	An application accepted by 5:30 p.m. (JST) every Thursday is processed to open an account in the next week. It takes some time to deliver the account user ID and log-in password by postal mail (not by email) sent after opening the account.
Submission address / Contact	J-Credit Scheme Secretariat c/o Environment and Energy Division 2, Mizuho Information & Research Institute, Inc. 2-3 Kanda-Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8443, Japan 03-5261-7588 (+81-3-5261-7588) registry@jcre.jp

Transfer and retirement of J-Credits and other account-related procedures

Please see the [webpage in Japanese](#).

図 7-1 クレジット管理用口座案内の英語ページ

7.2 認証委員会・運営委員会の開催に関する制度ホームページの運用

(1) 委員会開催情報の更新

各委員会の開催前には、開催の日時が決まった際には委員会開催情報を更新し、委員会の日時と関連する申請等の締め切りなどの周知を行った。また、運営委員会開催後には関連資料と議事概要の掲載を行い、認証委員会開催後には結果概要と議事概要を掲載した。

(2) 登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の更新

認証委員会での審議を経てプロジェクト登録、排出削減・吸収量の認証が行われたことを受けて、制度ホームページの登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の内容を更新した。

登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の更新にあたっては、認証委員会資料に基づく登録プロジェクト及び認証クレジットのデータベース（csv ファイル）を作成するとともに、その更新に係るプロジェクト計画書、妥当性確認報告書やモニタリング報告書、検証報告書等の資料は、プロジェクト実施者に著作権を有するが、制度文書では、それらの書類等を公表する必要があるため、個人情報や企業秘密に係る情報を削除したそれらの書類等（PDF ファイル）の掲載を行った。

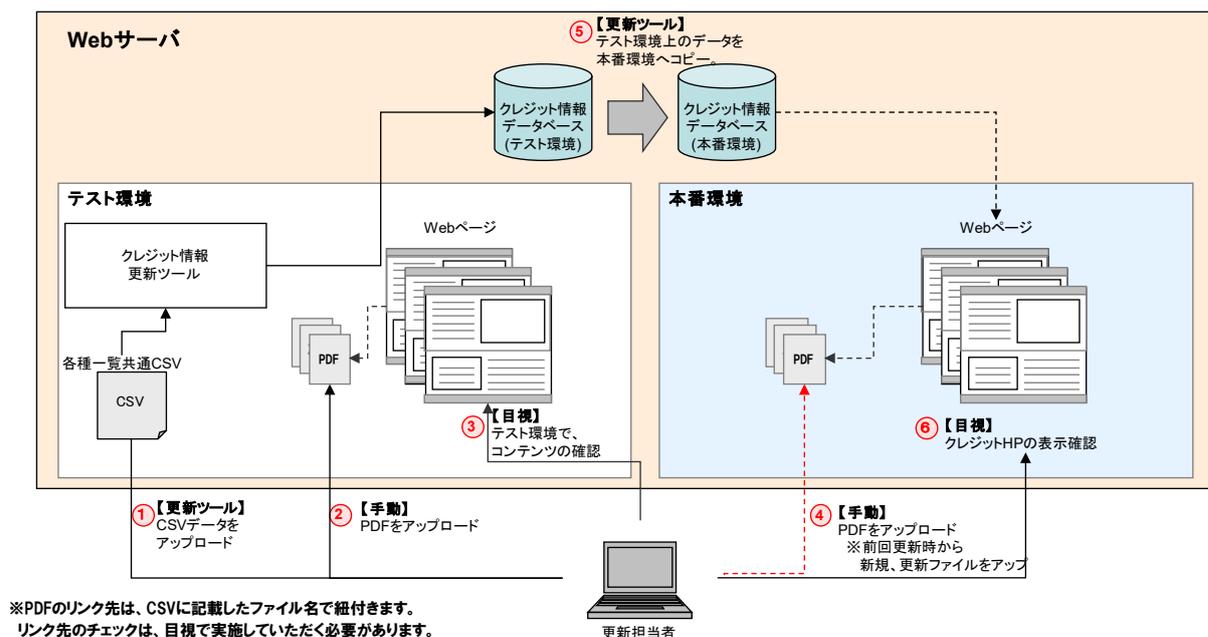


図 7-2 登録プロジェクト一覧・認証クレジット一覧の更新フロー

制度ホームページで公開するプロジェクト情報（プロジェクト計画書、妥当性確認報告書）については、下表の通り、個人情報や企業秘密情報を除外した資料を掲載した。なお、クレジット情報（モニタリング報告書、検証報告書）もプロジェクト情報に準じて公表用資料を作成した。

表 7-1 公表用のプロジェクト情報について

申請資料	目次	非公表部分
プロジェクト計画書	1. プロジェクト実施者の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト概要	
	3. 方法論	
	4. 排出削減・吸収計画	
	5. データ管理	
	6. 特記事項	
	A. 1 対象設備の詳細情報	非公表（設備詳細情報）
	A. 2 追加性に関する情報	非公表（投資回収年）
	A. 3 排出削減量の算定方法	
	A. 4 モニタリング計画	
妥当性確認報告書	1. 妥当性確認機関の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト実施者の情報	
	3. 妥当性確認結果（総括）	
	4. 妥当性確認結果（詳細）	非公表

表 7-2 公表用のクレジット情報について

申請資料	目次	非公表部分
モニタリング報告書	1. プロジェクト計画の変更	
	2. 認証を申請する期間	
	3. 排出削減量	
	4. プロジェクト計画書の添付	
	5. 省エネルギー量の算定	
	B. 1 プロジェクト実施後の設備	非公表（設備詳細情報）
	B. 2 モニタリング実績	
	B. 3 排出削減量の算定方法	
	B. 4 省エネルギー量の算定	
	B. 4 再生可能エネルギー量の算定	
検証報告書	1. 検証機関の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト実施者の情報	
	3. 検証確認結果（総括）	
	4. 検証確認結果（詳細）	非公表

(3) 制度文書の更新

運営委員会開催後には、制度文書の新規策定・改定を制度ホームページに掲載した。

8. クレジット売買支援

8.1 マッチング促進

クレジットマッチングを促進するため、2016年度より制度ホームページに「売り出しクレジット一覧」を開設し、活用先が見つからないクレジット情報を集約化した。

売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各種ご相談（売買希望量、売買希望プロジェクト、地域等）がございましたら、「売買のご相談」ボタンよりお気軽に事務局にご相談ください。

[売買のご相談](#)

認証済みのクレジット

認証予定のクレジット

実施地域	都道府県から選択 <input type="text" value="選択してください"/>	全国・広域から選択 <input type="text" value="選択してください"/>
実施場所	<input type="text" value="選択してください"/>	
制度名	<input checked="" type="checkbox"/> J-クレジット <input checked="" type="checkbox"/> 国内クレジット <input checked="" type="checkbox"/> J-VER	
プロジェクト種別	<input type="text" value="選択してください"/>	
クレジット保有者名	<input type="text" value="クレジット保有者名"/>	
希望購入量	例)1000 t-CO2	
フリーワード検索	<input type="text" value="フリーワード"/> <small>※プロジェクト実施者、実施地域、実施場所、プロジェクト概要、クレジット保有者、運用方法等の各項目を検索します。</small>	

上記条件で検索する

リセット

※検索結果をリセットする場合は、リセットボタンをクリックして各項目を空にしてから、再度検索ボタンをクリックしてください。

検索結果

制度名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト概要	プロジェクト種別	再エネ (MWh)	再エネ (G)	省エネ (k)	低炭素社会実行計画への利用	売却可能量 (t-CO2)	売却可能量 買入 (t-CO2)	クレジット保有者連絡先
J-クレジット	10	中標連可 9000020016926	北海道	森林	町有林における森林経営活動	森林吸収	-	-	-	不可	1	236	お問い合わせ

図 8-1 「売り出しクレジット一覧」 ホームページデザイン

掲載クレジット量は、「売り出しクレジット一覧」開始時から徐々に増加し、2021年3月3日時点までに累積で385,204t-CO2となった。また、実際にクレジット販売先が見つかる事業者もあり、2021年3月3日までに累積で154,362t-CO2の売買成約が確認された。

8.2 政府保有クレジット等の販売

昨年に引き続き、第9回、第10回の入札販売を行った。また、大口の活用者向けの入札販売説明会を実施し、大口購入者に対して丁寧な周知活動と入札方法の説明を行った。

第9回、第10回入札販売では入札者数・入札規模ともにそれまでの入札を上回り、第9回省エネ他を除き販売予定量を全て販売した。第9回及び第10回の入札結果を表に示す。なお、表中の平均販売単価は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したものである。

表 8-1 第9回入札結果

入札実施時期		20年6月22日～2020年6月29日
再エネ発電	平均販売単価（税抜）	1,887 円/t-CO2
	購入者数	13 者
	入札者数	25 者
	総販売量	200,000 t-CO2
省エネ他	平均販売単価（税抜）	0 円/t-CO2
	購入者数	0 者
	入札者数	1 者
	総販売量	0 t-CO2

表 8-2 第10回入札結果

入札実施時期		2021年1月13日～2021年1月20日
再エネ発電	平均販売単価（税抜）	2,191 円/t-CO2
	購入者数	6 者
	入札者数	24 者
	総販売量	250,000 t-CO2
省エネ他	平均販売単価（税抜）	1,500 円/t-CO2
	購入者数	3 者
	入札者数	4 者
	総販売量	100,000 t-CO2

8.3 J-クレジット・プロバイダー等の紹介

昨年度に引き続き、J-クレジット制度の一層の普及促進を目的に、J-クレジット・プロバイダーの登録認定業務を実施した。J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認証されるクレジットの創出及び活用を支援できる事業者である。

J-クレジット・プロバイダーに登録されるには、J-クレジット・制度管理者が定める「J-クレジット・プロバイダー基準」を満たす必要があり、その審査に合格した事業者がJ-クレジット・プロバイダーを名乗ることができる。その申請方法を図 8-2 に示す。今後、J-クレジット・プロバイダーの一層の増加と個々のプロバイダーのさらなる取り組みの活発化を通じて、J-クレジット制度がより盛り上がりを見せることが期待される。

なお、今年度のJ-クレジット・プロバイダーは、1社が社名変更を行ったものの、事業者数に変化はなく、2021年3月現在でのJ-クレジット・プロバイダーは5事業者（表 8-3、表 8-4）となっている。

J-クレジット・プロバイダーに関する申請

J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認証される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の創出や活用の促進を目的として、クレジットの創出及び活用を支援できる事業者のことです。

J-クレジット・プロバイダーの登録区分は以下の3種類から選ぶことができ、登録されたJ-クレジット・プロバイダーは、[こちら](#)に一覧を掲載します。

創出・活用支援 : クレジットの創出及び活用を支援
創出支援 : クレジットの創出を支援
活用支援 : クレジットの活用を支援

J-クレジット・プロバイダーとして登録を希望される場合は、J-クレジット・プロバイダー基準を遵守の上、押印した「登録認定申請書」及び必要書類を下記「提出先・問合せ先」宛てに提出してください。登録後は定められた期間において「定期確認申請書」及び「更新申請書」をご提出ください。登録区分は、変更申請書を提出いただくことで変更することができます。

注) 対象となるクレジットは、J-クレジット、J-VER及び国内クレジットです。

J-クレジット・プロバイダーの条件

J-クレジット・プロバイダーは、[J-クレジット・プロバイダー基準](#)  を遵守することを条件とします。

登録認定・定期確認・更新申請の方法

J-クレジット・プロバイダーの登録認定・定期確認・更新に関する申請は、J-クレジット・プロバイダー基準に同意の上、押印した「J-クレジット・プロバイダー登録認定・定期確認・更新申請書」に必要書類を添えて提出ください。

必要書類	J-クレジット・プロバイダー登録認定・定期確認・更新申請書  ※添付いただく必要書類があります
提出方法	申請書類一式の電子データを下記のメールアドレスまでご提出下さい。 ※メールのタイトルは「J-クレジット・プロバイダー申請（申請企業名）」として下さい。
提出先・問合せ先	〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局  03-5281-7588  help@jcre.jp

図 8-2 J-クレジット・プロバイダーに関する申請案内

表 8-3 J-クレジット・プロバイダー一覧

会社名	会社情報	クレジットを 売りたい方へ	クレジットを 買いたい方へ
<p>株式会社イトーキ</p> 	<p>〒103-8113 東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング 担当:CSR推進部</p> <p>✉ cos@itoki.jp http://www.itoki.jp/solution/carbon/</p>	<p>全国の販売網を通じてカーボン・オフセットサービスを展開しており、全国各地のクレジットを取り扱っております。CSRの観点からカーボン・オフセットに取り組みられるお客さまも多く、クレジットの詳細についてもPRさせていただいていることで、創出事業者さまのご紹介もしております。</p>	<p>オフセットの企画や算定、効果的なPRなど、トータルサポートをしています。各拠点と連携し、全国のお客様にオフセット支援を行っています。排出権は案件ごとに適した銘柄を選定させていただきます。また、排出係数のご調整、ASSET事業に関してもお気軽にご相談ください。</p>
<p>株式会社ウェイトボックス</p> 	<p>○本社 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパークデザイン センタービル7階 担当: 環境ソリューション事業部 小川</p> <p>☎ 052-265-5902</p> <p>○東京事務所 〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階 担当: 環境ソリューション事業部 山本</p> <p>☎ 03-6868-0491</p> <p>✉ info@wastebox.net http://wastebox.net/</p>	<p>弊社は、CO2排出量調査を専門に行っています。これまで、ソフト支援事業として数多くの企業様・自治体様のクレジット化の支援を行ってまいりました。事業活動における省エネ活動や再エネ活動をクレジット化したい、またプログラム型として登録したい場合は、是非一度お問い合わせください。クレジットを活用するカーボン・オフセットの手続き実績も多いため、創出からクレジットの販売まで全体を支援することが可能です。</p>	<p>弊社は、CO2排出量調査を専門に行っています。これまでは、自主的なカーボン・オフセットを中心にサポートをしてきましたが、ここ数年はサプライチェーン排出量の把握、SBT設定、CDP質問書への回答とクレジットとの関連性などについてのご相談が多くなっています。クレジット活用を選択肢のひとつとして捉えた、事業活動全体のカーボン・マネジメントをトータルサポートすることが可能です。</p>
<p>カーボンフリーコンサルティング株式会社</p> 	<p>〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通3-9 横浜郵船ビル3F 担当:池田</p> <p>☎ 045-222-3400</p> <p>✉ info@carbonfree.co.jp http://carbonfree.co.jp/</p>	<p>弊社はクレジットの利用目的の一つであるカーボン・オフセットは年間約300件の取り扱いがあります。カーボン・オフセットでのクレジット利用は広報活動に繋がる事が多く、カーボン・オフセットはクレジット創出者様の企業イメージ向上にも役立ちます。常に豊富なクレジットを取り揃え、多様なクレジット活用提案をすべく、J-クレジット・J-VER・国内クレジットを購入させていただいており、今後も継続して参ります。</p>	<p>弊社は年間約300件のカーボン・オフセットの取り扱い実績がございます。弊社の保有クレジットは豊富に取り揃えており、クレジットご活用者様のニーズに合った、各制度利用も含めた多様なクレジット活用のご提案をさせていただきます。更に、経産省や環境省等の事業受託は5年以上継続実績があり、官公庁等の事業に関しても精通しております。カーボン・オフセットやクレジットのご活用について、お気軽にお問い合わせください。</p>

表 8-4 J-クレジット・プロバイダー一覧 (続き)

<p>ブルードットグリーン株式会社</p> 	<p>〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル 担当:環境価値創造グループ</p> <p>☎ 03-6853-9418</p> <p>✉ carbonoffset@bluedotgreen.co.jp</p> <p>🌐 http://bluedotgreen.co.jp</p>	<p>弊社には、これまでにクレジットを創出する多数の自治体様・企業様と協業し、販売にご協力してきた実績があります。クレジットの購入を希望するお客様とのマッチングにとどまらず、クレジット創出者様のオフセットクレジットの活用に向けた具体的な企画も支援しておりますので、過去に取組経験のない事業者様にも、安心してご相談いただけます。</p>	<p>弊社(旧マイクライメイトジャパン)は2011年1月11日の設立以来、国内・海外に独自のネットワーク構築し、日本を含めた世界各国のクレジット・証書を提供しております。欧米の先進的な事例を活用し、地球温暖化防止に加え、SDGs等社会貢献の切り口も取り込み、特にRE100やCDP、SBTへの効果的な対応に向けて支援等を行っております。戦略立案からクレジット調達、無効化まで一貫してご支援いたします。</p>
<p>一般社団法人more trees</p> 	<p>〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-9-11 フレンシア外苑西103 担当:岸</p> <p>☎ 03-5770-3969</p> <p>✉ info@more-trees.org</p> <p>🌐 http://www.more-trees.org/</p>	<p>-</p>	<p>「もっと木を」というコンセプトのもと、音楽家坂本龍一の呼びかけにより設立された森林保全団体です。全国各地で展開している「more treesの森」が吸収したクレジットに特化してご紹介しています。いつ・どこで・どうやって生まれたクレジットかが分かる、顔の見えるカーボン・オフセットが可能です。実際に「more treesの森」へご訪問いただき森を知っていただくことも可能です。お気軽にお問合せください。</p>

9. 地域版クレジット制度支援

地域版J-クレジット制度は、新潟県と高知県が制度運営者となっている2制度が存在する。

制度管理者は、地域版J-クレジット制度の承認後、地域版制度運営主体により適切にプロジェクト登録及び認証が行われているかどうかを確認するため、年に1回以上実地確認等を行うこととなっており（実施要綱3.5.4②）、下表の通り実施した。なお、今年度はCovid-19の影響により2制度ともオンラインでの委員会実施となったため、実地確認もオンラインでの聞き取り調査の形式で実施した。

地域版制度運営主体が地域版制度の延長をし、再度承認を希望する場合、有効期限内に、地域版J-クレジット制度更新申請書を制度管理者に提出し（実施要綱3.5.8①）、制度管理者は、更新申請書の内容及び実地確認等の結果についての運営委員会での審議を踏まえ、承認基準を満たした実施要綱を作成していること及び当該実施要綱に従って地域版制度の運営が行われていると認められる場合、再承認することとなっている（実施要綱3.5.8②）。両県からは下表の通り再承認の申請があったので、第22回運営委員会にて、両県制度とも文書確認（承認基準を満たした実施要綱か否か）及び実地確認（当該実施要綱に沿って運営が行われているか）を踏まえ再承認にあたり特に問題がないことを確認した旨を報告し、審議を行った。その結果、両県制度とも再承認されることとなった。

地方公共団体名	制度名	申請日	プロジェクト登録数 クレジット認証量	実地 確認日
新潟県	新潟県版J-クレジット制度（新潟県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）	2021/ 1/28	8件〔2020年度新規0件〕 19,187tCO ₂ 〔同13,027tCO ₂ 〕	2021/ 1/19
高知県	高知県版J-クレジット制度（高知県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）	2021/ 1/8	12件〔2020年度新規0件〕 1,238tCO ₂ 〔同0tCO ₂ 〕	2021/ 2/10

10. Jークレジット制度に関する窓口の設営

10.1 問い合わせ・申請窓口

以下の事項に関する窓口として、みずほ情報総研株式会社環境エネルギー第2部内に窓口（電話・メール）を設置した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大、及び政府による緊急事態宣言に伴い、4月8日～6月1日及び1月18日～3月21日の期間中、電話窓口を休止し、メール窓口のみの対応を実施した。本対応については、制度ホームページにおける案内に加え、制度参加者へのメールマガジン等による周知を行った。

窓口を通じた問い合わせ対応実績は以下の通りである。

表 10-1 各種問い合わせ内容

	制度全般 (概要等)	申請手続 (事務的な内容)	prj登録の相談 (要件の確認等)	書類作成支援	審査費用支援	新規方法論	登録簿・無効化	クレジット 活用・売買	入札	審査関連 (審査機関等 からの質問)	その他	総計
企業(創出者)	225	61	105	10	42	35	5	29	8	0	2	522
企業(活用户)	82	10	4	1	1	4	44	102	30	0	2	280
企業(両方)	61	21	26	0	7	5	4	18	5	0	2	149
審査機関	1	3	3	0	0	0	0	0	0	3	0	10
自治体	29	22	7	2	11	1	0	5	3	0	2	82
省庁(地方局含む)	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	6
公益法人等	3	2	2	0	1	0	2	3	0	0	1	14
メディア	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7
個人	16	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	20
その他	8	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	12
総計	433	120	149	13	62	45	55	162	49	3	11	1102

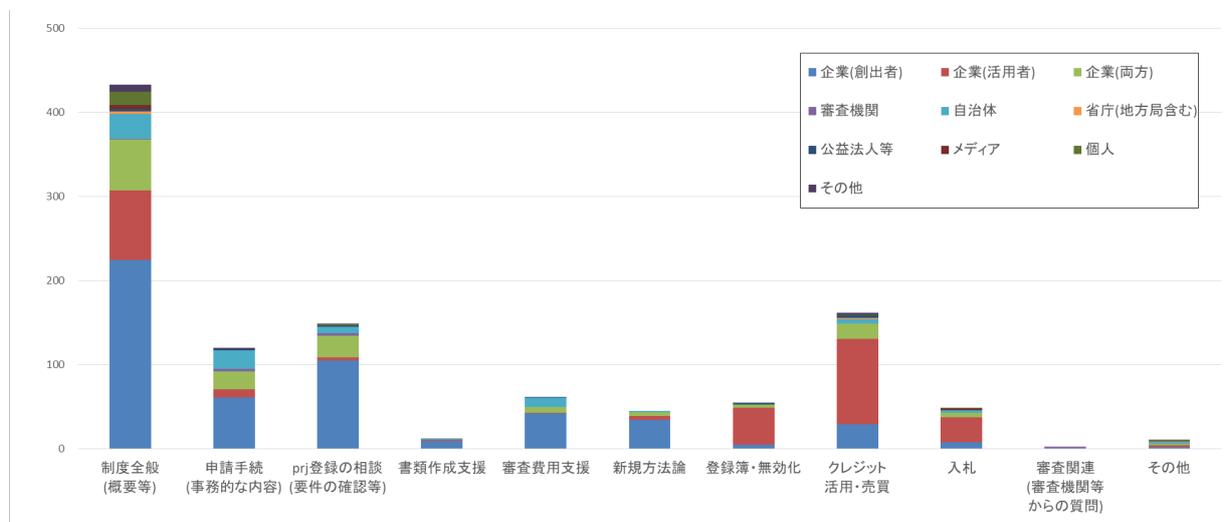


図 10-1 各種問い合わせ内容

制度開始から約8年経過したが、依然として問い合わせが多く、円滑な事務局運営のためにも、電話・メール対応の負荷低減が重要となる。最も多い問い合わせとしては、制度全般、クレジットの活用・売買、プロジェクト登録の要件等に関するものである（Jークレジット制度では何ができるのか、排出量の報告の際にJークレジットは活用可能か、新しい設備を導入したがJークレジットに参加可能か、など）。

10.2 申請受付実績

プロジェクト登録、クレジット認証、審査費用支援、旧制度からの移行について、申請を受け付けた。申請書類は電子メールを通じた電子媒体形式での受領とし、電子媒体の型式で管理・保管を行った。

「プロジェクト登録」、「クレジット認証」、「審査費用支援」、「旧制度からの移行」、「Jークレジット制度事務局で保有する書類の提供」について、申請を受け付けた。申請書類は電子メールを通じた電子媒体形式での受領とし、電子媒体の型式で管理・保管を行った。

なお、プロジェクト登録、クレジット認証に関する申請受付は、2.2 認証委員会の項目において記載しているため、以下にこれまでに整理していない「旧制度からの移行申請状況」及び「Jークレジット制度事務局が保有する書類の提供」の申請状況を整理する。

(1) 旧制度からの移行申請状況

国内クレジット制度からの移行申請（通常型）

Jークレジット 事業番号	国内クレジット 申請受付番号	事業者名 【実施地域】	事業概要	申請日	事業の開始日	事業の終了予定日	(メール・郵送)受領日	方法論番号	年平均削減量	排出削減総量 (2013年度以降)
KC1493	1493	三和工業株式会社	パッケージ製造工場におけるボイラーの更新(重油→LPG)	2020年7月10日	2012年11月20日	2020年11月19日	2020年7月10日	001	180t-CO2	1,376t-CO2

(2) Jークレジット制度事務局が保有する書類の提供申請状況

2020年度に事務局が保有する書類の提供について7件の申請があった。なお、全ての申請について、申請者は国内クレジット制度排出削減事業者であり、申請理由は認証手続き時に書類の紛失が発覚したためである。

10.3 二重登録・認証の防止措置

削減活動リストの二重登録／二重認証の確認

プログラム型プロジェクトにおいて、クレジットの二重発行防止のために、登録／認証申請時に削減活動リストの二重登録／二重認証の確認を実施した。一昨年度までは登録／認証申請後に実施していたが、二重登録／認証が発覚した場合、審査機関確認後にクレジット量の修正が発生してしまうことになるため、一昨年度より登録／認証申請前に、二重登録／認証の確認期間を設定し、事務局による確認を実施している。

確認作業は、会員 40 万件レベルの大規模プログラム型プロジェクトにも対応できるよう高速化の改修を一昨年度行ったプロジェクト管理システムを使用し、下記の流れで実施した。

1. 審査機関への削減活動リスト送付依頼
2. 削減活動リストの受領
3. プロジェクト管理システムに格納するための資料の作成
4. プロジェクト管理システムへの削減活動リストの登録＝二重登録／認証チェック
5. 二重登録／認証チェック結果の確認
6. 二重登録／認証チェック結果の送付

上記 4 の作業におけるプロジェクト管理システムの画面イメージは、以下の通り。

DB 管理情報	プロジェクト登録番号※ P00001 *この番号によりデータベースのプロジェクトを管理しています。	クレジット認証識別番号 P00001-06
プロジェクト登録情報	ステータス(※) P1 *J-クレジット制度のプロジェクト登録番号を入力してください。 プロジェクト登録申請日(※) 2013/11/20 プロジェクト登録日(※) 2013/12/11	申請書受領日(※) 2013/11/20 認証委員会承認回※ 2
妥当性確認	妥当性確認報告日(※) 2013/11/20 妥当性確認実施機関※ 一般財団法人日本品質保証機構 妥当性確認スコープ※ EN	

図 10-2 クレジット認証申請された削減活動リストの登録

ダブルカウントチェック

■プロジェクトの情報

プロジェクト登録番号	P00001	クレジット認証識別番号	P00001-06	削減活動総数	299436	認証委員会認証回	32
認証申請期間(1) 開始日	2017/11/01	認証申請期間(1) 終了日	2018/09/30				
方法論番号	EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入						

■チェック条件の設定

<チェック期間が相手の認証申請期間と重なる>かつ<方法論番号が一致>かつ<認証委員会が指定の条件>かつ<住所マッチ度が指定の条件>または<機器番号が一致>でチェックを行います。

チェック開始日※ チェック終了日※

方法論番号※

AG-001 ver.2.0 豚・ブイラーへの低タンパク配合飼料の給餌	選択状態を表示	EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入
AG-001 ver.2.1 豚・ブイラーへの低タンパク配合飼料の給餌		EN-R-002 ver.1.1 太陽光発電設備の導入
AG-001 ver.2.2 豚・ブイラーへのアミノ酸バランス改善飼料	追加>	EN-R-002 ver.1.2 太陽光発電設備の導入
AG-002 ver.1.0 家畜排せつ物管理方法の変更	< 除去	
AG-003 ver.2.0 養鶏土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰		
EN-R-001 ver.1.0 バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による		
EN-R-001 ver.1.1 バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による		
EN-R-001 ver.1.2 バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による		
EN-R-001 ver.1.3 バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による		
EN-R-001 ver.1.4 バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による		
EN-R-001 ver.1.5 バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による		
EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入		

認証委員会※

住所マッチ度※

ダブルカウントチェック

■チェック結果

【ダブルカウントチェック】ボタンをクリックするとチェック結果が表示されます。

閉じる

図 10-3 二重登録/認証(ダブルカウント)チェック

上記 5 の「二重登録/認証チェック結果の確認」では、プロジェクト管理システムが二重登録/認証の疑いありとして出力された内容(下記イメージ)について、次の優先順位で確認を行い、二重登録/認証の疑いがさらに濃いものを選別した。

- ① 住所マッチ度が 50%以上であるか
- ② 機器番号が一致するか
- ③ 氏名が一致するか
- ④ 型番が一致するか

ダブルカウントの可能性のある削減活動が485個見つかりました。 チェック時間: 437秒 チェック時刻: 2019/01/10 14:44:18

削減状態	削減活動番号	管理番号	削減活動実施場所	削減活動対象機器番号	認証委員会認証回	住所マッチ度	機器番号マッチ度	備考1	備考2
-	P00002-06-00	275			32	-	-		
-	P00044-01-00	14713			20	90	不一致		
-	P00044-01-00	15587			20	90	不一致		
-	P00044-02-00	14713			26	90	不一致		
-	P00044-02-00	15587			26	90	不一致		
-	P00044-03-00	14713			31	90	不一致		
-	P00044-03-00	15587			31	90	不一致		

図 10-4 二重登録/認証(ダブルカウント)チェック結果のイメージ

10.4 森林管理プロジェクトにおける持続性担保の確認

2020年度初において登録されていた森林管理プロジェクト全167件（内訳：J-クレジットプロジェクト32件、J-VER移行プロジェクト48件、J-VERプロジェクト87件）について、2018年度における吸収量の持続性が担保されているか確認を実施した。

具体的には、実施規程（プロジェクト実施者向け）第8章「森林管理プロジェクトに係る特別措置」の8.1.2「プロジェクト登録後の義務」に基づき、プロジェクト計画の登録をした範囲についてプロジェクト実施者が提出した森林経営計画又は森林施業計画、同計画認定書、伐採届及び造林届の記載内容と、プロジェクト計画書におけるプロジェクト実施地に係る記載内容とを照合し、施業の計画・履歴が整合しているか、また計画外の主伐などが行われていないかを確認した。

結果として、「森林経営計画の空白期間」27件、「森林経営計画移行時の除外地」5件、プロジェクト対象地の譲渡」1件、「プロジェクト対象地の所有者変更」1件、FSC（Forest Stewardship Council）認証案件2件は引き続きFSC認証に即した森林管理を継続していることを確認した。

「森林経営計画の空白期間」、「森林経営計画移行時の除外地」が発生しているプロジェクトについては、プロジェクト実施者に持続性の担保を誓約いただき、全てのプロジェクトにおいて2019年度の吸収量の持続性が担保されていることを確認した。なお、「不適切な主伐」の報告はなかった。

＜森林被害に係る統計＞	面積(ha)	蓄積(千m ³)	割合	年次
総森林面積・蓄積(民有林+国有林)	25,048,000	5,241,502	100.000%	2017年度末
林野火災による焼損	606		0.002%	2018年度
ほ乳動物による森林被害	5,200		0.021%	2018年度
森林病虫害等による被害(松くい虫、カシナガキムシ)		397	0.008%	2018年度
森林病虫害等による被害(のねずみ)	700		0.003%	2018年度
民有林面積	17,389,000		100.000%	2017年度末
気象災害	3,985		0.023%	2018年度
(合計)被害面積・蓄積割合 <A>			0.056%	

(出典)林野庁『森林・林業統計要覧2020』

＜森林管理プロジェクトの累計クレジット発行量(バッファ量を除く)＞	クレジット量(t-CO ₂)	年次
J-クレジット制度(J-VER制度からの移行プロジェクトを含む) 	80,791	2018年度まで
J-VER制度 <C>	519,630	2018年度まで

＜J-クレジット制度バッファ管理口座からの無効化量＞	クレジット量(t-CO ₂)	年次
森林被害統計に基づく無効化(自然攪乱等) <B×A>	45.6	2018年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(自然攪乱等)	0.0	2019年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(不可避の土地転用)	0.0	2019年度分
(合計)無効化量	46	
バッファ管理口座残高	無効化前 無効化後 減少率	2,159 2,113 2.1%

＜J-VER制度バッファ管理口座からの無効化量＞	クレジット量(t-CO ₂)	年次
森林被害統計に基づく無効化(自然攪乱等) <C×A>	293.4	2018年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(自然攪乱等)	0.0	2019年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化(不可避の土地転用)	0.0	2019年度分
(合計)無効化量	294	
バッファ管理口座残高	無効化前 無効化後 減少率	10,071 9,777 2.9%

また、J-クレジット制度実施要綱「3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置」およびオフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」別紙の規定（※）に基づき、自然撓乱や、収用などの避けがたい土地転用への対処として、上記のとおり、J-クレジット制度については46 t-CO₂、J-VER 制度については294t-CO₂を、それぞれのバッファ管理口座から無効化口座に移転して無効化することとした。

（※）

- J-クレジット制度実施要綱「3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置」は、制度管理者が、森林管理プロジェクトから発行されるJ-クレジットのうち3%をバッファ管理口座に確保し、自然撓乱や収用などの避けがたい土地転用が生じた場合、それまでに発行した量と同量のクレジットをバッファ管理口座から無効化口座に移転することを定めている。
- オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」別紙は、制度事務局がバッファ管理口座を保有して、森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットから補填用クレジットを確保し、プロジェクト対象地において自然撓乱や避けがたい土地転用が発生した場合、CO₂ 吸収効果消失量分をバッファ管理口座から無効化口座に移転することを定めている。

10.5 打合せの開催

事業の円滑な運営のため、関係者間（経済産業省、環境省、農林水産省、林野庁、みずほ情報総研）での打ち合わせを実施した。打ち合わせでは、時宜に応じた議事とともに問い合わせへの対応状況等を共有した。開催状況は以下のとおり。

表 10-2 定例打合せの日時と主な議題

日時	主な議題
2020年4月2日	・2020年度の運営方針全般
2020年6月8日	・第40回認証委員会
2020年8月18日	・第21回運営委員会
2020年8月28日	・第41回認証委員会
2020年10月30日	・第42回認証委員会
2020年12月15日	・第43回認証委員会
2021年2月11日	・第22回運営委員会
2021年2月19日	・第44回認証委員会

11. 関係者との連絡体制の構築と情報共有の実施

制度文書の改定情報や委員会開催スケジュール、書類作成支援・審査費用支援のスケジュールや、クレジット入札販売の案内等について、以下の通り制度参加事業者へに周知を行った。

表 11-1 制度参加事業者への情報共有

日時	主な周知内容
2020年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うお問い合わせ窓口対応方法の変更について
2020年4月13日	<ul style="list-style-type: none"> 無効化申請等に関する申請方法の変更について（新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応）
2020年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> 最新の制度運営情報
2020年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> お問い合わせ電話窓口の再開について 認証委員会開催情報 制度文書の改定情報
2020年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> クレジット入札販売の開催について
2020年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> 係数等の改定について 計画変更届の様式改定について プロジェクト計画書・モニタリング報告書の様式改定について 最新の委員会情報
2020年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> 7月末・8月末の無効化申請のスケジュールについて
2020年8月12日	<ul style="list-style-type: none"> 第9回入札販売結果について 温対法報告に関する無効化の締切のご案内 委員会開催情報
2020年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> 認証委員会開催情報
2020年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> 第21回運営委員会、傍聴登録開始について 委員会開催情報
2020年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 第21回運営委員会の結果について 委員会開催情報
2020年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> クレジット管理用口座（J-クレジット登録簿システム）に関する申請方法について 無効化申請書における押印省略について 再エネ電力量・再エネ熱量の書類発行方法
2020年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第10回入札販売のご案内 J-クレジットオンライン説明会の開催について 委員会開催情報
2021年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うお問い合わせ窓口対応方法の変更について
2021年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> 第22回運営委員会、傍聴登録開始について 2021年度の審査費用支援について

12. J-クレジット制度の普及促進

12.1 全国における説明会

地方経済産業局が主催し全国主要都市で開催されるJ-クレジットに関する説明会で、J-クレジット制度に基づくクレジット創出方法や販売及び購入方法等の情報提供や、活用方法、活用事例について説明を行った。開催日時は下表のとおり。

表 12-1 説明会実施状況

地方 経済産業局	開催日時	開催地	会場	定員
北海道地域	2021/3/9 13:30～15:30	札幌市	①北海道経済産業局 第1会議室 (札幌市北区北8条西2丁目 札幌 第1合同庁舎 6階北側) ②オンライン (Skype for Business)	120名
東北地域	2021/1/27 13:00～15:00	—	オンライン (Teams)	100名
関東地域	2020/11/26 14:00～15:30	—	オンライン	100名 程度
中部地域	2020/10/16 14:00～16:30	—	オンライン	150名 程度
近畿地域	2020/12/17 14:00～15:30	大阪市	中之島ダイビル 4階 会議室1 (大阪市北区中之島3-3-23)	50名
中国地域	2021/1/22 13:30～16:00	—	オンライン (Webex)	100名
四国地域	2021/2/10 13:30～16:25	—	オンライン (Webex)	300名
九州地域	2021/2/12 14:30～16:00	—	オンライン (Webex)	100名
沖縄地域	2020/10/9 13:30～15:30	—	①(一財)沖縄県環境科学セン ター 5階会議室 (浦添市字経塚720) ②オンライン (ZOOM)	25名

それ以外に、講演依頼のあった日本バイオ炭普及会の「バイオ炭シンポジウム」(2021年1月)においてJ-クレジット制度概要とバイオ炭方法論に関して紹介を行った。

12.2 どんぐり制度とカーボン・オフセット宣言の運営

昨年度に引き続き、どんぐり制度¹とカーボン・オフセット宣言²について、J-クレジット制度事務局が運営管理を行った。

(1) どんぐり制度

今年度のどんぐり制度の申告件数（2021年3月15日現在）は24件（2事業者）であった（1事業者が複数製品を申告）。製品種類の内訳は以下のとおりである。

- オフィス複合機…23製品（1事業者）
- 企業レポート…1製品（1事業者）

これらの申告内容は、全てJ-クレジット制度ホームページで紹介している。今年度のどんぐり制度に基づき無効化されたクレジットの量は、19t-CO₂であった（無効化計画による今年度の計画値を含む）。

(2) カーボン・オフセット宣言

環境省管理のカーボン・オフセット宣言の申請案内を今年度からJ-クレジット制度ホームページ内にも掲載し、J-クレジット制度事務局が申請を受け付けることとなった。なお、カーボン・オフセット宣言のホームページは「カーボン・オフセットフォーラム」ホームページの一部として、引き続き環境省によって運営されており、J-クレジットホームページと並立する形になっている。

カーボン・オフセット宣言に関する今年度の申請は、カーボン・ニュートラル事例の1件であった。昨年度までに申請された全ての事例はJ-クレジット制度ホームページで紹介しており、今後新規申請があった際には同ホームページにて広く紹介していく予定である。

12.3 パンフレットの作成と配布

昨年度パンフレットのデザインを踏襲し、方法論毎のプロジェクト登録件数、創出見込量等の数値を年度当初の最新値に更新したパンフレットを作成した。

引き続き、配布のしやすさや配布の際に訴求対象が受け取りやすいことを考慮し、サイズをA4判二つ折りで作成した。

今年度のパンフレットを以下に示す。

¹カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度。経済産業省が平成24年の試行事業を経て2013年度から開始した。

²カーボン・オフセットに手軽に取り組んでもらうために、カーボン・オフセットへの取り組みを自己宣言の形で公表できるようにした仕組み。第三者機関による確認や認証の必要は無い。環境省が2015年から開始した。

3 クレジットを使う

活用方法や活用事例は、「活用方法」「活用方法」「マーク」「事業名称」で検索できます。ご参照ください。
[J-クレジット制度HP:活用事例一覧](https://japancredit.go.jp/case_search/)
https://japancredit.go.jp/case_search/

再エネ発電・再エネ転由来のJ-クレジットはCDP買入者・SBTでの報告、再エネ発電由来のJ-クレジットはRE100達成のための再エネ調達量として活用できます

CDPとは 投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことと目的とした国際的NGO。気候変動に関する企業リスクについて、企業がどのように対応しているか、簡易形式で評価し、評価したうえで公表するもの。
 SBTとは 企業が公表する削減率と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。
 RE100とは 事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。

温対法の排出量調整、電気事業者の排出係数調整に活用できます

温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）における排出量報告の調整に活用できます。また、電気事業者が、温対法の算定・報告・公表制度で公表される電気事業者別排出係数や、メニュー別の排出係数の調整に活用できます。

カーボン・オフセットに活用できます

国策の規制PR、企業や施設の差別化、ブランディングに利用可能です。はじめて取り組む場合も、代表的な活動のスキーム（How-to）をホームページでご紹介しています。

カーボン・オフセットスキーム（How-to）は、こちらをご覧ください。
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/>

J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

温室効果ガスの排出削減または吸収量の増加につながる事業の実施

省エネ設備の導入
(燃料転換、省電化等)

ボイラーの導入
照明設備の導入

再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備の導入

適切な森林管理

植林・間伐等

1 次ページへ

CO₂等の排出削減・吸収量
(J-クレジット)

資金循環

目標達成、CSR活動
カーボン・オフセット

2 次ページへ

J-クレジット購入者 (大企業、中小企業、地方自治体等)

SBT
CDP
RE100

CDP・SBTへの活用
RE100の目標達成

温対法
省エネ法の報告

カーボン・オフセット

ASSET 事業

気候変動社会実行計画
の目標達成

3 3ページへ

認証されたクレジットは、購入することができ、温対法報告における排出係数の調整やカーボン・オフセット等、さまざまな用途に活用できます。また、クレジット購入代金は、クレジット創出者に還元され、さらなるCO₂等の排出削減・吸収の取組や、地域活性化等に活かすことができます。

お問合せ先

制度全般に関するお問合せ

国のクレジット、J-VER Eはこちら！

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局
 TEL: 03-5281-7588 / E-mail: help@jcre.jp
 【受付時間】 平日(月～金) 9:30～12:00 / 13:30～17:30

関係省庁

- ・環境省 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 TEL: 03-5521-8354
- ・経済産業省 環境政策課 環境経済室 TEL: 03-3501-1770
- ・農林水産省 大臣官房 政策課 環境政策室 TEL: 03-6744-2016

J-クレジット制度ホームページ <https://japancredit.go.jp/> J-クレ 検索

図 12-1 パンフレット表紙・裏表紙

1 クレジットを創る

登録した計画に基づき算定されたCO₂等排出削減・吸収量が、J-クレジットとして発行されます。

STEP 1 確認 J-クレジット制度に参加できるかを確認!
 → 追加削減ガス排出削減、吸収事業を実施し「計画」を作成
 → 「登録申請日から2年間の日以降に実施したプロジェクトであること」等の登録要件あり

STEP 2 計画 計画をプロジェクトとして登録!(最长8年実施可能)
 → 導入設備について、測定項目、削減・吸収見込量など
 プロジェクト計画作成 → 登録申請 → 登録 → プロジェクトの開始

STEP 3 実施 計画に基づき、算定するためのデータを取得!
 → 導入設備の電気使用量などエネルギー量のわかるもの

STEP 4 報告 実施結果をまとめ、J-クレジットを発行!
 → エネルギー使用量から削減量を算定
 J-クレジットの報告申請 → 報告 → 審査 → J-クレジットの発行

※平均1.2年のサイクル(最長8年)

■ 書類作成支援
 ■ 審査費用支援

プロジェクト計画書の作成支援や、審査機関にプロジェクト計画書・モニタリング報告書を提出してもらつた際の費用の支援が受けられます。支援条件がありますので、各種支援の詳細は「J-クレジット制度HP」を参照いただくか、事務局にお問い合わせください。

申請手続支援のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/application/suport/>

ご支援が
あります

クレジットの考え方

これがクレジットになります!

過去削減
排出削減
削減後の設備
古い設備

※削減後の設備のアップグレード(省エネ機器、省電量型)などにより削減される排出量

J-クレジット創出の方法論別平均排出削減・吸収見込量

方法論分類	主な方法論例	方法論別平均排出削減・吸収見込量
省エネルギー	ボイラー	526 t-CO ₂ /年
	照明設備	71 t-CO ₂ /年
	空調設備	27 t-CO ₂ /年
	ヒートポンプ	136 t-CO ₂ /年
	コーゼネレーション	837 t-CO ₂ /年
再生可能エネルギー	工業炉	3,673 t-CO ₂ /年
	木質バイオマス	1,226 t-CO ₂ /年
廃棄物	太陽光発電	68 t-CO ₂ /年
	バイオガス	428 t-CO ₂ /年
	食品廃棄物の堆肥化	39 t-CO ₂ /年
森林吸収	森林経営活動	1,604 t-CO ₂ /年

2 クレジットを売る/買う

J-クレジットは、「相対取引」と「入札販売」の2つの方法で売買できます。「J-クレジット制度HP」に、売りたいクレジット一覧、今後の購入予定、過去の入札結果等を掲載しています。

相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合
売りたい方 → 仲介事業者 → **買いたい方**

・ 仲介事業者*を介した相対取引(売買仲介)でクレジットの売買価格と売買量を決めます。
 * J-クレジット・プラットフォーム等

■ J-クレジット制度HPを利用する場合
売りたい方 → J-クレジット制度HP → **買いたい方**

・ 売りたい方と買いたい方の相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

入札販売

J-クレジット制度HP「売りたいクレジット一覧」に掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。

売りたい方 → J-クレジット制度HP → **買いたい方**

・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
 ・ 販売クレジットは、政府保有クレジットを含めて実施します。

クレジットの平均落札価格は、「J-クレジット制度HP」に掲載されている入札販売のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/tender/>

方法論*ごとの登録件数と削減・吸収見込量

各方法論の登録件数と、登録された削減・吸収活動から算出が見込まれるクレジットのトン数は以下の通りです。最新のデータは資料室のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/data/>

合計
354件

削減

合計
1,113万 t-CO₂見込み

吸収

※方法論 登録削減・吸収見込量算定は、国の環境・経済産業省が算定したものです。
 算定方法は「方法論別削減・吸収見込量」を参照してください。

その他(工業炉、食品廃棄物の堆肥化など) 43件
 バイオガス 7件
 コージェネレーション 12件
 ヒートポンプ 12件
 空気設備 16件
 森林経営活動 34件
 照明設備 51件
 木質バイオマス 67件
 太陽光発電 57件
 ボイラー 55件
 木質バイオマス 165万トン
 太陽光発電 622万トン
 その他(工業炉、食品廃棄物等の堆肥化など) 74万トン
 森林経営活動 38万トン
 建設用カーボガス 39万トン
 ボイラー 59万トン
 照明設備 79万トン

図 12-2 パンフレット見開きページ

パンフレットの配布先と配布部数は、下表のとおり。

表 12-2 パンフレットの配布先と配布部数

配布先	配布部数 (部)
経済産業省 (各経済産業局含む)	6,400
環境省	250
農林水産省	700
林野庁	150
J-クレジット制度事務局	500

13. J-クレジット制度の活性化及び運営効率化に資する調査研究

13.1 J-クレジット制度の活性化に係る調査方法論、クレジット種別毎のクレジット発行検討

近年、クレジット種別を指定した活用が拡大する中で、複数方法論・複数クレジット種別が適用されるプロジェクトにおけるクレジット発行について、方法論やクレジット種別を区別した発行のニーズも事業者より寄せられた。そこで、今年度は活用活性化に向け各種様式を改定し、方法論やクレジット種別を区別したモニタリング報告書の作成、検証、クレジット認証申請をすることができるよう環境を整備した。

13.2 制度簡素化に関する調査

13.2.1 ポジティブリストに関する調査

① 既存ポジティブリストの確認

方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）及び方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）において、追加性（経済的障壁及び一般慣行障壁）の評価を省略することができる方法論がポジティブリスト化されており、2020年度においては10の方法論が対象となっている。

- EN-S-006 照明設備の導入（LED照明器具を除く）
- EN-S-007 コージェネレーションの導入
- EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
- EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入
- EN-S-024 テレビジョン受信機の更新
- EN-S-040 省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修（省エネルギー住宅を新設する場合に限る）
- EN-R-002 太陽光発電設備の導入（家庭部門に限る）
 - EN-R-002「太陽光発電設備の導入」において追加的に導入される設備（家庭部門に限る）
- IN-002 麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
- AG-001 豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
- AG-004 バイオ炭の農地施用（2020年度に追加）
- FO-002 植林活動

ポジティブリストについては、原則として1年ごとに確認し、必要に応じて見直すこととされており、前回確認から1年が経過したため確認を実施した。なお、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）及び方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）において、追加性を有する蓋然性が高いか否かは、「原則として、方法論の対象となるプロジェクトが追加性を有する信頼度が95%以上かどうかで判断する。」と規定されている。

ポジティブリスト化されている10の方法論及び今年度追加された方法論AG-004について、追加性を有する蓋然性を確認した結果は以下の通りであり、現行のポジティブリストを次年度も継続しても問題ないと考えられる。

表 13-1 ポジティブリスト見直しの結果

方法論	見直し結果	
EN-S-006 「照明設備の導入」 (家庭部門における LED ランプの新設プロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から電球型 LED ランプの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-007 「コージェネレーションの導入」 (家庭部門に限る)	プログラム型プロジェクトにおける投資回収年数の実績を確認した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-012 「電気自動車の又はプラグインハイブリッド自動車の導入」 (家庭部門に限る)	プログラム型プロジェクトにおける投資回収年数の実績を確認した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-016 「冷凍・冷蔵設備の導入」 (家庭部門における新設プロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から各容量帯における電気冷蔵庫、電気冷凍庫の投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-024 「テレビジョン受信機の更新」 (家庭部門における、かつベースライン設備効率としてトップランナー基準を適用するプロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から各画面サイズにおける液晶テレビの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-040 「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」 (省エネルギー住宅を新設する場合に限る)	公知の価格情報、補助金情報から省エネルギー住宅を新設する場合の投資回収年数を推定した結果、追加性(経済的障壁)を有する蓋然性は十分に高いことが確認された。	
EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」 (家庭部門に限る)	「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」に掲載のシステム費用(万円/kW)に基づき投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」において追加的に導入される設備 (家庭部門に限る)	出力制御対応機能付きパワーコンディショナー	公知の価格情報、設備情報からパワーコンの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	蓄電池	公知の価格情報、設備情報からパワーコンの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	電気自動車(プラグインハイブリッド自動車)	公知の価格情報、設備情報からEV(PHEV含む)の投資回収年数を推定した結果、設備導入に伴う排出削減効果及び再エ

	含む)	ネ電力の自家消費に伴う排出削減効果、それぞれについて 95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）	公知の価格情報、設備情報からエコキュートの投資回収年数を推定した結果、再エネ電力の自家消費に伴う排出削減効果については、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。但し、エコキュートの導入自体の排出削減効果（≒省エネ効果）を対象とする場合には、当該排出削減活動について個別に追加性評価を実施する必要がある。
IN-002 「麻酔用 N2O ガス回収・分解システムの導入」		本方法論を適用するプロジェクトは、プロジェクト実施に際してイニシャルコストが必要であり、かつ、プロジェクト実施前後でランニングコストの上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。
AG-001 「豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」		飼料を購入する際、畜産農家は「粗タンパク含有率 (CP 値)」を重要な判断指標としており、栄養価・付加価値がこの値に比例するとみなす傾向にある。アミノ酸バランス改善飼料の場合、CP 値が慣用飼料と比して低くなるため畜産農家が低品質品と懸念し、購入を控える傾向が高いという障壁（一般慣行障壁）が引き続き存在する。そのため、本方法論を適用するプロジェクトは、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。
AG-004 「バイオ炭の農地施用」		バイオ炭の農地への施用と収穫量の増加については、未だ明確な関係性が報告されていない。そのため、本方法論を適用するプロジェクトは活動量あたりのランニングコスト上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。
FO-002 「植林活動」		本方法論を適用するプロジェクトは、プロジェクト実施に際してイニシャルコストが必要であり、かつ、プロジェクト実施前後でランニングコストの上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。

なお、設備の導入が「経済的障壁を有する蓋然性が高いため追加性の評価は不要」とされている方法論に係る追加性評価の省略可否の判断は、“新品”を取り扱う価格情報サイト、国の統計資料、補助金受給者のデータ等によって確認されており、“中古品”を導入する場合も含めて追加性評価の要否を判断することは適切でないため、上記に該当する追加性評価の省略は、中古品を導入する場合は対象外とした。

- EN-S-006 照明設備の導入
- EN-S-007 コージェネレーションの導入
- EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
- EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入
- EN-S-024 テレビジョン受信機の更新
- EN-R-002 太陽光発電設備の導入

i) EN-S-006 照明設備の導入における投資回収年数分布

電球型 LED ランプについて、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、投資回収年数は 10.7 年と推定された。つまり、電球型 LED ランプにおいては、95%以上の設備について、投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

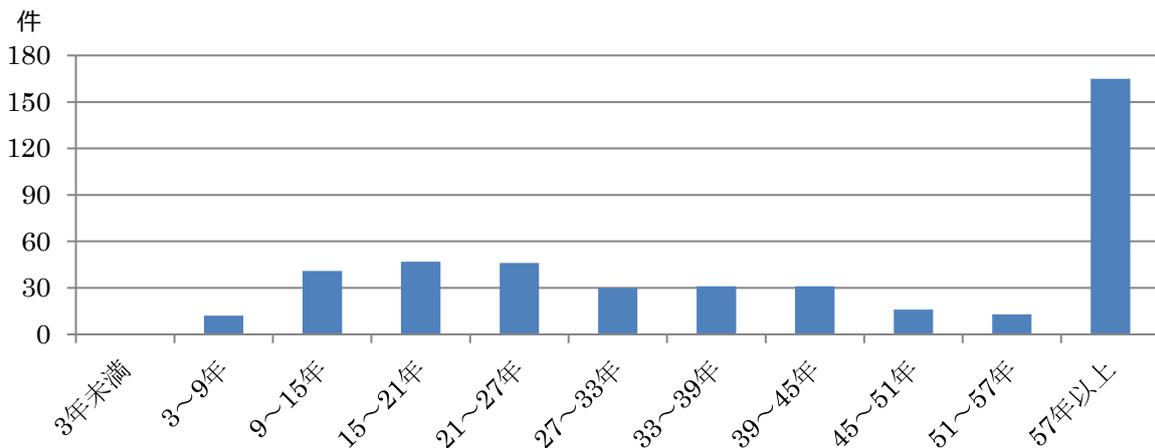


図 13-1 電球型 LED ランプにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-2 電球型 LED ランプの投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電球型 LED ランプ
設備価格	省エネ性能カタログ 2020 年版に掲載の国内主要メーカー5 社について、価格.com より最安値 3 価格 (サンプル数 432)
ベースライン 効率	昼光色・昼白色・白色 : 110 lm / W 温白色・電球色 : 98.6 lm / W (トップランナー基準 (電球型 LED ランプ) より)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)
点灯時間	2,000 時間 / 年 ((一社) 日本照明工業会 : 技術資料 114 「照明経済計算方法」より)

ii) EN-S-007 コージェネレーションの導入における投資回収年数分布

住宅用燃料電池について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 14.1 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

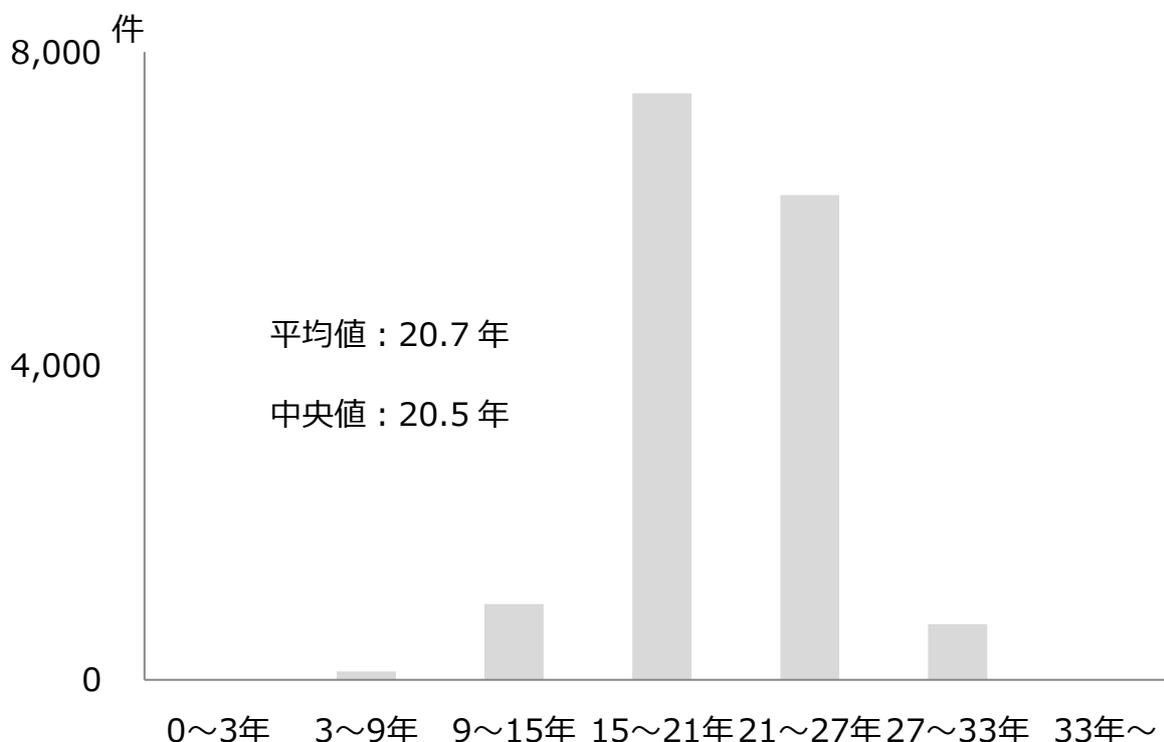


図 13-2 住宅用燃料電池における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-3 住宅用燃料電池の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	2019 年度新規導入者 (民生用燃料電池導入支援補助金受給者)
設備利用率	46.8% (発電コスト検証ワーキンググループ想定値)
ガス料金	基本料金：4,489.7 円 /GJ (2019 年小売物価統計調査より、「都市ガス代」の全国単純平均値)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

iii) EN-S-012 電気自動車の導入における投資回収年数分布

家庭で導入される電気自動車について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する車両の場合、投資回収年数は 34.5 年と推定された。つまり、95% 以上の車両について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。また、EV/PHV 方法論に係る追加性評価の省略可否の判断は、自家用車オーナーが太宗を占める補助金受給者のデータに拠っており、事業用車も含めて追加性評価の要否を判断することは適切でないため、ポジティブリストの対象となるのは家庭部門のみであることを明記する改定を行った。

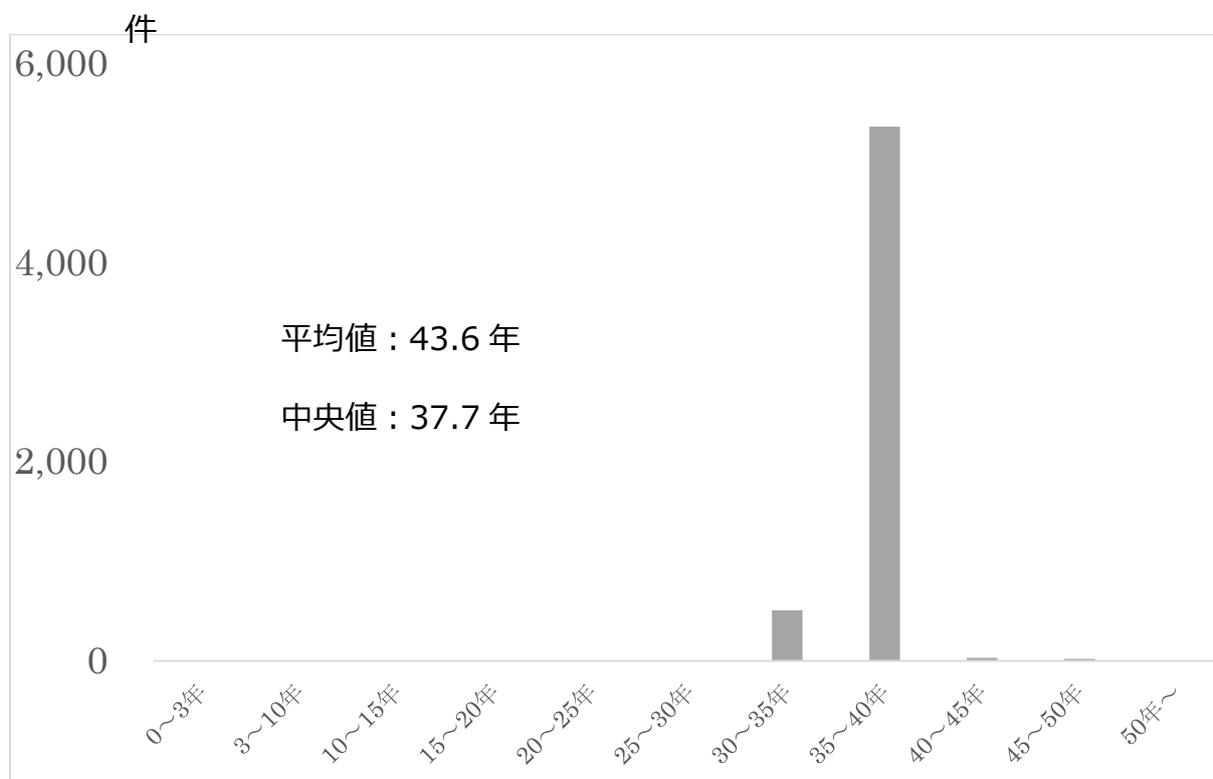


図 13-3 電気自動車における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-4 電気自動車の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	2019 年度新規導入者 (クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金受給者)
年間走行距離	10,936km (2019 年度 J-グリーンリンケージ倶楽部実績値)
ガソリン価格	平均 147.2 円 / ℓ (2019 年小売物価統計調査より、各都道府県の「ガソリン」単価)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

iv) EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入における投資回収年数分布

家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数はそれぞれ 4.5 年、4.2 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

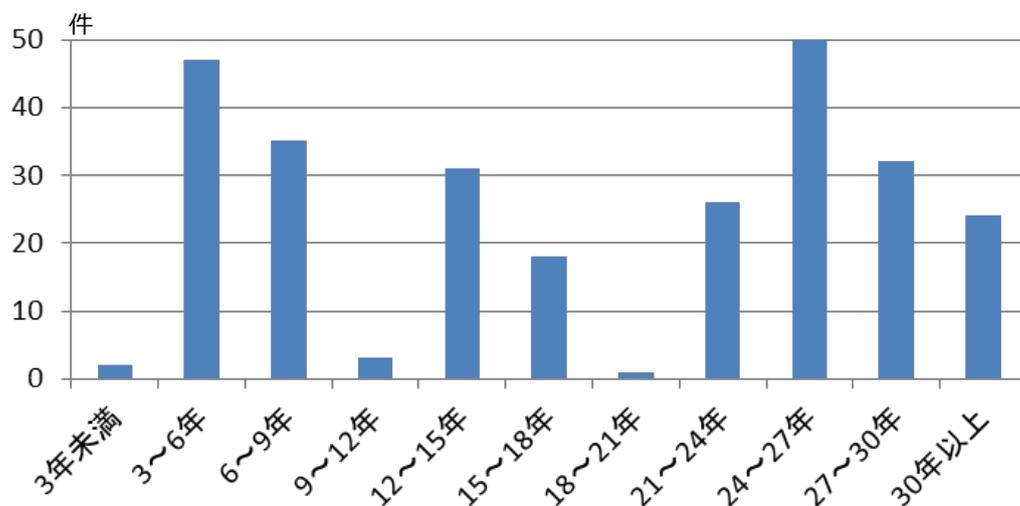


図 13-4 電気冷蔵庫における投資回収年数の分布

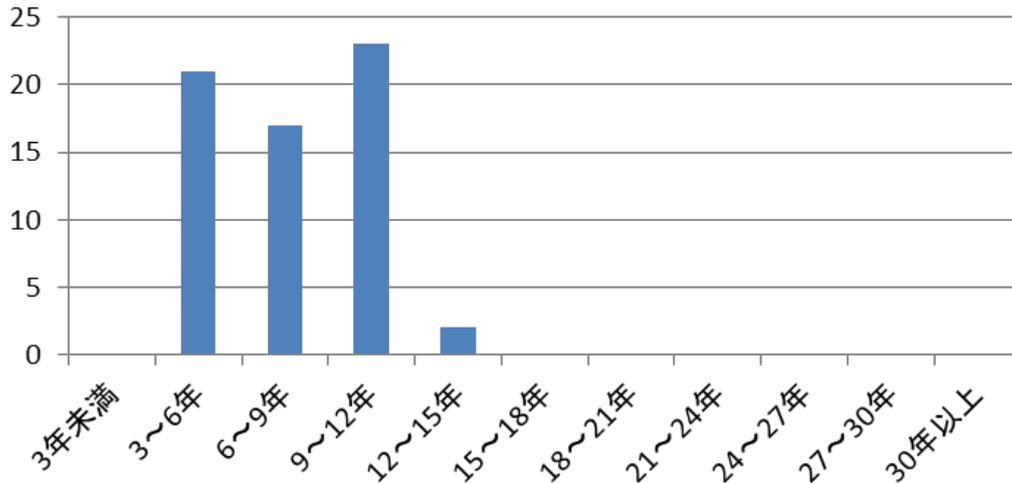


図 13-5 電気冷蔵庫における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-5 電気冷蔵庫・電気冷凍庫の投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電気冷蔵庫	電気冷凍庫
設備価格	省エネ性能カタログ 2020 年版に掲載の国内主要メーカー5 社について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 274）	省エネ性能カタログ 2020 年版に掲載のメーカー9 社について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 63）
ベースライン効率	対象設備の年間消費電力量に係るトップランナー基準（電気冷蔵庫）を、2020 年度時点に線形補間した値	対象設備の年間消費電力量に係るトップランナー基準（電気冷凍庫）を、2020 年度時点に線形補間した値
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)	

v) EN-S-024 テレビジョン受信機の更新における投資回収年数分布

液晶テレビについて、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 19.1 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

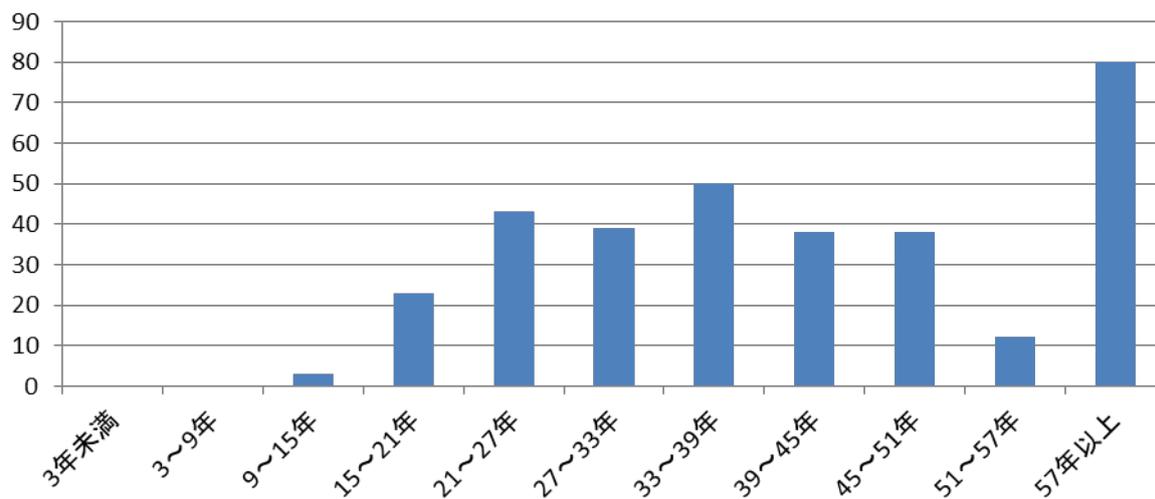


図 13-6 液晶テレビにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-6 液晶テレビの投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電気冷蔵庫
設備価格	省エネ性能カタログ 2020 年版に掲載の国内主要メーカー7 社について、価格.com より最安値 3 価格 (サンプル数 326)
ベース ライン 効率	対象設備の年間消費電力量に係るトップランナー基準 (テレビジョン受信機)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

vi) EN-S-040 省エネルギー住宅の新築における投資回収年数

省エネ住宅を新築するプロジェクトでは、下記の保守的な仮定をおいても投資回収年数が16.7年と3年よりも十分長く、投資回収年数が3年以上である蓋然性が高いことが確認された。

表 13-7 省エネルギー住宅の新築における投資回収年数

項目	想定値	備考
1平米あたり新築工事費	10 万円/平米	住宅着工統計（2019年度）に拠れば新築住宅（一戸建、長屋建、集合住宅）の1平米あたり工事費予定額は平均19万円。 主な構造別（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）で最も安価なのは木造で、同じく16万円。←10万円に切り下げて想定値に採用
新築1戸あたり床面積	60 平米	2019年度住宅着工統計に拠れば新築住宅（一戸建、長屋建、集合住宅）の1戸あたり床面積は平均82平米。都道府県別で1戸あたり床面積が最も小さいのは東京都で、同じく62平米。←60平米に切り下げて想定値に採用
投資総額	600 万円	一般に省エネ住宅は通常より工事費が高いと考えられるので、その点でも左記金額は保守的（少なめ）。
ZEH補助金	115 万円	ZEH基準を満たす上に更なる省エネ仕様となっている場合に受給可。
蓄電システム補助	45 万円	
先進的再エネ熱等導入支援	90 万円	ZEH補助金を受けており、かつCLT、地中熱ヒートポンプシステム、PVTシステムの何れかを導入する場合に受給可。
補助金総額	250 万円	極めて高度な省エネ仕様の住宅を新築する場合の最大限の受給を想定しており、左記金額は保守的（多め）。
投資純額	350 万円	投資額、補助金額とも保守的に想定しており、左記金額も保守的（少なめ）。
ベースライン住宅の光熱費	36 万円/年	家計調査（2019年度）に拠れば2人以上の世帯の光熱費（電気代、ガス代、他の光熱）は平均21,950円/月。収入階級別で光熱費が最も多いのは年収1500万円超の世帯で、平均26,072円/月。←30,000円/月に切り上げて想定値に採用
プロジェクト住宅の光熱費	15 万円/年	太陽光発電による売電収益は、発電容量10kW、発電量＝売電量1万kWh/年、買取価格21円/kWhと想定すると21万円/年。
ランニングコスト削減額	21 万円/年	ベースライン、プロジェクトとも保守的に想定しており、左記金額も保守的（多め）。
投資回収年数	16.7 年	経済的障壁を有する判断基準は3年以上。

vii) EN-R-002 太陽光発電設備の導入における投資回収年数分布

住宅用 PV システムについて、最安値から 5%点に位置するシステム価格：21.59 万円 / kW の場合の投資回収年数は 5.7 年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。なお、家庭部門における第三者保有モデルについても、全体としての投資額及びランニングコストは変わらないことから、ポジティブリストに追加し、プロジェクト実施に係る手続きの緩和を図ることとする。

%	2020年設置 (全体)
5%	16.25
10%	17.58
15%	19.19
20%	21.04
25%	22.52
30%	23.87
35%	25.19
36%	25.50
37%	25.87
38%	26.17
39%	26.51
40%	26.86
45%	28.49
50%	30.08

図 13-7 住宅用 PV システムにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-8 住宅用 PV システムの投資回収年数算定に係る前提条件

設備利用率	13.7% (調達価格等算定委員会の 2021 年度、2022 年度の想定値)
余剰売電比率	70% (調達価格等算定委員会の 2021 年度、2022 年度の想定値)
売電価格	21 円 / kWh (調達価格等算定委員会の 2020 年度調達価格)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

viii) EN-R-002 太陽光発電設備の出力対応機能付きパワーコンディショナーの追加的な導入における投資回収年数分布

パワコンについて、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 3.3 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

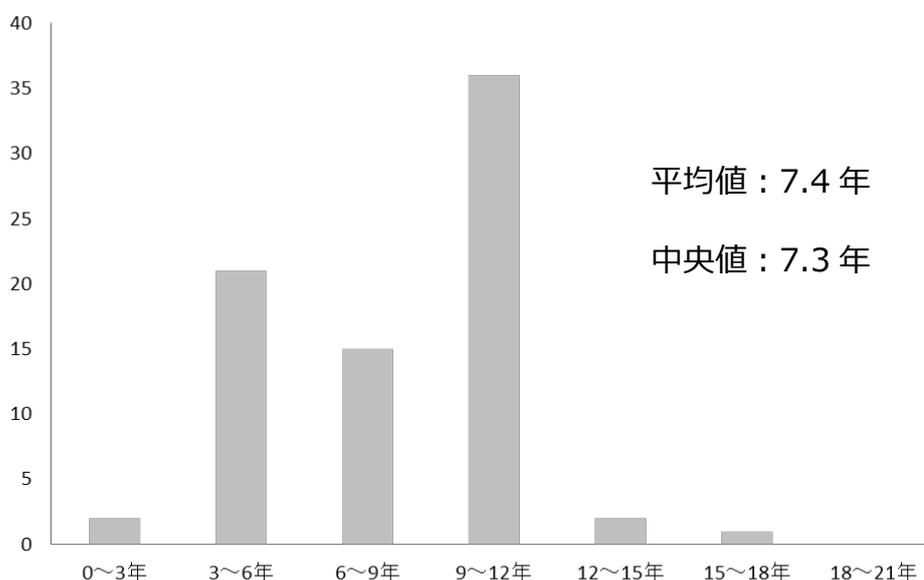


図 13-8 パワコンにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-9 パワコンの投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内外 15 メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP 等を参照 (サンプル数 77)
年間電力消費量	5, 292kWh/年 (平成 30 年小売物価統計調査想定値 441kWh / 月×12 ヶ月)
設備条件	13. 7% (調達価格等算定委員会の 2021 年度、2022 年度の想定値)
自家消費率	30% (調達価格等算定委員会の 2021 年度、2022 年度の想定値)
PV 設備容量	4kW (J -クレジット制度参加家庭平均値)
電力単価	29. 7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

ix) EN-R-002 太陽光発電設備の蓄電池の追加的な導入における投資回収年数分布
蓄電池について、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、投資回収年数は 11. 2 年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

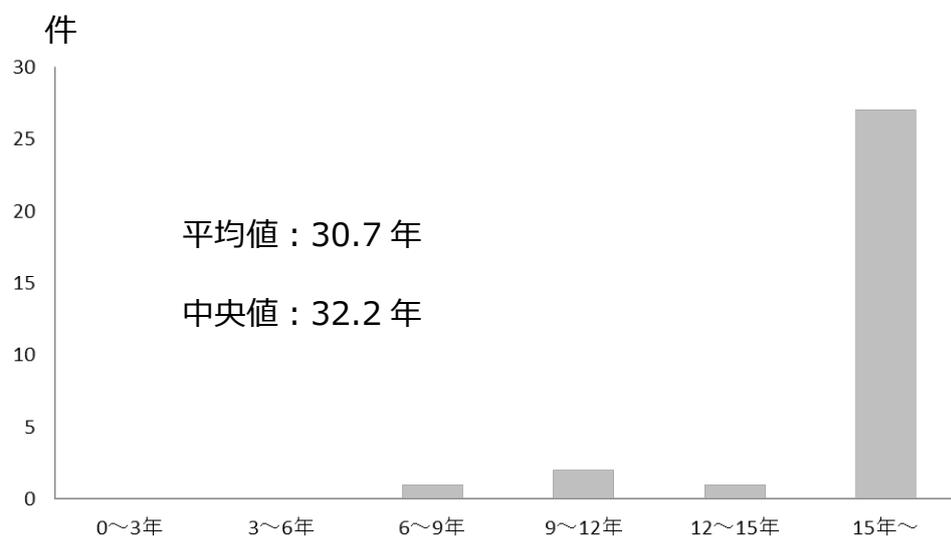


図 13-9 蓄電池における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-10 蓄電池の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内外 15 メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP 等を参照 (サンプル数 31)
年間電力消費量	5, 292kWh/年 (平成 30 年小売物価統計調査想定値 441kWh / 月×12 ヶ月)
設備条件	13. 7% (調達価格等算定委員会の 2021 年度、2022 年度の想定値)
自家消費率	60% (J-クレジット制度事務局におけるシミュレーション結果)
PV 設備容量	4kW (J-クレジット制度参加家庭平均値)
電力単価	29. 7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

x) EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入の追加的な導入における投資回収年数分布

EV (PHEV 含む) について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 19.5 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

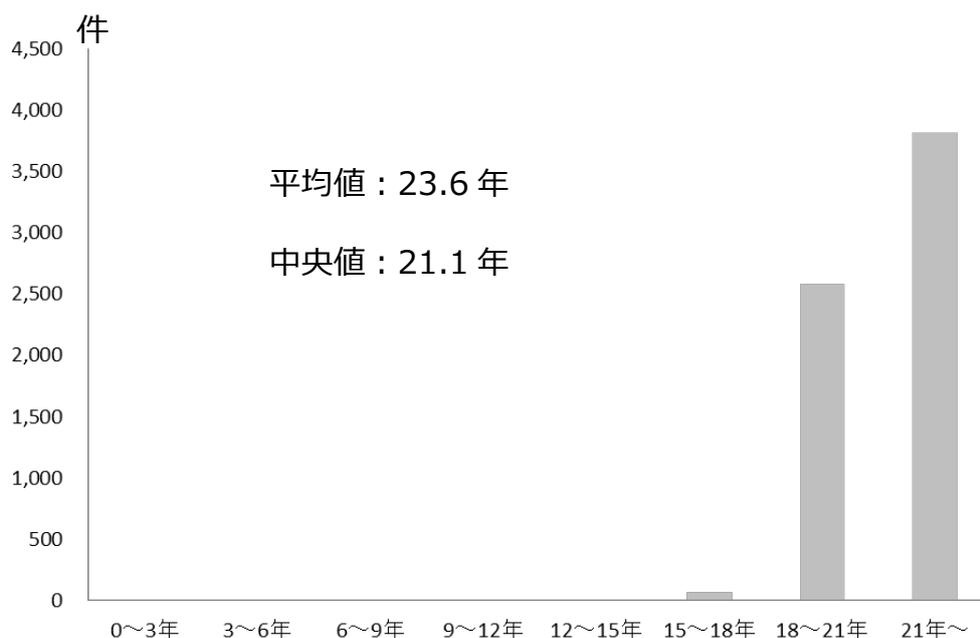


図 13-10 EV (PHEV 含む) における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-11 EV (PHEV 含む) の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	J-クレジット制度参加家庭情報及び国内外メーカー製品に関する価格情報 (サンプル数：6,460)
年間走行距離	10,936km/年 J-クレジット制度参加家庭平均値)
ガソリン単価	147.2 円/l (2019 年小売物価統計調査より、「ガソリン代」の全国単純平均値)
ガソリン自動車 燃費	6.4km/l (トップランナー基準値のうち、最も燃費が悪い値を保守的に採用)
EV 電費	10km / kWh (PHEV : 10.54) (調査対象車種のうち、最も電費が良い値を保守的に採用)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

xi) EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入の追加的な導入における投資回収年数分布

エコキュートについて、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分の投資回収年数は 4.0 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

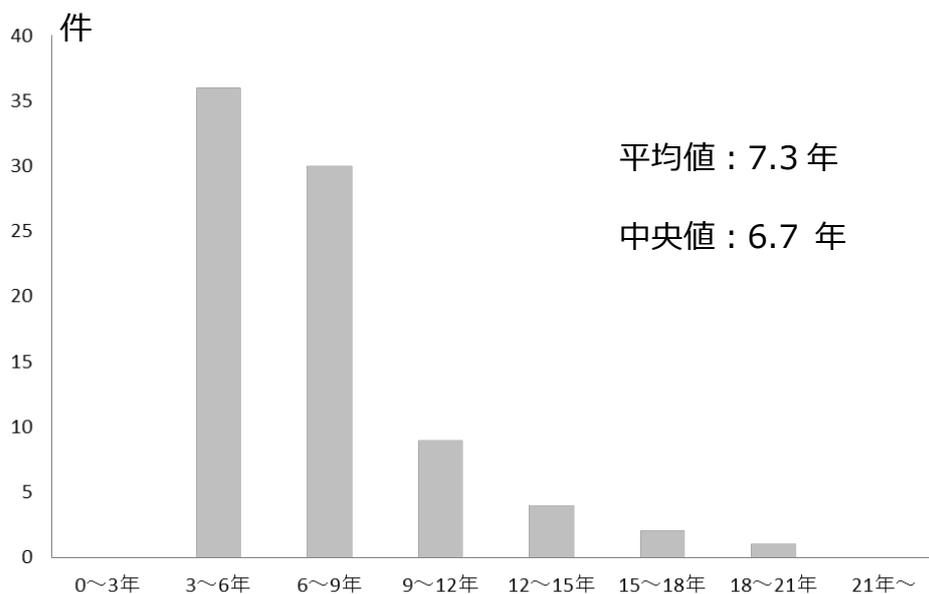


図 13-11 エコキュートにおける投資回収年数の分布 (再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分のみ)

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-12 エコキュートにおける投資回収年数の分布
(再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分のみ) の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内 5 メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP 等を参照 (サンプル数 : 82)
年間熱需要	17,581MJ/年 (2019 年小売物価統計調査の想定値)
都市ガス単価	4.3 円/MJ (2019 年小売物価統計調査より、「都市ガス代」の全国単純平均値)
エコキュート COP	2.8~4.0 (各製品仕様書の記載値)
電力単価	29.7 円 / kWh (2019 年小売物価統計調査より、「電気代」の全国単純平均値)

13.2.2 パワコンの校正に関する調査

太陽光発電の方法論を用いたプログラムの運営に関して、モニタリングに使用するパワコンがモニタリング分類 B の水準を満たすことを確認するために、運営・管理者はパワコンの型式毎にメーカーへのヒアリング等を通じて出荷時の精度保証に関する確認を行う必要がある。

しかし、個々の運営・管理者から各メーカーに確認を行うと、同様の問い合わせがメーカー宛に集中することが懸念されるため、出荷時の精度保証については、事務局よりパワーコンディショナー製造事業者へのヒアリングを基に機器リストを整理し、プログラム型プロジェクトの運営・管理者と審査機関に共有を行うよう、各製造事業者からの情報収集及び、2021 年度に制度ホームページにて情報掲載ができるよう調整を行った。